

# 漁業經營改善制度（經營改善漁業者制度）

水産庁漁政部水産経営課

令和6年4月



## 目 次

1. 漁業経営改善制度（経営改善漁業者制度）	2
2. 漁業経営改善制度（経営改善漁業者制度）の手引き	10
3. 漁業経営改善制度（経営改善漁業者制度）に関する Q&A	34
4. 関係法令	
(1) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	64
(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令	78
(3) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則	88
(4) 告示（漁業経営の改善に関する指針）	106
(5) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の運用について	112
(6) 漁業経営改善制度の運用について	124
5. 優良事例	160
6. このようなとき、このような資金が使えます	172
7. リーフレット	176

○水産庁 HP（漁業経営改善制度（経営改善漁業者制度））

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/kaizen/>



※申請書様式やポスター等のダウンロードにご活用ください。



## 1. 漁業經營改善制度（經營改善漁業者制度）



# 漁業経営改善制度の概要

## 1. 制度の趣旨

本制度は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「漁特法」という。）に基づき、明確な経営目標を定めた漁業経営の改善計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者（以下「経営改善漁業者」という。）に対し、漁業経営の改善に必要な資金融通の円滑化等の支援措置を図る制度。

## 2. 制度の概要

- (1) 作成者：漁特法第4条第1項に基づき、漁業者、漁業協同組合等が作成
- (2) 認定者：農林水産大臣：かつお・まぐろ漁業（総トン数120トン以上）、遠洋底びき網漁業に係るもの、2以上の都道府県の区域を地区とする漁協等に係るもの等  
都道府県知事：上記以外のもの
- (3) 認定基準：農林水産大臣が定める「漁業経営の改善に関する指針」に照らし適切なものか、漁業経営の改善を確実に遂行するために適切なものか
- (4) 指針の内容：<経営改善の内容の例示>  
漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化など  
<経営改善の実施方法>  
定量的な目標の下で、経営の相当程度の向上のための取組を実施（具体的な経営向上の目標については、次に掲げる改善計画の三類型に応じ、それぞれに定める指標を用いて設定）  
【一般型】：計画期間（5年）で減価償却前利益（\*）等の伸び率が基準値（当初15%）以上（ただし、特定の取組（\*\*）を行う場合は、基準値を5%とする。）  
【地域連携型】：計画期間（3年以上5年以内）で減価償却前利益の伸び率が浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上  
【新規就業者型】：計画期間（5年）終了時における減価償却前利益が地域における同一の漁業種類の平均値以上  
\* 減価償却前利益とは、営業利益及び減価償却費の合計額  
\*\* 新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓又は組織再編若しくは他の事業者等との連携強化
- (5) 認定のメリット措置：制度資金（漁業経営改善支援資金等）の融通、補助事業による支援（利子助成による制度資金の無利子化）等

## 3. 制度の活用状況（令和4年度末現在）

- (1) 経営改善漁業者数：363人
- (2) 漁業経営体に占める割合：0.6%（363/61,360経営体）  
※漁業経営体数は速報値。





# 漁業経営改善制度

効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする「**漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法**」に基づき、明確な経営目標を定めた漁業経営の改善計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事又は都道府県知事を受けた者に対し、漁業経営の改善（漁船その他の施設の整備・生産方法の合理化・経営管理の合理化等）に必要な資金融通の円滑化等の支援措置を図る制度です。

農林水産大臣

策定・公表

漁業経営の改善に関する指針（農林水産省告示）

- ① 漁業経営の改善に関する事項
- ② 漁業経営の改善の内容に関する事項
- ③ 漁業経営の改善の実施方法に関する事項
- ④ その他漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項

認定行政庁（申請先）

農林水産大臣

遠洋かつお・まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業に係るもの、2以上の都道府県の区域とする漁協等に係るもの等

都道府県知事

上記以外のもの

経営改善計画の認定申請



経営改善計画の認定

経営改善計画に係る指標（定量的な目標）

一般型	計画期間（5年）で「減価償却前利益（営業利益＋減価償却費）」、「付加生産額（営業利益＋減価償却費＋人件費）」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」の伸び率が基準値（15%）（ <b>特定の取組</b> ）を行う場合は5%）以上
地域連携型	計画期間（3年以上5年以内）で「減価償却前利益」の伸び率が浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上
新規就業者型	計画期間（5年）終了時における「減価償却前利益」が地域における同一の漁業種類の平均値以上

基準値が5%となる取組

- ・新規事業の実施
- ・新たな技術・手法の導入
- ・新たな資源管理の実施
- ・環境に配慮した事業活動の実施
- ・新たな販売手法の導入・販路の開拓
- ・組織再編又は他の事業者との連携強化

具体的な内容は、「漁業経営改善制度の運用について（長官通知）」で規定



支援

経営改善計画の認定を受けた漁業者等が受けられる支援措置

- ・(株)日本政策金融公庫からの設備資金及び長期運転資金の融通（漁業経営改善支援資金）
- ・漁業信用保証保険の優遇措置（(独)農林漁業信用基金による保証保険のてん補率の引き上げ）
- ・漁業協同組合等の民間金融機関からの短期運転資金の融通（漁業経営改善促進資金）
- ・補助事業による支援（利子助成による制度資金の実質無利子化、保証料助成）
- ・漁業権の移転制限に関する特例（定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、改善計画に従い法人化する場合は、移転制限を受けずに譲渡が可能）



## 認定後の支援措置について



### 1 低利な短期運転資金の融通

漁業経営改善促進資金の借入（漁業協同組合等の民間金融機関より）



### 2 低利な設備資金及び長期運転資金の融通

漁業経営改善支援資金の借入（(株)日本政策金融公庫より）



### 3 漁業信用保証保険の優遇措置

(独)農林漁業信用基金による保証保険のてん補率の引き上げ（通常70%→80%）



### 4 漁業権の移転制限に関する特例

定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、改善計画に従い法人化する場合は、移転制限を受けずに譲渡が可能



### 5 国の補助事業による利子助成

漁業近代化資金及び漁業経営改善支援資金（公庫資金）が実質無利子化



### 6 国の補助事業による無担保・無保証人措置

民間資金について、実質無担保・無保証となるよう、求償権償却経費を助成



### 7 国の補助事業による保証料助成

漁業近代化資金等の借入について、保証料負担を一定の期間（最長5年間）軽減



## 2. 漁業経営改善制度（経営改善漁業者制度） の手引き



# 漁業経営改善制度(経営改善漁業者制度)の手引き

漁業経営改善計画の申請等について

令和 6 年 3 月  
水産庁水産経営課

## < 目 次 >

I	計画の認定手続き	1
II	認定要件について	5
III	漁業経営改善計画の内容について	9
IV	実施状況の報告について	11
V	経営計画における勘定科目の主な内訳	13
VI	「経営計画」と「青色申告決算書」の勘定科目対照表	16
VII	記載すべき別紙の種類	17
VIII	申請書提出先	18



## I 漁業経営改善計画の認定手続き等の流れ

漁業経営改善計画の申請・認定・報告の手続きは以下のとおりとなります。

### 1 経営改善制度等への問い合わせ

- 本制度の概要、申請手続、支援措置の内容等について、水産庁又は都道府県の担当部局へお問い合わせ下さい。

### 2 必要書類の準備、作成

- 水産庁のHP (<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/kaizen/>) から申請書をダウンロードしてください。
- 申請書の作成にあたっては、記載要領や全漁連作成の漁業経営改善制度推進マニュアル等を参照して下さい。その際、所属する漁協や漁業者団体に適宜ご相談下さい。
- 申請書の添付書類として、原則として、漁業の場合は資源管理に、養殖業の場合は漁場改善に取り組んでいることを書類が必要となります。詳細は、本手引きP3を参照ください。

### 3 認定申請書の担当部局への提出

- 認定申請書については、かつおまぐろ漁業（総トン数120トン以上の動力漁船によるもの）及び遠洋底びき網漁業を営む漁業者や都道府県の区域を超えて取組を行う漁業者は、水産庁へ、それ以外の漁業者は都道府県へ提出してください。  
(詳細は、「申請書提出先」を参照して下さい。)
- 認定申請書の提出は、原則として、所属する漁協や漁業者団体の意見書を添付し、これらの機関を経由して申請してください。
- 本法に関連する融資、利子助成、保証料助成等の利用にあたって、金融機関等と相談・情報共有しながら認定申請手続きを行ってください。

### 4 都道府県知事又は農林水産大臣の認定

- 申請書の内容に問題がなければ、都道府県知事又は農林水産大臣が経営改善計画の認定を行います。

- なお、融資、信用保証等の支援措置については、関係機関の審査を経た上で、決定されます。

## 5 認定後の実績報告書等

- 都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた後、関係機関の審査を経た上で、融資、信用保証等の支援措置が決定されます。
- 改善計画の認定を受けてから2度目の事業年度終了日及び計画の最終事業年度終了日から起算して3か月以内に、長官通知様式第6号及び同記載要領に記載されている別紙を行政庁に忘れずに報告して下さい。

なお、報告の際、「計画的な資源管理又は漁場改善計画の取組」の履行確認に必要な書面等(資源管理協議会若しくは漁業協同組合が発行する履行確認証明書又は認定行政庁が適当と認めるもの)を入手し添付して下さい。

また、上記の報告のほか、改善計画の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等は、以下の①から③までのいずれかに該当することとなった場合には、長官通知様式第7号により、その旨を認定行政庁に速やかに報告してください。

- ① 司法処分又は行政処分を受けた場合
- ② 資源管理協議会により、資源管理協定の履行が確認されなかった場合
- ③ 実施している漁場改善計画に関し、持続的養殖生産確保法第7条に基づく勧告がされた場合

## II 認定申請について

### 1. 申請書類について

#### ○ 漁業者が申請する場合

- ① 改善計画認定申請書（省令様式第1号）
- ② 漁業経営の改善に関する計画（省令様式第1号別紙1）
- ③ 実施計画（省令様式第1号別紙3）
- ④ 経営計画（省令様式第1号別紙4）
- ⑤ 貸借対照表（省令様式第1号別紙5）
- ⑥ 資金計画（省令様式第1号別紙7）
- ⑦ 設備投資計画（省令様式第1号別紙8）
- ⑧ 意見書（様式の規定なし）

\* 新規就業者型で申請の場合は、推薦書（長官通知参考3参照）

- ⑨ 地域連携型で申請の場合は、浜プラン等（省令別記様式第1号の記載要領3）

#### ○ 漁業協同組合が申請する場合

- ① 改善計画認定申請書（省令様式第1号）
- ② 漁業経営の改善に関する計画（省令様式第1号別紙2）
- ③ 実施計画（省令様式第1号別紙3）
- ④ 経営計画（省令様式第1号別紙6）
- ⑤ 資金計画（省令様式第1号別紙7）
- ⑥ 設備投資計画（省令様式第1号別紙8）
- ⑦ 地域連携型で申請の場合は、浜プラン等（省令別記様式第1号の記載要領3）

なお、共同で申請を行う場合は、長官通知参考1を参照ください。

## 2. 改善計画の認定基準（経営の向上の程度を示す指標）

### 1 漁業経営の改善の目標等

漁業経営の改善の目標、漁業経営の改善による経営向上の程度を示す指標、漁業経営の改善の内容及び実施時期の各事項が改善指針に照らして適切なものであること（法第4条第3項第1号）が必要です。具体的には以下のとおりです。

#### ① 経営の向上の程度を示す指標について

##### ア 漁業者の場合

###### (ア) 一般型

漁業経営の改善を進めようとする者であって、計画期間（5年）で、「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」のいずれかの伸び率が基準値（15%）以上

なお、漁業者が、新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓又は組織再編若しくは他の事業者との連携強化に取り組む場合においては、基準値を5%以上とすることができます。（具体的な取組は下表参照）

（なお、直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が、次期改善計画の認定の申請を行う場合にあっては、当該基準値から5%削減した値を新たな基準値とすることができます。ただし、新たな基準値が5%を下回ることはできません。「直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者」とは、直近の改善計画の最終年度において指標の伸び率が基準値を上回った者又は最終年度において指標の伸び率が資源量の変動等のやむを得ない事由で基準値を下回った者のうち、直近の改善計画の3年目以降の年度において指標の伸び率が基準値を上回る年度があった者とします。（なお書きの適用は、改善計画の終了後2年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合に限られます。））（改善指針第三）。

###### (イ) 地域連携型

浜プラン等（「浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」をいう。以下同じ。）に基づく取組であり、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者であって、計画期間（3年以上5年以内）で、

「減価償却前利益」の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上である必要があります（改善指針第三）。

(ウ) 新規就業者型

新たに漁業経営を開始した後3年未満の者であって、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められ、計画期間（5年）終了時における「減価償却前利益」が、地域における同一の漁業種類の平均値以上となること（改善指針第三）。

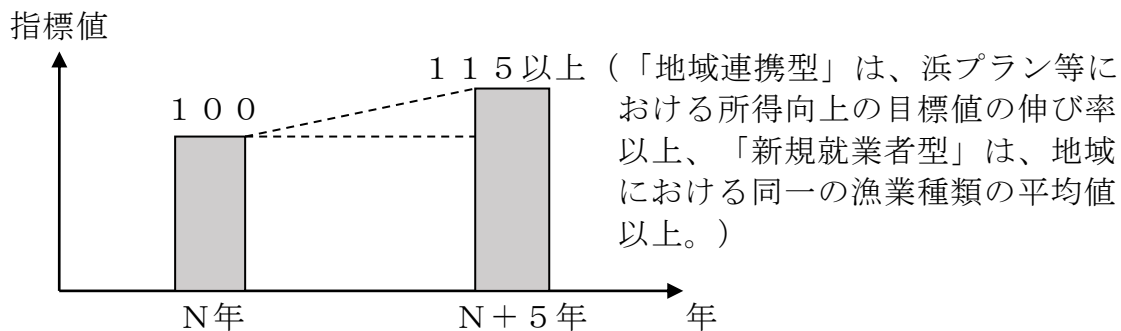
なお、複数の漁業者等が共同して改善計画を作成する場合にあっては、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができます（改善指針第三）。

○基準値を5%以上とする取組の具体例

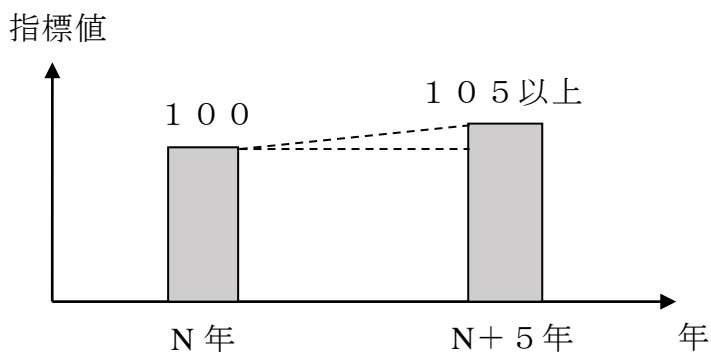
基準値を5%以上とする取組	具体的な取組	考え方（具体例等）
新規事業の実施	海業等への新規取組	自らの生産物を加工・販売する施設や同生産物を提供する飲食店・宿泊施設の整備・運営等の取組等。
	他の漁業種類への着手・転換	特定魚種の不漁等の状況を踏まえた形での漁獲対象種・漁法の複数化に対応する漁船の導入、養殖業への新規着業等の取組等。
新たな技術・手法の導入	スマート水産技術の導入	生産活動の省力化、効率化、生産物の付加価値向上等に資する海洋環境情報や漁獲情報の収集・共有等のための機器・システムの導入の取組等。
	生産履歴等の電子化	養殖業における給餌や投薬の日時、種類、量等の生産履歴等に係る情報を電子的に記録・管理する取組等。
新たな資源管理の実施	漁業法に基づく特定水産資源の拡大への対応	漁業法に基づく漁獲可能量による管理の対象となる資源（特定水産資源）とすることが検討・議論されている資源を一定程度以上漁獲している漁業者において、当該資源が特定水産資源となることを前提に、かかる検討・議論（当該資源に係る評価結果を含む。）を十分踏まえた改善計画の策定。更に、当該資源が特定水産資源となった場合には、配分される大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものとするための資源管理協定の見直し・変更等の実施。

	漁業法に基づく漁獲割当てによる管理の導入への対応	漁業法に基づく漁獲割当てによる管理が導入されている又は導入することが検討・議論されている資源を漁獲している漁業者において、当該管理の運用状況又はかかる検討・議論を十分踏まえた改善計画の策定。更に、状況に応じて年次漁獲割当量の移転を行う等、制度の円滑な運用に資する対応。
環境に配慮した事業活動の実施	人工種苗や配合飼料への転換	関係する技術開発等の状況に応じ、環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料、魚粉割合の低い配合飼料、養殖用人工種苗の使用割合を増やす取組等。
	水産エコラベル認証の取得	水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベル認証（MSC 認証、ASC 認証、MEL 認証など世界水産持続可能性イニシアチブ（GSSI）の認証を受けたもの）を取得する取組。
	海洋ごみの持ち帰り処分	操業中に回収した海洋ごみの持ち帰り及びその適正な処分を行う取組。
新たな販売手法の導入・販路の開拓	輸出	輸出対象魚種や輸出先国の拡大、輸出対象生産物の付加価値向上等により、輸出数量や輸出金額を増大させる取組等。
	インターネットによる直接販売	インターネットを通じた生産物の直接販売により、販売収入の増大を図る取組等。
	販売先の分散化	新たな販売先（輸出やインターネット販売を含む。）を開拓し、多様な販路を確保する取組等。
組織再編又は他の事業者との連携強化	合併/事業譲渡/分社化/事業承継	経営体制を見直し、合併・事業譲渡、分社化、事業承継等により経営の合理化・効率化を図る取組。
	他事業体との連携・作業の共同化	同業他者との作業の共同化や水産加工業者等関連産業に係る事業者との連携により生産プロセスの合理化・効率化や生産物の高付加価値化を図る取組。

<一般型の場合>



※新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓又は組織再編若しくは他の事業者との連携強化に取り組む場合



#### イ 漁業協同組合等の場合

漁業協同組合等が漁業者と共同で改善計画を作成した場合には、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、共同で改善計画を作成した漁業者について、アの判断基準を満たすもの必要があります。

また、漁業協同組合等が単独で又は他の漁業協同組合等と共同で改善計画を作成した場合には、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、その構成員である漁業者のうち別途改善計画の認定を受けた者の当該改善計画の達成に資すると認められること（改善指針第三）。なお、漁業協同組合等が自ら営む漁業により改善計画を作成する場合には、一漁業者としての扱いとなり、アの判断基準を用いることになるのでご留意下さい。

#### ② 漁業経営の改善の内容について

ア 自らの経営環境、新規投資に当たっての費用対効果について十分に考慮しており、設備投資の過剰にはつながらないと認められる必要があります（改善指針第二）。

イ 漁業者が、その漁業経営の改善に当たって、漁業に関する法令を遵守するとともに、次に掲げる自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者、漁獲量の大部分が漁業法（昭和24年法律第267号）第8条第3項に規定す

る漁獲割当てにより管理されており、同法第 124 条第 1 項に基づく資源管理協定の認定を受けることが実態上困難であると認められる者又は同法第 60 条第 2 項に規定する区画漁業権に基づかない養殖業を営んでおり、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に基づく漁場改善計画に取り組むことができない者であること及び当該漁業者による取組が水産資源の持続的利用の確保に反するものではないと認められる必要があります。なお、漁業に関する法令とは、漁業法、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）、臘虎膾肭獸獵獲取締法（明治 45 年法律第 21 号）、持続的養殖生産確保法、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいいます（改善指針第二）。

(ア) 漁業法第百二十四条第一項の認定を受けた同項の協定に基づく資源管理。

(イ) 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に基づき漁業協同組合等が作成する漁場改善計画の確実な実施。

なお、複数の漁業種類を営んでいる漁業者の場合は、いずれか一つの漁業種類で上記(ア)又は(イ)の取組を実施していれば問題ありません。

ウ 浜プラン等に位置付けられた漁業種類に係る改善計画については、漁村地域全体の活性化を図る観点から、同じ漁業経営の改善に向けた地域の取組である浜プラン等と調和のとれたものでなければなりません（改善指針第四）。

## 2 漁業経営の改善の内容等

漁業経営の改善の内容及び実施時期及び漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法の各事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること（法第 4 条第 3 項第 2 号）が必要です。具体的には以下のとおりです。

### ① 漁業経営の改善の内容について

ア 漁業経営の改善の内容及び実施時期及び漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法の各事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること（法第 4 条第 3 項第 2 号）が必要です。具体的には以下のとおりです。

イ 資源状況に照らして過大な設備投資や、地域で定められた資源管理に関する取り決めを反するような取組等の水産資源の持続的利用の確保に反する取組ではないと認められること（改善指針第二）。

### ② 必要な資金の額及びその調達方法について

資金計画について実現が見込まれるものであり、改善計画に掲げる措置を行う上で適切かつ有効なものであること。



### Ⅲ 漁業経営改善計画の内容について

#### 1 経営の向上の程度を示す指標

申請書の別紙1又は別紙2に記載する経営の向上の程度を示す指標は、「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」及び「従業員一人当たりの付加生産額」のいずれかを使用します。

減価償却前利益は、営業利益及び減価償却費の合計額とします。

付加生産額は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額とします。

$$\text{減価償却前利益} = \text{営業利益} + \text{減価償却費}$$

$$\text{付加生産額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

$$\text{従業員一人当たりの減価償却前利益} = \text{減価償却前利益} \div \text{従業員数}$$

$$\text{従業員一人当たりの付加生産額} = \text{付加生産額} \div \text{従業員数}$$

(1) 減価償却前利益及び付加生産額の算出に当たっては、以下の点に留意して下さい。

① 漁業を含めた経営体全体の数値を用いて下さい。

② 人件費は、以下の全項目を含む総額として下さい。

ア 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む）

イ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金、退職給与引当金繰入

ウ 短時間労働者の給与を外注費等で処理した場合の当該費用（派遣労働者を除く）

③ 減価償却費は、以下の全項目を含む総額として下さい。

ア 減価償却費（繰延資産の償却額を含む）

イ リース、レンタル費用（損金算入されるもの）

(2) 従業員一人当たりの減価償却前利益及び付加生産額の算出に当たっては、以下の点に留意して下さい。

① 短時間労働者については、1日に4時間勤務をする者を0.5人と計算するなど勤務時間によって従業員数を調整して下さい。

② 付加生産額の算出に当たっての人件費の取扱いと整合性を図るため、派遣労働者は従業員数に含めないものとして下さい。

(3) 改善計画の別紙4の科目の関係は次のとおりとして下さい。

⑥ 営業外損益 = 損益計算書の営業外収益 - 損益計算書の営業外費用

⑬ 設備投資額の合計と、別紙8の設備投資額の合計は一致する

## 2 補助的指標

改善計画を作成する漁業者等は、経営改善の目標として設定する指標に加えて、売上高、加工量、取扱量その他の補助的指標を設定することができます。

補助的指標は、補助的な指標を用いた目標を設定し、その効果を測定しようとする申請者のみが設定することができます。補助的指標を設定しようとする場合は、指標の名称、定義、計算方法及び設定理由を記載した書面を申請書に添付して下さい。

補助的指標については、農林水産大臣又は都道府県知事が改善計画の認定を行う際には、その有無、内容等について考慮しませんが、改善計画の実施状況の報告を受ける際に、参考として取り扱うこととなります。

### <補助的指標の例>

#### ○売上高

- ・ 経営体全体としての売上高の伸び率
- ・ 水産加工業を兼業する漁業者が、水産加工分野の生産能力を向上させる場合の当該分野に係る売上高の伸び率
- ・ 代船を建造し漁獲能力を向上させる場合の水揚高の伸び率

#### ○売上数量

- ・ 水産加工業における加工量の増加率
- ・ 水産物販売数量の増加率

#### ○燃油代

- ・ 操業方法を改善し燃油代を削減しようとする場合の燃油代の減少率

#### ○倉敷料（倉庫料）

- ・ 冷蔵倉庫利用について業者を変更して倉敷料を削減しようとする場合の倉敷料の減少率

#### ○運転資金の平均残高

- ・ 資金の効率的活用を図り運転資金の平均残高を減少させる場合の運転資金の平均残高の減少率

#### ○自己資本比率

- ・ 計画的に内部留保の積み増しを図る場合の自己資本比率の増加

## IV 実施状況の報告について

### 1 報告の時期

改善計画の認定を受けてから2度目の事業年度終了日及び計画の最終事業年度終了日から起算して3か月以内に改善計画の実施状況に関する報告を提出して下さい。また、上記の報告のほか、改善計画の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等は、以下の①から③までのいずれかに該当することとなった場合には、様式第7号により、その旨を認定行政庁に速やかに報告してください。

- ① 漁業に関する法令の違反により、司法処分又は行政処分を受けた場合
- ② 資源管理協議会により、資源管理協定の履行が確認されなかった場合
- ③ 実施している漁場改善計画に関し、持続的養殖生産確保法第7条に基づく勧告がされた場合

### 2 報告の必要書類

漁業経営改善制度の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第739号水産庁長官通知）第8の1の規定に基づく様式第6号に必要事項を記入して下さい。

なお、各報告の際、計画的な資源管理又は漁場改善の取組の履行確認に必要な書面等（資源管理協議会若しくは漁業協同組合が発行する履行確認証明書又は認定行政庁が適当と認めるもの）を添付して下さい。

（様式第6号の記載要領）

- 1 改善計画の認定を受けてから2度目の事業年度終了後の報告については、別紙1、2、3及び7（漁業協同組合等の場合は別紙1、2、4及び7）に記載すること。
- 2 改善計画の最終事業年度終了後の報告については、別紙1、2、5及び7（漁業協同組合等の場合は別紙1、2、6及び7）に記載すること。
- 3 漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合には、別紙1及び2にすべての参加者について取りまとめて記載するとともに、別紙3又は5及び7（漁業協同組合等の場合は別紙4又は6及び7）に参加者ごとに記載すること。
- 4 別紙1の「1 改善計画認定時の情報」の「計画期間」の欄には、認定を受けた計画期間を、「改善計画の類型」、「営む漁業の概要」及び「資源

管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、改善計画の別紙1に記載した内容をそれぞれ記載すること。

また、「3 取組状況」の欄については、以下の項目について簡潔に記載すること。

- ・経営の向上の程度を示す指標の達成状況及びコメント
- ・補助的指標を定めた場合にあっては当該指標の達成状況及びコメント
- ・設備投資計画（改善計画の別紙8）に記載した事項の実施状況及びコメント
- ・その他

5 別紙2については、以下の要領で記載すること。

実施状況：◎計画どおり実行できた。○ほぼ計画どおり実行できた。

△実行したが不十分。×ほとんど実行できなかった。

効果：◎効果が十分あがった。○ほぼ予定どおりの効果が得られた。

△効果が少しあった。×ほとんど効果がなかった。

対策：効果が△又は×であった場合に、十分な効果をあげるための対策を記載。

6 別紙7の「6 自主的な資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、改善計画の期間中に実施した資源管理又は漁場改善の取組の概要（計画名、取組概要）を簡潔に記載すること。また、同取組を確実に実施したことを証す書面等を添付すること。

なお、改善計画の別紙1の資源管理又は漁場改善の取組概要でその他を選択して認定を受けた者は、別紙7の提出を要しない。

### 3 書類の入手方法

様式は、水産庁HPに掲載するとともに、都道府県又は国の担当部局に用意しています。

## V 経営計画における勘定科目の主な内訳

### 1 売上高

- ・ 漁業生産物収入（漁獲物の現物消費（自家消費、物々交換等によるもの。市場卸売価格で評価）を含む）
- ・ 養殖業生産物収入
- ・ 賃料収入（漁船、漁網等の漁業生産手段を貸与して得た賃貸料、その他の賃貸料等）
- ・ 副産物収入（魚類等の内蔵物、貝殻等の副産物の販売収入）
- ・ その他の漁業収入（販売手数料の歩戻金、漁業用資材の転売収入等）
- ・ 漁業外事業収入（水産加工業、農業、商業等）

### 2 売上原価

#### （1）人件費

- ・ 乗組員（役員・事務職員の賃金は含まない）に支払った賃金（現物支払を含む）等
- ・ 船内食料費
- ・ 乗組員に対する福利厚生費
- ・ その他（乗組員の退職金、賞与引当金、漁業外事業に係る人件費等）
- ・ 見積家族労賃（役員・事務職員は含まない。青色申告を行っている場合は専従者控除額、それ以外は近隣の雇用労働者の賃金により見積もる。）

#### （2）漁船費

- ・ 漁船の船体、機関、電気電子機器、冷凍装置、漁労装置等の修理費、艀装材料費、部品・消耗品・備品費等

#### （3）漁具費

- ・ 漁網、浮子、沈子、はえ縄等に関する支出及び修理費

#### （4）油費

- ・ 漁業に使用した重油、軽油、灯油、潤滑油等の一切の油代

(5) えさ代

- ・ 漁業、養殖用のえさ代

(6) 氷代

- ・ 漁獲物及び収穫物の鮮度保持のための氷代、冷凍費、鮮度保持剤等

(7) 魚箱代

- ・ 漁獲物及び収穫物の運搬、選別、出荷、販売に要する容器代

(8) 種苗代

- ・ 養殖業の種苗購入代

(9) 諸材料費

- ・ 漁船費、漁具費、諸施設費に分類できない漁業用電球代、水道光熱費等の材料費

(10) 諸施設費

- ・ 陸上施設（漁舎、浜小屋、揚船施設、染網用施設等）に関する費用
- ・ 養殖施設に関わる材料費、備品費、補修・修理費

(11) 賃借料及び料金

- ・ 漁船のチャーター料、漁獲物の水揚料・選別料・運搬料・保管料（倉敷料）、漁業許可等の借料、漁場使用料、種苗種付使用料、不動産賃貸料、登録登記料等

(12) 租税公課

- ・ 事務部門以外に関する租税

(13) 減価償却費

- ・ 事務部門以外に関する固定資産・繰延資産に関する減価償却費

(14) その他の事業支出（(1)～(13)以外の漁業以外の事業支出）

- ・ 漁業災害補償法に基づく共済掛金、漁船損害補償法に基づく漁船保険料、乗組員の出張・移送旅費等
- ・ 水産加工業支出等

### 3 販売費及び一般管理費

(1) 賃借料及び料金

- ・ 事務部門に関する不動産賃借料、支払地代家賃、登録・登記料等

#### (2) 販売手数料

- ・ 生産物の販売のために支払った手数料（水揚口銭、漁協その他の水産物販売業者への支払手数料等）

#### (3) 事務費

- ・ 役員、事務職員給与・手当、事務職員福利厚生費
- ・ 見積家族労賃（事務職員分のみ）
- ・ 漁業経営のための交際費、会議費、旅費・交通費、通信費
- ・ 事務用備品の購入費及び補修修理費
- ・ 事務消耗品費、事務所の管理関係費

#### (4) 租税公課

- ・ 事務部門に関する租税

#### (5) 減価償却費

- ・ 事務部門に関する減価償却費

#### (6) その他

- ・ 事務部門に関する損害保険料等

### 4 営業外損益

#### (1) 営業外収益

- ・ 受取利息配当金、投資不動産賃貸料等
- ・ 労賃収入、年金収入
- ・ 補助金、補償金収入
- ・ 仕入割引、割戻（奨励金、リベート）
- ・ 雑収入

#### (2) 営業外費用

- ・ 支払利息割引料、売上割引等
- ・ 雑支出

VI 「経営計画」と「青色申告決算書」の勘定科目対照表

「経営計画」における勘定科目	「青色申告決算書」における勘定科目	計 算 式	「青色申告決算書」の勘定科目と対照するに当たっての留意事項
売上高	売上（収入）金額	①	漁業、水産加工業等の事業収入（労賃収入、年金収入、雑収入は除く）
うち水揚高			売上（収入）金額のうち、漁業及び養殖業による収入
売上原価	経費、専従者給与	②	「青色申告決算書」における経費＋専従者給与－利子割引料－雑費
売上総利益			「青色申告決算書」における経費を売上原価と販売費及び一般管理費に分割できない場合は記入不要
販売費及び一般管理費			「青色申告決算書」における経費を売上原価と販売費及び一般管理費に分割できない場合は記入不要
営業利益		③ = ① - ②	
営業外損益		④	労賃収入＋年金収入＋雑収入－利子割引料－雑費
経常利益		⑤ = ③ + ④	
人件費	給料賃金、福利厚生費等	⑥	給料賃金、船員給料、福利厚生費、専従者給与等の人件費の合計金額
減価償却費	減価償却費	⑦	「青色申告決算書」の減価償却費
従業員数		⑧	短時間労働者については、勤務時間によって従業員数を調整のこと
減価償却前利益		⑨ = ③ + ⑦	「経営計画」の営業利益＋減価償却費
一人当たりの減価償却前利益		⑩ = ⑨ ÷ ⑧	
付加生産額		⑪ = ③ + ⑥ + ⑦	「経営計画」の営業利益＋人件費＋減価償却費
一人当たりの付加生産額		⑫ = ⑪ ÷ ⑧	



## Ⅶ 記載すべき別紙の種類

別紙	1	2	3	4	5	6	7	8
漁業者が単独で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○
漁業者が共同で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○
	すべての漁業者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載				
漁業協同組合等が単独で改善計画を作成		○	○			○	○	○
漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○			○	○	○
	すべての漁業協同組合等について取りまとめて記載			漁業協同組合等ごとに記載				
漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○	○	○		○	○
	すべての参加者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載				
						○	○	○
				漁業協同組合等ごとに記載				

## Ⅷ 申請書提出先

### 1 単独で計画を作成する場合

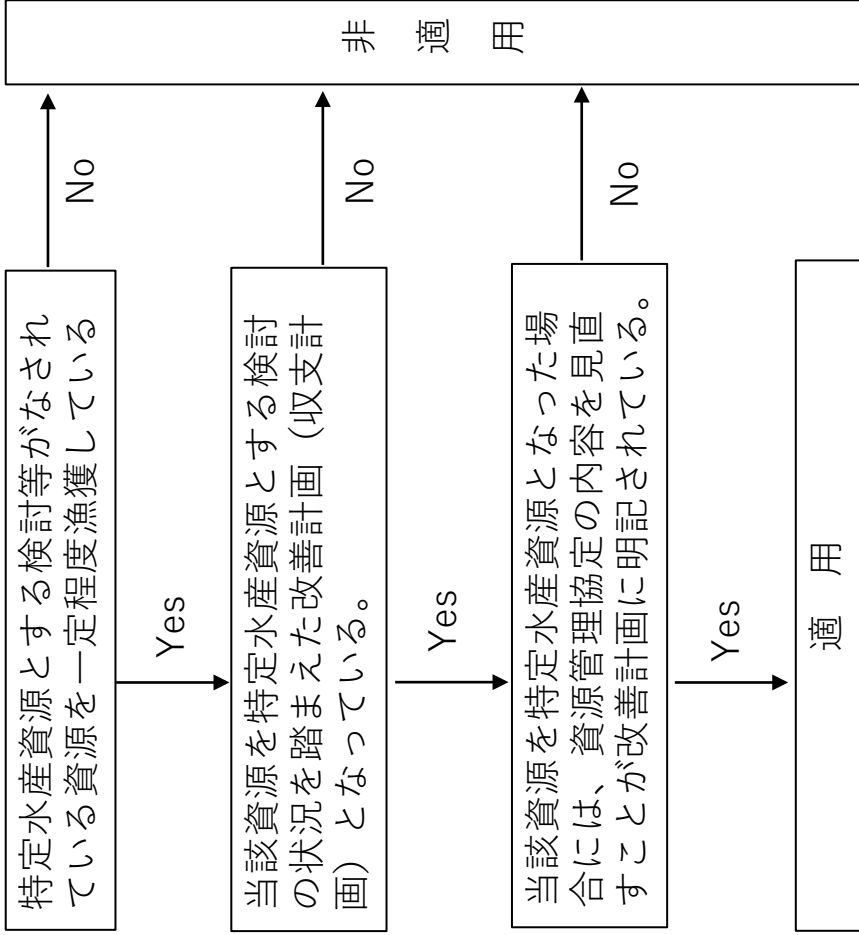
申請者	形態	提出先
漁業者	・政令指定業種の漁業を主として営む漁業者（以下「政令指定漁業者」という。）	農林水産大臣
漁業協同組合等	・政令指定漁業者を構成員とするもの ・政令指定業種以外を主として営む者（以下「政令指定外漁業者」という。）を構成員とするものであって、地区又は事業が二以上の県に及ぶもの	
漁業者	・政令指定外漁業者	都道府県知事
漁業協同組合等	・政令指定外漁業者を構成員とするものであって、地区又は事業が一県内に限られるもの（地区組合等）	

### 2 共同で計画を作成する場合

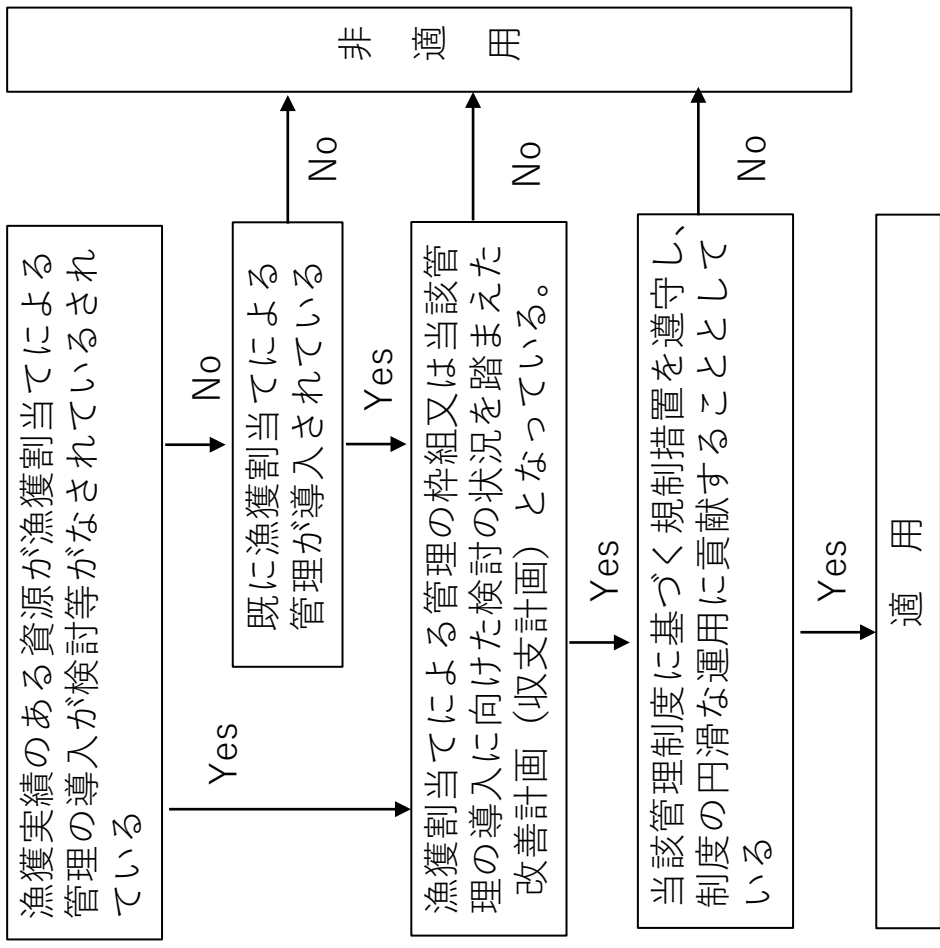
申請者	形態	提出先
複数の漁業者	・代表者に政令指定漁業者が含まれる場合 ・代表者が政令指定外漁業者であって、代表者の住所地が二以上の県に及ぶもの	農林水産大臣
漁業者と漁業協同組合等	・代表者に政令指定漁業者又は地区組合等以外の団体が含まれる場合 ・代表者が政令指定外漁業者又は地区組合等であって、代表者の住所地、地区又は事業が二以上の県に及ぶ場合	
複数の漁業協同組合等	・代表者に地区組合等以外の団体が含まれる場合 ・代表者が地区組合等であって、代表者の地区又は事業が二以上の県に及ぶ場合	
複数の漁業者	・代表者が政令指定外漁業者であって、すべての代表者の住所地が同一都道府県である場合	都道府県知事
漁業者と漁業協同組合等	・代表者が政令指定外漁業者又は地区組合等であって、すべての代表者の住所地、地区又は事業が同一都道府県である場合	
複数の漁業協同組合	・代表者が地区組合等であって、すべての代表者の地区又は事業が同一都道府県である場合	

新たな資源管理の実施に伴う経営改善計画の目標類型（一般型（5%適用））の判断フロー

特定水産資源に対する取組の場合



漁獲割当てに対する取組の場合





### 3. 漁業経営改善制度（経営改善漁業者制度） に関する Q&A



**漁業経営改善制度  
(経営改善漁業者制度)  
に関する Q&A**

水産庁水産経営課

最終更新日：令和6年3月

[略称一覧]

法 : 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法  
(昭和 51 年法律第 43 号)

政 令 : 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令  
(昭和 51 年 6 月 1 日政令第 132 号)

施行規則 : 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則  
(昭和 51 年 6 月 1 日農林省令第 24 号)

漁業許可省令 : 漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号)

改善計画 : 漁業経営改善計画 漁特法第 4 条に基づく計画 (平成 14 年の漁特法改正により創設)

改善指針 : 漁業経営の改善に関する指針  
(平成 14 年 6 月 26 日付け農林水産省告示第 1205 号)

次官通知 : 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の運用について  
(平成 14 年 7 月 1 日 14 水漁第 741 号農林水産事務次官依命通知)

長官通知 : 漁業経営改善制度の運用について  
(平成 14 年 7 月 1 日 14 水漁第 739 号水産庁長官通知)



## 目 次

### I. 計画の趣旨 P 1～P 3

- (問 1) 漁業経営の改善とは何ですか。
- (問 2) 漁業経営改善制度の対象者はどんな人ですか。
- (問 3) 新たに漁業を営む場合、認定を受けることは可能ですか。あるいは一定期間の実績が必要となるのでしょうか。
- (問 4) 制度の対象者として漁業に関する法令を遵守するとともに、「自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者」、「漁獲量の大部分が漁業法に規定する漁獲割当てにより管理されている者及び区画漁業権に基づかずに養殖業を営む者」とありますが、どのような取組をしていれば対象となるのですか。
- (問 5) 現在、漁場改善計画が作成されていない地域で養殖業を営んでいるのですが、改善計画の認定を受けることは可能ですか。
- (問 6) 漁業協同組合等が単独で漁業経営改善計画を作成することも可能ですか。

### II. 計画の作成（単独） P 3～P 11

- (問 7) 改善計画には何を記載するのでしょうか。
- (問 8) 改善計画の認定基準は何ですか。
- (問 9) 「減価償却前利益」とは何ですか。
- (問 10) 「付加生産額」とは何ですか。
- (問 11) どうして経営の相当程度の向上を判断する指標として「減価償却前利益」や「付加生産額」を使用するのでしょうか。
- (問 12) 減価償却前利益、付加生産額、一人当たりの減価償却前利益、一人当たりの付加生産額はどのように算出しますか。
- (問 13) 会社役員は従業員に含まれますか。
- (問 14) 家族経営で、夫婦で従事している場合、妻を従業者として扱ってよいのでしょうか。
- (問 15) 短時間労働者や季節労働者を雇用している場合はどのように扱えばよいのでしょうか。
- (問 16) 漁業経営改善計画の付加生産額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の算出に当たって、外国人研修生、外国人実習生、マルシップにおける外国人の経費は、人件費（付加生産額に加える）に含めるのでしょうか。

また、「従業員一人当たりの付加生産額」を算出する場合の扱いはどのようになるのでしょうか。

- (問 17) 役員で漁業に従事している場合、当人への給与は労務費と見なすのでしょうか。一般管理費と見なすのでしょうか。
- (問 18) 申請書にある補助的指標とは何ですか。
- (問 19) 「減価償却前利益」等の指標が認定の基準値に達しなかった場合、「補助的指標」が達成されていれば問題ないですか。
- (問 20) 改善計画に記載した目標値に達しなかったものの、認定の基準値には達した場合、問題ないですか。
- (問 21) 決算時期と改善計画開始時期（認定時期）が大幅にずれる場合、計画書に記載する「直近期末」の扱いに特別な処理が必要ですか。
- (問 22) 決算確定前でも、過去の決算や現状を踏まえた推定値を現状値として利用してもいいのでしょうか。
- (問 23) 計画期間を調整することができる「特段の理由」とはどのようなものですか。計画期間を調整した場合、それに合わせて目標値も調整する必要がありますか。
- (問 24) 個人経営が法人化する場合、改善計画は個人で作成するのですか。法人で作成するのですか。
- (問 25) 債務超過の場合には、漁業経営改善計画の作成にあたってどのような取り組みが必要ですか。
- (問 26) 漁業者が漁業協同組合等の構成員である場合、改善計画の認定を行おうとするときは、構成員となっている漁業者等の意見書を添付し、かつ、当該漁業協同組合等を経由して、その申請を行うこととなっていますが、複数の漁業協同組合等の構成員となっている場合はどうするのでしょうか。
- (問 27) 減価償却前利益や付加生産額の算出にあたり、漁業を含めた経営体全体の数値を用いる旨が長官通知別記（記載上の留意事項）4（2）①に記載されていますが、漁業以外の収入が全体の半分以上を占める個人経営体の場合は目標を達成することが困難なので、漁業協同組合等が自ら漁業を営む場合と同様の特例措置（当該漁業に関する会計を区分して経理している場合には、これによる数値を用いることも可能）を適用することは可能ですか。
- (問 28) 単独の漁業協同組合等が改善計画を作成する例を教えてください。

### Ⅲ. 計画の作成（共同）

P 12～P 13

- (問 29) 改善計画を共同で作成することは可能ですか。
- (問 30) 漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画作成する例を教えてください。
- (問 31) 改善計画を共同で作成する場合、誰が申請者になるのですか。
- (問 32) 改善計画を共同で作成する場合、認定基準はどうなりますか。

#### IV. 計画の認定 P 13～P 14

- (問 33) 改善計画の認定は誰が行うのですか。
- (問 34) 都道府県によって認定基準にばらつきが生じませんか。

#### V. 支援・特例措置 P 14～P 15

- (問 35) 認定を受けた漁業者は、どんな支援や特例を受けることができますか。
- (問 36) 認定を受けた漁業者は、必ず融資を受けられますか。
- (問 37) 計画期間終了後、計画が達成されなかった場合や義務が履行されなかった場合、それまで受けている金融上の特例についてはどうなりますか。

#### VI. 計画の変更 P 15～P 17

- (問 38) どのような場合に改善計画の変更認定が必要になりますか。
- (問 39) 認定を受けた個人が法人化した場合、改善計画の変更認定は必要ですか。
- (問 40) 法人が合併した場合、改善計画の変更認定は必要ですか。
- (問 41) 改善計画の認定を受けている親が死亡し、息子に包括的に漁業の許可を承継する際、改善計画の変更認定は必要ですか。
- (問 42) 認定を受けた漁業者が漁船を更新する場合、改善計画の変更認定は必要ですか。

#### VII. 計画の取消 P 17～P 18

- (問 43) 漁業経営改善計画の認定の取消しはどのような場合に行われますか。また、この場合、それまでに受けている支援措置についてはどのような取扱いとなりますか。
- (問 44) 経営改善漁業者が浜プラン等の更新に伴い、当該浜プラン等の計画期間との整合を図るため、新たに改善計画の認定を行いたいが、取組中の改善計画を取り消す必要はありますか。

#### VIII. 制度改正について（令和 5 年） P 18～P 19

- (問 45) 今回の見直しの趣旨を教えてください。
- (問 46) 対象漁業者に漁獲の大部分が漁獲割当て（IQ）により管理されている者と区画漁業権に基づかない養殖業を営む者を追加した理由はなんですか。
- (問 47) 今回の見直しは、「一般型」の目標値（基準値）が 15%から 5%に引き下

げられたという理解でよいでしょうか。

(問 48) 経営改善計画の認定申請の際、「一般型」を選択した場合、申請者が従来の15%か5%の規定のどちらを選択しているかはどこで判断すれば良いのでしょうか？申請の際、申請者から聞き取るのでしょうか。

(問 49) 「水産基本計画の方針に合致し、かつ、チャレンジ性が高いと認められる取組」について、既に取り組んでいる人も対象になりますか。

(問 50) 現在、養殖業を営んでおりますが、新たに追加された規定（5%以上）を適用する際、具体的にどのような取組が考えられるでしょうか。

## I. 計画の趣旨

(問1) 漁業経営の改善とは何ですか。

(答)

本制度では、「漁業経営の改善」を「漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」としています。

[参照：法第二条]

(問2) 漁業経営改善制度の対象者はどんな人ですか。

(答)

本制度の主な対象としては企業の経営を行っている方、すなわち

- ① 法人として漁業の経営を行っている方
- ② 個人経営であって、「青色申告を行っていたり（又は行おうとしていたり）、少なくとも簿記記帳を行い自らの経営状況を把握している方」、「雇用従事者を有している方」

等を対象としています。漁業種類、規模は問いません。

類型別の対象者は、以下のとおりです。

- ① 「一般型」は、漁業経営の改善を進めようとする者
- ② 「地域連携型」は、浜プラン等に基づく取組（※1）であって、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者
- ③ 「新規就業者型」は、新たに漁業経営を開始した後3年未満の者であって、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められる者（※2）

(※1) 「浜プラン等に基づく取組」とは、改善計画の取組内容の全部又は一部が、浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン（以下「浜プラン等」という。）に記載されている具体的取組内容と一致しているもののことです。

(※2) 「一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められる者」とは、漁業に関する長期研修を1年以上受講した者、これと同等の漁労に関する知識及び技術を有すると漁業協同組合又は行政庁が認める者（漁家子弟等）のことです。

[参照：改善指針三、長官通知第2]

(問3) 新たに漁業を営む場合、認定を受けることは可能ですか？あるいは一定期間の実績が必要となるのでしょうか。

(答)

新たに漁業経営を開始した後3年未満の漁業者の場合は、「新規就業者型」で認定を受けることが可能です。ただし、新規漁業就業者向けの長期研修を1年以上受講するなど、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められる場合に限ります。そのことを確認するために、「新規就業者型」で認定の申請をする場合は、漁業協同組合等の推薦書が必要となります。

〔参照：改善指針三、長官通知第2〕

（問4）制度の対象者として漁業に関する法令を遵守するとともに、「自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者」、「漁獲量の大部分が漁業法に規定する漁獲割当てにより管理されている者及び区画漁業権に基づかず養殖業を営む者」とありますが、どのような取組をしていけば対象となるのですか。

（答）

令和5年4月1日から認定要件に「漁業に関する法令を遵守すること」を追加しました。また、令和2年の漁業法改正に伴う新しい資源管理システムに順次移行していくことから、新しい資源管理システムに適合するよう、要件を整理しました。

具体的には、①資源管理協定（国又は都道府県の認定を受けているもの）又は②漁場改善計画（都道府県の認定を受けているもの）に基づく取組（休漁、養殖密度の遵守等）を実施している、③漁獲量の大部分が「漁獲割当て」により管理されている者、④陸上養殖を営む者が本制度の対象者となります。

このため、認定を受けるには、①の協定又は②の計画に参加し、①の計画では、休漁、漁獲量規制、操業時間制限、漁具規制、操業区域規制、漁獲物規制、種苗放流、漁場整備など、②の計画では、漁業権漁場面積当たりの養殖施設面積の割合、養殖密度、飼餌料の種類、制限、水産医薬品の使用、へい死魚の処理、病害が発生した場合のノリ網の処理、健全種苗の導入など、の計画に基づく取組を行っていることが必要となります。

複数の漁業種類を営んでいる場合は、いずれか一つの漁業種類で、①又は②の計画に基づく上記取組を実施していれば足ります。

なお、認定行政庁は、改善計画に基づく漁業経営の改善のための措置が実施されていないと認められるときに認定を取り消すことができます。（認定が取り消された場合、融資の繰上償還や場合によっては利子補給補助金の返還が必要となります。）

〔参照：改善指針二、長官通知第2〕

（問5）現在、漁場改善計画が作成されていない地域で養殖業を営んでいるのですが、改善計画の認定を受けることは可能ですか。

(答)

本事業の対象の漁業者は、長官通知（第2口）で規定している。漁場改善計画の作成対象は、区画漁業権に基づく漁場（陸上養殖など区画漁業権に基づかない養殖業は対象外）であり、区画漁業権を有する者（漁業協同組合等）が単独又は共同で作成し、都道府県の認定を受けることとされています。

このため、区画漁業権に基づく漁場において養殖業を営んでいる方が、本制度の改善計画の認定を受けるためには、漁場改善計画に基づく漁場改善を確実に実施する必要があります。漁場改善計画が作成されていない場合、新たに区画漁業権を有する者が作成し、都道府県の認定を受けていただく必要がありますので、所属する漁業協同組合等又は都道府県にご相談下さい。

(問6) 漁業協同組合等が単独で漁業経営改善計画を作成することも可能ですか。

(答)

漁業協同組合等は、自ら漁業を営む場合にあつては（漁業協同組合等が定置網漁業を営む場合など）漁業者として単独で漁業経営改善計画を作成することが可能で、施行規則別記様式第一号記載要領1の①に該当します。

また、漁業協同組合等が構成員である組合員のために共同利用施設の整備等を行う漁業者団体としての立場でも単独で漁業経営改善計画を作成し、施行規則別記様式第一号記載要領1の②に該当します。

なお、漁業協同組合等とは、政令第一条で定める漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は一般社団法人のことです。

〔参照：法第四条、政令第一条、施行規則別記様式第一号記載要領1、次官通知第二、長官通知第2〕

## II. 計画の作成（単独）

(問7) 改善計画には何を記載するのでしょうか。

(答)

法第4条第2項において、改善計画には以下の①～④の事項を記載することが規定されています。

- ① 漁業経営の改善の目標
- ② 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標
- ③ 漁業経営の改善の内容及び実施時期
- ④ 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

なお、具体的な計画の様式は、施行規則別記様式第1号で定められています。

〔参照：法第四条、施行規則別記様式第一号記載要領2〕

(問 8) 改善計画の認定基準は何ですか。

(答)

改善計画の認定基準は、法第 4 条第 3 項において、ア) 問 7 ①～③が改善指針に照らして適切なものであること、かつ、イ) 上記③及び④が漁業経営の改善を確実に遂行するために適切なものであること、と規定されています。

特に、定量的な目標の下に「経営の相当程度の向上」のための実施を求めています。その評価する際の指標としては、

- ① 「一般型」では、計画期間（5 年）で、「減価償却前利益（営業利益＋減価償却費）」、「付加生産額（営業利益＋人件費＋減価償却費）」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」のいずれかの伸び率が、基準値以上、
- ② 「地域連携型」では、計画期間（3 年以上 5 年以内）で、「減価償却前利益」の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上、
- ③ 「新規就業者型」では、計画期間（5 年）終了時における「減価償却前利益」が、地域における同一の漁業種類の平均値（※ 1）以上、である必要があります。

なお、①については、各指標を初めて用いる場合の基準値は 15%（特定の取組（※ 2）を行う場合は、基準値 5%）とし、直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者（※ 3）が次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から 5%削減した値を新たな基準値とすることができます。ただし、新たな基準値が 5%を下回ることにはできません。（改善計画の終了後 2 年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合に限られます。）

(※ 1) 「地域における同一の漁業種類の平均値」とは、構成員となっている漁業協同組合等における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（1/2 以上を推奨）を使用した平均値です。ただし、合併した漁業協同組合等にあつては、所属支所等における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（1/2 以上を推奨）を使用した平均値とすることができます。

(※ 2) 新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓又は組織再編若しくは他の事業者等との連携強化

(※ 3) 「直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者」とは、直近の改善計画の最終年度において指標の伸び率が基準値を上回った者又は最終年度において指標の伸び率が資源量の変動等のやむを得ない事由で基準値を下回った者のうち、直近の改善計画の 3 年目以降の年度において指標の伸び率が基準値を上回る年度があつた者とする。

〔参照：法第四条、改善指針二及び三、次官通知第二、長官通知第 2〕



(問9) 「減価償却前利益」とは何ですか。

(答)

「減価償却前利益」とは、経営体が生産、販売活動を通じて新たに生み出した価値を総合的に評価する指標の一つであり、生産物を市場に供給して得られた対価(売上高)から外部から購入した原材料等の費用、販促費や人件費等の経費を減じたキャッシュベースでの利益を表したものです。具体的には、経営体全体の営業利益、減価償却費(リース料含む)の合計です。

(問10) 「付加生産額」とは何ですか。

(答)

「付加生産額」とは、経営体が生産、販売活動を通じて新たに生み出した価値を総合的に評価する指標の一つであり、生産物を市場に供給して得られた対価(売上高)から外部から購入した原材料等の費用や販促費等の経費を減じたものです。

具体的には、経営体全体の営業利益、人件費、減価償却費(リース料含む)の合計です。但し、外国人船員や派遣労働者等を業務委託費等で経理上処理される場合は、人件費に含みません(従業員一人当たり付加生産額を算出する場合の従業員数にも含まれません。)(問16参照)。

(問11) どうして経営の相当程度の向上を判断する指標として「減価償却前利益」や「付加生産額」を使用するのですか。

(答)

経営の相当程度の向上を判断する指標としては、以下のとおり様々なものが考えられますが、それぞれに一長一短があります(下表参照)。このため、漁業経営改善制度においては、経営の全体像を把握し、経営体が生産、販売活動等を通じて新たに生み出した価値を総合的に評価することができる「減価償却前利益」や「付加生産額」を指標として用いることにしています。

指標	メリット・デメリット
売上高	○：簡単に経営体の規模を見ることが可能
	×：経営コストの削減努力が反映されない
売上総利益	○：収益性を端的に表すことが可能
	×：事務部門の合理化努力が反映されない 減価償却方法の違い(定率法、定額法)で大きく変動
営業利益	○：資金調達方法の影響を受けずに収益性を表すことが可能 経営コストの削減努力も反映させることが可能
	×：新規設備投資時に減価償却方法の違いで大きく変動

経常利益	○：経営体の1年間の経営実態を最も反映できる
	×：支払利息が経常利益を圧迫している経営体は、経営改善努力が借入金の圧縮のみに偏るおそれがある

(問 12) 減価償却前利益、付加生産額、一人当たりの減価償却前利益、一人当たりの付加生産額はどのように算出しますか。

(答)

減価償却前利益等の計算式は、長官通知の別記「記載上の留意事項」においてそれぞれ以下のとおり定められています。数値データは直近3か年の決算書の数値を用います。合併等の場合は、合併母体におけるものを用います。

**【漁業者の場合】**

$$〔減価償却前利益〕 = 〔営業利益〕 + 〔減価償却費〕$$

$$〔一人当たりの減価償却前利益〕 = 〔減価償却前利益〕 / 〔従業員数〕$$

$$〔付加生産額〕 = 〔営業利益〕 + 〔人件費〕 + 〔減価償却費〕$$

$$〔一人当たりの付加生産額〕 = 〔付加生産額〕 / 〔従業員数〕$$

「人件費」は、以下の全項目を含む総額です。

- ① 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む）
- ② 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金、退職給与引当金繰入
- ③ 短時間労働者の給与を外注費等で処理した場合の当該費用（派遣労働者を除く）

「減価償却費」は、以下の全項目を含む総額です。

- ① 減価償却費（繰延資産の償却額を含む）
- ② リース、レンタル費用（損金算入されるもの）

「従業員数」は、派遣職員を含みません。また、短時間労働者は、勤務時間によって従業員数を調整することとされています

（1日に4時間勤務するものを0.5人と計算するなど）。

**【漁業協同組合等の場合】**

上記算出式の各項目を下表のとおり読み替えます。

漁業者	漁業組合等
売上高	事業収益
売上原価	事業直接費
売上高総利益	事業総利益

販売費及び 一般管理費	事業管理費
営業利益	事業損益
営業外損益	事業外損益
付加生産額	付加生産額
減価償却前利益	減価償却前利益

なお、漁業者、漁業協同組合等が漁業以外の事業を営んでいる場合は、改善計画は経営全体で作成し、減価償却前利益や付加生産額も経営全体の数値を使用します。（ただし、漁業協同組合等が自ら漁業を営む場合であって、当該漁業に関する会計を区分して経理している場合には、これによる数値を用いることもできます。）

〔参照：長官通知別記記載上の留意事項4〕

（問13）会社役員は従業員に含まれますか。

（答）

中小企業庁では会社役員は従業員に含まれないこととされていることから、漁業経営改善計画制度でも同様の扱いすることが望ましいです。なお、個人事業者の事業主も従業員に含まれません。

（問14）家族経営で、家族で従事している場合、家族を従業者として扱ってよいのでしょうか。

（答）

家族を従業者として扱うことは可能です。

（問15）短時間労働者や季節労働者を雇用している場合はどのように扱えばよいのでしょうか。

（答）

派遣労働者でない場合は人件費（従業員数）として扱うことができます。但し、従業員一人当たりの付加生産額の算出に当たっては、1日に4時間勤務する者や半年だけ従事する者を0.5人と計算するなど勤務時間等によって従業員数を調整して下さい。

（問16）漁業経営改善計画の付加生産額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の算出に当たって、外国人研修生、外国人実習生、マルシップにおける外国人の経費は、人件費（付加生産額に加える）に含めるのでしょうか。

また、「従業員一人当たりの付加生産額」を算出する場合の扱いはどのようになるのでしょうか。

(答)

外注費等で扱われる派遣労働者に係る人件費は、付加生産額の人件費には含まれません。このため、外国人の扱いについてもこれに準じることになります。

また、付加生産額の人件費として計上されないため、「従業員一人当たりの付加生産額」計算上の基礎となる従業員として扱われません。

[参照：長官通知別記記載上の留意事項4]

(問17) 役員で漁業に従事している場合、当人への給与は労務費と見なすのでしょうか。一般管理費と見なすのでしょうか。

(答)

役職ではなく、漁業に従事していることが判断基準ですので、この場合は労務費と見なします。

(問18) 申請書にある補助的指標とは何ですか。

(答)

補助的指標とは、漁業経営の改善効果の達成度を測定するために申請者が独自に設定するものとされており、例えば売上高の伸び率、燃油代の減少率、運転資金の平均残高の減少率、自己資本比率の増加等があります。

補助的指標はあくまでも経営改善の程度を計るための指標に過ぎないため、補助的指標の有無又は内容については計画を認定する際には考慮されないこととされています。但し、計画の認定申請時に補助的指標を使用した場合、実績報告の際に補助的指標の状況を報告する必要があります。

(問19) 「減価償却前利益」等の指標が認定の基準値に達しなかった場合、「補助的指標」が達成されていれば問題ないですか。

(答)

「補助的指標」をもって「減価償却前利益」等の代用とすることはできません。

(問 20) 改善計画に記載した目標値に達しなかったものの、認定の基準値には達した場合、問題ないですか。

(答)

計画作成者が相応の努力をした場合でも、やむを得ない事由により当初の目標が達成できない場合もありますので、「減価償却前利益」等が増加していないことのみを理由として、認定の取消を行うことはありません。

なお、目標に達しなかった場合でも、認定の基準値を達成した場合は、一般型で次期改善計画を作成する場合に、達成した基準値から5%削減した値を新しい基準値とすることができます。

[参照：改善指針三、長官通知第2]

(問 21) 決算時期と改善計画開始時期（認定時期）が大幅にずれる場合、計画書に記載する「直近期末」の扱いに特別な処理が必要ですか。

(答)

必要ありません。直近期末とは、計画申請前に決算を終えた事業年度（計画申請時に第3者が参照できる、確定された決算書の事業年度）のことを指します。

(問 22) 決算確定前でも、過去の決算や現状を踏まえた推定値を現状値として利用してもいいでしょうか。

(答)

認定行政庁の判断になりますが、妥当な現状値を設定でき、改善計画期間を実際の経営期間に合致する等の合理性があれば問題ないと考えます。その際は、適宜施行規則別記様式第一号別紙4の記入欄を修正して下さい。

例えば、3月決算の会社が年度中（1月頃）に改善計画を作成（申請）する場合に、同年度末頃の売上高等（施行規則別記様式第一号別紙4の事項）を過去の実績から推定し現状値（年度末頃）として捉え、次年度の末を1年後の計画値として記載することは問題ないと思われ（別紙4の直近期末には前年度値を記入し右に「現状」欄を作成し現状値を、「1年後」欄には次年度末値を記入）。

ただし、当該現状で作成した計画が決算確定後に想定される計画と大幅に異なる場合には、計画変更が必要になると考えます。

(問 23) 計画期間を調整することができる「特段の理由」とはどのようなものですか。計画期間を調整した場合、それに合わせて目標値も調整する必要がありますか。

(答)

計画期間を調整することができる「特段の理由」とは、浜プラン等の実施時期に合わせる場合や、漁期や決算時期に合わせる場合など、必要最小限の範囲（1か月程度）で計画期間を調整する合理性が認められるものです。

なお、計画期間を調整する場合であっても、目標値については、5年で設定する場合と同じ値での設定となり、調整することはできません。

(問 24) 個人経営が法人化する場合、改善計画は個人で作成するのですか。法人で作成するのですか。

(答)

改善計画の認定時点において、作成者が個人であれば個人として認定を受けます。改善計画期間中に法人化する予定がある場合は、法人化することを経営改善計画に盛り込むことが望ましいです。

また、改善計画の認定を受けた個人が改善計画年度中に法人化した場合（計画策定時に法人化が想定されていなかった場合）は、法人化後の法人と計画の認定を受けた者（個人）とのつながりが明確にならない場合があることから、経営改善計画の変更を申請することが望ましいです。

(問 25) 債務超過の場合には、漁業経営改善計画の作成にあたってどのような取組みが必要ですか。

(答)

債務超過となっている経営体については、まず、抜本的な経営再建に取り組み、経営再建の見通しが立った段階で経営改善に取り組むことが適当と思われます。

(問 26) 漁業者が漁業協同組合等の構成員である場合、改善計画の認定を行おうとするときは、構成員となっている漁業者等の意見書を添付し、かつ、当該漁業協同組合等を経由して、その申請を行うこととなっていますが、複数の漁業協同組合等の構成員になっている場合はどうするのでしょうか。

(答)

改善計画の主たる内容である漁業種類、改善計画の作成指導を受ける際の利便性等を勘案し、所属する漁業協同組合等とも相談の上、いずれか1つの団体を選択して下さい。

また、以下の場合にあっては、直接、都道府県知事又は農林水産大臣に申請書を提出して下さい。

- ① 改善計画の主たる内容が複数の漁業種類にわたり、かつ、関係する漁業協同組合等も複数にわたる場合であって、いずれか1つの団体を選択することが

困難な場合

- ② 複数の漁業者が共同で改善計画を作成し、その代表者が構成員となっている漁業協同組合等が複数にわたる場合であって、いずれか1つの団体を選択することが困難な場合
- ③ 漁業者が漁業協同組合等と共同で改善計画を作成した場合であって、その代表者に漁業協同組合等が含まれている場合
- ④ 漁業者が都道府県知事又は農林水産大臣に直接提出することを希望する場合

なお、漁業協同組合等が単独で又は共同して改善計画を作成した場合にあっては、漁業協同組合等による意見書の添付等は要しません。

[参照：長官通知第1]

(問 27) 減価償却前利益や付加生産額の算出にあたり、漁業を含めた経営体全体の数値を用いる旨が長官通知別記（記載上の留意事項）4（2）①で記載されていますが、漁業以外の収入が全体の半分以上を占める個人経営体の場合は目標を達成することが困難なので、漁業協同組合等が自ら漁業を営む場合と同様の特例措置（当該漁業に関する会計を区分して経理している場合には、これによる数値を用いることも可能）を適用することは可能ですか。

(答)

漁業協同組合等とは、「漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び一般社団法人」と定義されており（政令第1条）、これらは漁業とそれ以外の事業を明確に区分することができるためです。漁業者も事業を区分経理している場合は、適用が可能です。

なお、「漁業経営の改善」とは、「漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義されていることから（法第二条）、目標の達成にあたっては漁業を含めた経営体全体で取り組んで下さい。

(問 28) 単独の漁業協同組合等が改善計画を作成する例を教えてください。

(答)

漁業協同組合等が共同利用施設を設置し、所属する組合員たる漁業者に使用させる場合（製氷冷凍施設の整備など）があります。

この場合、構成員である漁業者のうち、別途改善計画の認定を受けた者の指標値の達成に資する施設である必要があります。

なお、省令別記様式第1号の別紙2に必要事項を記載して申請します。

[参照：法第四条、施行規則第一条、長官通知第1-1、別記の記載上の留意事項2-(6)]

### Ⅲ. 計画の作成（共同）

（問 29）改善計画を共同で作成することは可能ですか。

（答）

可能です。共同で作成する漁業経営改善計画としては、

- ① 複数の漁業者が共同で作成する場合
- ② 漁業者と漁業協同組合等が共同で作成する場合
- ③ 複数の漁業協同組合等が共同で作成する場合

があり、その具体的内容としては、共同利用施設（漁船、加工施設等）の整備や共同で行う販路開拓等の多様な取組があります。

〔参照：法第四条、次官通知第二、長官通知第2〕

（問 30）漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する例を教えてください。

（答）

漁業協同組合等が(株)日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金で共同利用施設を設置し、所属する組合員たる漁業者に使用させる場合（製氷冷凍施設の整備など）があります。

（問 31）改善計画を共同で作成する場合、誰が申請者になるのですか。

（答）

漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合、施行規則で定めることによる代表者が申請を行うこととなります。なお、施行規則第1条第2項において、代表者の数は3人以内とされています。

〔参照：法第四条、施行規則第一条〕

（問 32）改善計画を共同で作成する場合、認定基準はどうなりますか。

（答）

複数の漁業者が共同して改善計画を作成する場合、評価基準は下表のようになります。

作成元	指標値	根拠
単独の漁業者	当該漁業者の指標値	改善指針三 長官通知第2の1の①



		のア
複数の漁業者 【共同作成】	以下の a 又は b のいずれか a 参加者個々の指標値 b 全体としての指標値 (平均で指標値をクリア)	改善指針三 長官通知第 2 の 1 の① のア
単独の漁業協同組合等 (自ら漁業を営む場合)	漁業者の指標値 【一漁業者としての扱い】	長官通知第 2 の 1 の① のイ
単独の漁業協同組合等	構成員である漁業者のうち、 別途改善計画の認定を受けた 者の指標値の達成に資するこ と	長官通知第 2 の 1 の① のイ
複数の漁業協同組合等 【共同作成】	構成員である漁業者のうち、 別途改善計画の認定を受けた 者の指標値の達成に資するこ と	長官通知第 2 の 1 の① のイ
漁業者と漁業協同組合 等 【共同作成】	共同で策定した漁業者の指標 値 (漁業者が複数の場合は、参 加者個々又は全体平均で指標 値をクリア)	長官通知第 2 の 1 の① のイ

#### IV. 計画の認定

(問 33) 改善計画の認定は誰が行うのですか。

(答)

漁業経営改善計画の認定権者については、漁業経営改善制度は漁業という地域産業の振興に関する施策であることを踏まえ、基本的に都道府県知事としています。

ただし、以下の計画については、地域との密着性、取組の広域性等を考慮し、農林水産大臣を認定権者としています。

- ① 我が国 200 海里外で操業し、水揚げも特定の県外の市場で行うなど地域との関係が希薄な漁業、具体的にはかつお・まぐろ漁業（総トン数 120 トン以上の動力漁船によるもの）及び遠洋底びき網漁業に関する計画。
- ② 一つの都道府県の区域を超えて実施される計画。（例：その地区又はその行う事業が一の都道府県の区域を超える漁業協同組合等が作成する計画）

〔参照：法第四条、政令第二条、漁業許可省令第 2 条〕

(問 34) 都道府県によって認定基準にばらつきが生じませんか。

(答)

農林水産大臣が定める改善指針において、

- ① 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項
- ② 漁業経営の改善の内容に関する事項
- ③ 漁業経営の改善の実施方法に関する事項
- ④ その他漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項

について統一的な考え方を明らかにしており、これによって漁業経営改善制度の考え方が、漁業経営改善計画の認定を行う都道府県や漁業経営改善計画を作成する漁業者等の関係者に周知されています。

都道府県においては、この改善指針に示された認定基準に基づいて改善計画の認定を行うこととなるため、認定基準にばらつきが生じることはありません。

## V. 支援・特例措置

(問 35) 認定を受けた漁業者は、どんな支援や特例を受けることができますか。

(答)

改善計画の認定を受けた方（認定を受けた計画に従い設立された法人を含む。）については次のような支援等が用意されています。

- ① 漁業経営改善支援資金の利用（(株)日本政策金融公庫等から設備資金及び長期運転資金の融通を受けられます。）
- ② 漁業経営改善促進資金の利用（民間金融機関からの短期運転資金の融通が優遇されます。）
- ③ 漁業信用保証保険の優遇措置（農林漁業信用基金による保証保険のてん補率が引き上げられることにより、漁業信用基金協会による融資保証の対応が促進され、漁業者の与信力が向上する効果をもたらします。）
- ④ 漁業経営改善保証円滑化事業の利用（漁業近代化資金に係る債務の保証に係る保証料の助成が受けられます。）
- ⑤ 漁業経営基盤強化金融支援事業の利用（漁業経営改善支援資金、漁業近代化資金を対象に利子助成することにより、漁業者が支払う利子が最大で無利子化されます。）
- ⑥ 漁業権の移転制限に関する特例（定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、改善計画に従い法人化する場合は、漁業権の移転の制限（漁業法第 79 条第 1 項本文）が適用されず、当該法人に対し漁業権の譲渡ができます。）

[参照：法第九、十条、次官通知第二]

(問 36) 認定を受けた漁業者は、必ず融資を受けられますか。

(答)

改善計画の認定は、地域の漁業の実態を踏まえた計画の内容の妥当性や経営改善に取り組む漁業者の適格性を審査し認定するものであり、融資の可否を審査するものではありません。したがって、漁業経営の改善の取組にあたり、(株)日本政策金融公庫等から融資を受けようとする場合、行政庁の認定のほかに、別途、金融機関の融資審査を受ける必要があります。

[参照：法第九条、次官通知第二]

(問 37) 計画期間終了後、計画が達成されなかった場合や義務が履行されなかった場合、それまで受けている金融上の特例についてはどうなりますか。

(答)

認定を受けた計画に従って経営の改善に取り組んだものの、水産資源の状況、魚価等漁業者自らの努力によって対処することが困難な経済事情等の変化の影響を受けたことによって計画事項及び数値目標が達成されない場合でも、原則として金融上の特例等が打ち切られることはありません。

ただし、改善計画に従って漁業経営の改善のための措置（自主的な資源管理又は漁場改善の取組など改善指針に照らして適切にとるべき措置を含む。）を行っていないと認めるときは認定を取消し、融資の繰上償還や場合によっては利子補給補助金の返還を求めることがあります。

[参照：政令第三条、改善指針四、長官通知第5]

## VI. 計画の変更

(問 38) どのような場合に改善計画の変更認定が必要になりますか。

(答)

長官通知第4の1において、改善計画の趣旨を変えない範囲内での軽微な変更は、変更の認定を要しないと規定されています。これは、都道府県知事又は農林水産大臣（以下「認定行政庁」）が判断するものですが、基本的に規則別記様式第1号別紙3（実施計画）に記載した実施時期の同一年度内における変更を想定しています。

一方、設備機器の導入や更新などの変更の場合は、基本的に認定行政庁による認定が必要となります。仮に変更認定を受けずに取組を実施した場合、認定取消となる可能性がありますので、計画の内容に変更がある場合には、速やかに認定行政庁にご相談下さい。

[参照：政令第三条、施行規則第三条、次官通知第二、長官通知第4]

(問 39) 認定を受けた個人が法人化した場合、改善計画の変更認定は必要ですか。

(答)

改善計画において法人化が予定されており、予定通りに法人化した場合は、変更認定は必要ありません。他方、予定外の法人化の場合は、法人化後の法人と計画の認定を受けた者（個人）とのつながりが明確にならない場合があることから、改善計画の変更を申請することが望ましいです（問 24 参照）。

（問 40）法人が合併した場合、改善計画の変更認定は必要ですか。

（答）

法人 A（改善計画 A を認定済み）が法人 B（改善計画 B を認定済み）を吸収合併する（合併後も法人 A が存続する）場合は、存続する法人 A の改善計画 A を改善計画 B の内容を組み入れる変更手続きが必要です。改善計画 B 自体については、改善計画 A の中で合併の旨記載することにより特段の手続きは不要です。

また、法人 A（改善計画 A を認定済み）と法人 B（改善計画 B を認定済み）が新設合併し、新設法人 C となる場合は、新設法人 C が新たに改善計画 C を作成（改善計画 A 及び改善計画 B の内容を改善計画 C に組み入れる）し、認定を受ける必要があります。

（問 41）改善計画の認定を受けている親が死亡し、息子に包括的に漁業の許可を承継する際、改善計画の変更認定は必要ですか。

（答）

改善計画の認定を受けた漁業者が死亡した場合には、死亡した旨の報告を提出するとともに、漁業後継者は改善計画の新規申請を行い、新規認定を受ける必要があります。

その場合、経営の向上の程度を示す指標等の判断基準については、死亡した経営改善漁業者の指標等を引き継ぐこととして差し支えありません。

なお、当然のことながら漁業後継者であっても、新たな指標等に基づき改善計画の認定を妨げるものではありません。この場合、親が作成し、認定を受けた改善計画については、認定取消の処理が行われ、それまでに受けている支援措置や特例については、原則として停止されます。例えば、（株）日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金については、繰上償還が求められることとなります。

（問 42）認定を受けた漁業者が漁船を更新する場合、改善計画の変更認定は必要ですか。

（答）

施行規則別記様式第一号別紙 3（実施計画）の内容の変更が必要となるので、速やかに変更の申請を行って下さい。

また、これに関連して新たに融資を受けることを検討する場合、実施計画及

び施行規則別記様式第一号別紙7（資金計画）の変更も必要となるので、併せて変更手続きを行って下さい。

なお、長官通知第4の1において、改善計画の趣旨を変えない範囲内での軽微な変更は、変更の認定を要しないと規定されていますが、かつお・まぐろ漁業（総トン数120トン以上の動力漁船によるもの）に関する計画又は遠洋底びき網漁業に関する計画又は一つの都道府県の区域を超えて実施される計画の場合、これは、基本的に、実施計画に記載した実施時期の同一年度内における変更を想定しています。

〔参照：政令第三条、施行規則第二条、次官通知第二、長官通知第4〕

## VII. 計画の取消

（問43）漁業経営改善計画の認定の取消しはどのような場合に行われますか。また、この場合、それまでに受けている支援措置についてはどのような取扱いとなりますか。

（答）

漁業経営改善計画の認定の取消しに関する事項については、長官通知において、「漁業経営改善計画の遂行に著しい支障が生じており改善計画に基づく漁業経営の改善のための措置（漁業に関する法令の遵守、自主的な資源管理又は漁場改善の取組など改善指針に照らして適切にとるべき措置を含む。）が実施されていないなど、漁業者又は漁業協同組合等が改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行っていないと認められるときはその認定を取り消す。」としています。

ただし、認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等が相応の努力をした場合でも、資源量の変動等やむを得ない事由により目標が達成できない場合もあることから、計画どおりに「減価償却前利益」等が増加していないことのみを理由として、計画認定の取消しを行うことはしません。

また、漁業経営改善計画の認定の取消しを受けた場合、それまでに受けている支援措置や特例については、原則として停止されます。例えば、(株)日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金については、繰上償還が求められることとなります。

〔参照：政令第三条、改善指針三、長官通知第5〕

（問44）経営改善漁業者が浜プラン等の更新に伴い、当該浜プラン等の計画期間との整合を図るため、新たに改善計画の認定を行いたいが、取組中の改善計画を取り消す必要はありますか。

（答）

長官通知第4の3で規定されているとおり、取組中の改善計画の内容が新規の改善計画においても引き続き取り組まれていると認められる場合には、取消しの必要はありません。

なお、新規の改善計画を認定するにあたっては、直近の年度（厳密には、計画申請時に第三者が参照できる、確定された決算書の事業年度）が基準となることに注意して下さい。

#### VIII. 制度改正について（令和5年）

（問 45）今回の見直しの趣旨を教えてください。

（答）

近年における特定魚種の不漁や燃油・飼料等資材価格の高騰等の厳しい経営環境を受け、減価償却前利益等の伸び率 15%以上の実現を目指す「改善計画」の作成が実態として難しくなっているという状況となっている中、特定の取組を行うものについて、目標に係る基準値を「5%」まで引き下げることにより、水産基本計画の方針に合致する取組を個々の漁業者が進めていくことを推進する観点から措置したものです。

（問 46）対象漁業者に漁獲の大部分が漁獲割当て（IQ）により管理されている者と区画漁業権に基づかない養殖業を営む者を追加した理由はなんですか。

（答）

漁業経営改善制度の対象は、平成 29 年度より、漁業者については資源管理計画に、養殖業者については漁場改善計画に、それぞれ取り組んでいることを要件としております。

このうち、資源管理計画については、令和 5 年度末までに漁業法第 124 条に基づく資源管理協定に移行することとなっていることから、今回、当該要件を資源管理協定に基づく資源管理に取り組んでいることに改正することとしましたが、漁獲割当て（IQ）による管理の対象資源については、同法同条により資源管理協定の締結・認定の対象から除外されているため、漁獲の大部分が IQ により管理されている漁業者は、資源管理協定を締結しその認定を受けることが実態上困難であることから、対象に追加したものです。

また、区画漁業権に基づかずに営むことが可能な陸上養殖業等についても、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の対象ではありませんが、本制度から排除することは適当ではないことから、今回、対象者として告示に明記しました。

（問 47）今回の見直しは、「一般型」の目標値（基準値）が 15%から 5%に引き下げられたという理解でよいでしょうか。

（答）

そうではありません。「一般型」の 15%の目標値（基準値）は変わらず、残りですが、長官通知第 2 の 1 の①のアの（ア）の表 1 に該当する取組を実施する場合は、経営改善計画の「一般型」の目標値（基準値）を「5%以上」で認定できることと

しました。

このため、はじめて経営改善計画の認定申請を行う場合は、「一般型」の目標値（基準値）は「15%以上」と「5%以上」の2つのうち1つを選択することになります。

（問 48）経営改善計画の認定申請の際、「一般型」を選択した場合、申請者が従来の15%か5%の目標値（基準値）のどちらを選択しているかはどこで判断すれば良いのでしょうか？申請の際、申請者から聞き取るのでしょうか。

（答）

今回の見直しにあたり、改善計画の認定申請書（省令別記様式第1号別紙1）の様式を改正し、改善計画の種類の「一般型」を選択する場合には、（ ）内の該当する取組に○を付すことにしました。（ ）内の「その他」に○が付されている場合は、15%、それ以外の項目に○が付されている場合は、5%を選択していることとなります。また、取組の詳細については、同様式の「具体的な取組」の欄に記載してもらうこととなります。

（問 49）「水産基本計画の方針に合致し、かつ、チャレンジ性が高いと認められる取組」について、既に取り組んでいる人も対象になりますか。

（答）

対象となる取組を既に行っている場合については、個別事案毎に認定行政庁が判断することになります（例えば、2年前から輸出に取り組み始めた、1年前にスマート水産機器を導入して運用している、以前から作業中に入網した海洋ごみの持ち帰り・処分に取り組んでおり、今後も継続する、というものであれば、対象となるものと考えられますが、20年前に漁船漁業から養殖業に転換した、というものについては対象とすべきでないと考えます。）。判断に迷われる場合は、水産経営課企画調整班までご相談ください。

（問 50）現在、養殖業を営んでおりますが、新たに追加された規定（5%以上）を適用する際、具体的にどのような取組が考えられるのでしょうか。

（答）

養殖業を営んでいる方が基準値を例えば、給餌や投薬等に係る情報の電子的な記録や管理、配合飼料、人工種苗の使用割合を増やす等を想定しております。

5%以上とする取組の具体例を長官通知第2の1の①のアの（ア）の表1に示していますので、参考にしてください。





## 4. 関 係 法 令



(1) 漁業経営の改善及び再建整備に  
関する特別措置法



漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法  
(昭和五十一年六月一日法律第四十三号)

改正	昭和53年	7月	5日法律第	87号
	昭和55年	11月	19日法律第	85号
	昭和57年	3月	31日法律第	8号
	昭和57年	5月	7日法律第	43号
	昭和59年	5月	8日法律第	25号
	平成9年	6月	20日法律第	96号
	平成11年	7月	16日法律第	102号
	平成11年	12月	22日法律第	160号
	平成13年	4月	25日法律第	35号
	平成13年	6月	29日法律第	89号
	平成14年	5月	31日法律第	54号
	平成14年	6月	19日法律第	73号
	平成14年	6月	19日法律第	75号
	平成17年	3月	31日法律第	16号
	平成17年	7月	26日法律第	87号
	平成18年	3月	31日法律第	10号
	平成19年	5月	25日法律第	58号
	平成30年	7月	6日法律第	71号
	平成30年	12月	14日法律第	95号

(目的)

第一条 この法律は、漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するため、漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化、特定の業種に係る漁業についての整備の推進等の措置を講ずることにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「漁業経営の改善」とは、漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

2 この法律において「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人又は会社であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第一百七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。）の合計総トン数が三千トン以下であるもの

二 漁業を営む漁業協同組合

三 漁業生産組合

（改善指針）

第三条 農林水産大臣は、漁業経営の改善に関する指針（以下「改善指針」という。）を定めなければならない。

2 改善指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項

二 漁業経営の改善の内容に関する事項

三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項

四 その他漁業経営の改善に当たつて配慮すべき事項

3 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かななければならない。

4 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（改善計画）

第四条 漁業者及び漁業協同組合等（漁業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする漁業協同組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。）

は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画（個人である漁業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。第九条第一号及び第十条第一項において同じ。）を設立しようとする場合にあつては、当該法人が行う漁業経営の改善に関するものを含む。以下「改善計画」という。）を作成し、これを、次の各号に掲げる改善計画以外の改善計画にあつては農林水産大臣に、次の各号に掲げる改善計画にあつては当該各号に定める都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合にあつては、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一 政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む漁業者が単独で作成した改

善計画 当該漁業者の住所地を管轄する都道府県知事

二 特定漁業協同組合等（前号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその定款に地区が定められているもののうちその地区が一の都道府県の区域を超えないもの及び同号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその行う事業が一の都道府県の区域内に限られるものをいう。）が単独で作成した改善計画 当該都道府県知事

三 漁業者又は漁業協同組合等が共同で作成した改善計画であつて、その代表者が第一号の漁業者又は前号の特定漁業協同組合等からなり、かつ、当該漁業者の住所地をその区域に含む都道府県又は当該特定漁業協同組合等に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県知事

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 漁業経営の改善の目標

二 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標

三 漁業経営の改善の内容及び実施時期

四 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が改善指針に照らして適切なものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前三項に規定するもののほか、改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（再建計画）

第五条 漁業経営の維持が困難となつており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者（前条第一項第一号の政令で定める業種に係る漁業を主として営むものに限る。）であつてその漁業経営の再建を図ろうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再建計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 漁業経営の状況

二 資産及び負債の状況

三 収入及び支出の状況

四 収入及び支出の改善措置その他の漁業経営の再建を図るために必要な措置の概要

五 前号の措置に必要な資金の調達及び償還に関する事項

六 その他農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再建計画が、申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、再建計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(整備計画)

第六条 その業種に係る漁業に関連する国際環境の変化、水産資源の状況等に照らし当該漁業に使用される漁船の隻数の縮減その他当該漁業の整備を行うことが必要であるものとして政令で定める業種に係る漁業を営む漁業者を構成員とする漁業協同組合その他の政令で定める法人は、その構成員である漁業者が営む当該漁業に使用される漁船の隻数の縮減その他の漁業の整備に関する事業（以下「整備事業」という。）について整備計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備事業の目標

二 整備事業の内容及び実施時期

三 整備事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その整備計画が、当該漁業の存立を図るため必要なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、整備計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(援助)

第七条 国及び都道府県は、第四条第一項又は前条第一項の認定に係る改善計画又は整備計画の達成のために必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

(助成措置)

第八条 政府は、第四条第一項第一号の政令で定める業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。）その他の農林水産大臣が指定する法人に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところによ



り、当該法人が、同法第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）との契約により当該融資機関が貸し付けた資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。

2 前項に規定する資金は、融資機関が、第五条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、当該中小漁業者が当該認定に係る再建計画に従い、固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金として、利率年六・五パーセント以内及び政令で定めるその他の条件で貸し付ける資金とする。

（資金の貸付け）

第九条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる者に対し、その者の申請に基づき、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行うものとする。

一 第四条第一項の認定を受けた漁業者（当該認定に係る改善計画に従い設立された法人を含む。第十五条第一項において同じ。）又は漁業協同組合等 当該認定に係る改善計画に従い漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金

二 第六条第一項の認定を受けた法人、その構成員である漁業者であつて当該認定に係る漁業を営むもの又は当該漁業者を構成員とする政令で定める法人 当該認定に係る整備計画に従い整備事業を実施するために必要な資金

（漁業権の移転の特例）

第十条 第四条第一項の認定を受けた個人である漁業者であつて漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第二項に規定する定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、当該認定に係る改善計画に従いその経営組織を変更してその者又はその者の営む当該漁業権の内容たる漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人を設立し、当該漁業権を、その内容たる漁業を営むために当該法人に譲渡する場合において、当該漁業権の免許をした都道府県知事の認可を受けたときは、同法第七十九条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

第十一条 削除

（就職のあつせん等）

第十二条 政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、就職のあつせん、職

業訓練の実施その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(職業転換給付金)

第十三条 政府は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、前条に規定する者のうち政令で定める業種に係る漁業に従事していた者であつて船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとするものがその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者又は事業主に対して、次に掲げる給付金（以下「職業転換給付金」という。）を支給することができる。

一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金

二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 職業転換給付金の支給に関し必要な基準は、国土交通省令で定める。

3 前項の基準の作成及びその運用に当たつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参酌し、求職者の雇用が促進されるように配慮しなければならない。

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の準用)

第十四条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十一条及び第二十二条の規定は、職業転換給付金について準用する。

(報告の徴収)

第十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条第一項の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等に対し、改善計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

2 農林水産大臣は、第五条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、再建計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

3 農林水産大臣は、第六条第一項の認定を受けた法人に対し、整備計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

4 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、職業転換給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(罰則)

第十六条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(中小漁業振興特別措置法の廃止)

2 中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号。以下「旧法」という。）

は、廃止する。

(中小漁業振興特別措置法の廃止に伴う経過措置)

3 第十条及び第十一条の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日（その日までに、この法律の施行の際旧法第四条の二第一項に規定する漁業協同組合等である者で同項の認定を受けているものが当該認定に係る漁業につき第五条第一項の規定により中小漁業構造改善計画を作成し、同項の認定を受けたときは、その認定があつた日の前日）までの間は、この法律の施行の際旧法第四条の二第一項の認定を受けている中小漁業構造改善計画は、第五条第一項の認定を受けている中小漁業構造改善計画とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五三年七月五日法律第八七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五五年一月一九日法律第八五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二十条 この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関のした処分等とみなす。

附 則 （昭和五七年五月七日法律第四三号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

- 2 この法律の施行の際改正前の漁業再建整備特別措置法第五条第一項の認定を受けている中小漁業構造改善計画は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日以前に、同項に規定する漁業協同組合等である者で同項の認定を受けているものが、当該認定に係る漁業につき改正後の漁業再建整備特別措置法第五条第一項の規定により中小漁業構造改善計画を作成し、同項の認定を受けたときは、その認定があつた日の前日）までの間は、同項の認定を受けている中小漁業構造改善計画とみなす。
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十九年五月八日法律第二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成九年六月二〇日法律第九六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一三年四月二五日法律第三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成一三年六月二九日法律第八九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年五月三一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一四年六月一九日法律第七三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める

日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(平成一四年政令第二二八号で平成一四年七月一日から施行)

(漁業再建整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の漁業再建整備特別措置法第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等に関する構造改善計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第三条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（次項において「新法」という。）第三条の規定の例により、同条第一項に規定する改善指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた改善指針は、この法律の施行の日において新法第三条第一項の規定により定められたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年六月一九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一八年五月一日)

附 則 (平成一八年三月三十一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による

こととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一九年五月二五日法律第五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成三〇年七月六日法律第七一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（「（平成十年法律第四十六号）」の下に「、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成三〇年一二月一四日法律第九五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和二年政令第二一六号で令和二年一月一日から施行)



(2) 漁業経営の改善及び再建整備に  
関する特別措置法施行令



漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令  
(昭和五十一年六月一日 (政令第百三十二号))

改正	昭和52年	8月	2日	政令第255号
	昭和52年	9月	24日	政令第283号
	昭和53年	7月	5日	政令第282号
	昭和54年	1月	12日	政令第3号
	昭和56年	2月	27日	政令第21号
	昭和56年	4月	21日	政令第138号
	昭和56年	5月	15日	政令第164号
	昭和58年	6月	3日	政令第121号
	昭和60年	5月	18日	政令第130号
	昭和60年	7月	30日	政令第243号
	昭和61年	3月	20日	政令第29号
	昭和61年	5月	8日	政令第151号
	昭和62年	8月	3日	政令第269号
	平成元年	3月	31日	政令第89号
	平成元年	6月	28日	政令第193号
	平成4年	9月	30日	政令第325号
	平成5年	6月	23日	政令第215号
	平成6年	7月	20日	政令第246号
	平成9年	8月	1日	政令第257号
	平成11年	12月	27日	政令第426号
	平成13年	3月	26日	政令第61号
	平成13年	6月	29日	政令第229号
	平成13年	12月	28日	政令第434号
	平成14年	1月	17日	政令第1号
	平成14年	6月	25日	政令第229号
	平成14年	8月	12日	政令第280号
	平成15年	3月	31日	政令第125号
	平成16年	4月	1日	政令第145号
	平成17年	3月	31日	政令第96号
	平成19年	3月	2日	政令第39号
	平成20年	4月	16日	政令第136号

(改善計画に係る漁業協同組合その他の法人)

第一条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 漁業協同組合
- 二 漁業協同組合連合会
- 三 一般社団法人

(農林水産大臣が行う改善計画の認定に係る業種)

第二条 法第四条第一項第一号の政令で定める業種は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十七条に規定する大臣許可漁業のうち農林水産省令で定めるものとする。

(改善計画の変更等)

第三条 法第四条第一項の認定を受けた漁業者（当該認定に係る改善計画に従い設立された法人を含む。第三項において同じ。）又は漁業協同組合等は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けなければならない。

- 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の認定の申請があつた場合において、当該変更が法第四条第三項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、前項の認定をするものとする。
- 3 農林水産大臣又は都道府県知事は、法第四条第一項の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等が当該認定に係る改善計画（第一項の規定により当該改善計画の変更の認定を受けた場合には、その変更後の改善計画）に従つて漁業経営の改善のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(再建計画の認定の基準)

第四条 法第五条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 再建計画が申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものであること。
- 二 申請者が再建計画を達成する見込みが確実であること。

(再建計画の変更等)

第五条 法第五条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る再建計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該変更が前条各号に掲

げる基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 3 農林水産大臣は、法第五条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る再建計画（第一項の規定により当該再建計画の変更の認定を受けた場合には、その変更後の再建計画）に従つてその漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（漁業の整備を行うことが必要である業種）

第六条 法第六条第一項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 底びき網漁業（動力漁船により底びき網を使用して行う漁業をいう。）のうち農林水産省令で定めるもの
- 二 まき網漁業（動力漁船によりまき網を使用して行う漁業をいう。）のうち農林水産省令で定めるもの
- 三 かつお・まぐろ漁業（動力漁船により浮きはえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業をいう。）のうち農林水産省令で定めるもの
- 四 さけ・ます流し網漁業（動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業をいう。）のうち農林水産省令で定めるもの
- 五 いか釣り漁業（動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）のうち農林水産省令で定めるもの
- 六 はえ縄漁業（動力漁船によりはえ縄を使用して行う漁業をいう。）のうち農林水産省令で定めるもの

（整備計画に係る漁業協同組合その他の法人）

第七条 法第六条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 漁業協同組合
- 二 漁業協同組合連合会
- 三 一般社団法人（特定の事業を行う者のみをその社員たる資格を有する者とし、かつ、その特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱退することができることとしているものに限る。）

（整備計画の認定の基準）

第八条 法第六条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第六条第二項第一号及び第二号に掲げる事項が、当該漁業の存立を図るため必要かつ適切なものであること。
- 二 法第六条第二項第三号に掲げる事項が当該整備事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- 三 当該整備事業に参加する漁業者の数及び当該整備事業の実施の態様からみて当該漁

業の整備が的確に実施されると認められること。

(整備計画の変更等)

第九条 法第六条第一項の認定を受けた法人は、当該認定に係る整備計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該変更が前条各号に掲げる基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 農林水産大臣は、法第六条第一項の認定を受けた法人又はその構成員が当該認定に係る整備計画（第一項の規定により当該整備計画の変更の認定を受けた場合には、その変更後の整備計画）に従つて整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(融資機関)

第十条 法第八条第一項の融資機関は、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

(利子補給に係る政府の助成の限度)

第十一条 法第八条第一項の規定による補助金の額は、同項に規定する資金につき同項の農林水産大臣が指定する法人が利子補給を行うのに要する経費（その額が農林水産大臣が定めるところにより算出される額を超える場合には、その超える部分の経費を除く。）に相当する額とする。

(貸付けの条件)

第十二条 法第八条第二項の政令で定めるその他の条件は、償還期限が十五年以内であること及び据置期間が三年以内であることとする。

(株式会社日本政策金融公庫等から貸付けを受ける法人)

第十三条 法第九条第二号の政令で定める法人は、漁業協同組合とする。

## 附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 中小漁業振興特別措置法施行令（昭和四十二年政令第二百五十二号）は、廃止する。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの期間（以下「特定期間」という。）内にその全部又は一部が償還されるべきことを貸付けの条件として法第八条第一項の融資機関が貸し付けた同項の資金（次項において「特定資金」という。）であつて、特定期間内に当該融資機関が当該貸付けの条件を変更して償還期限をその期限到来の日から二年の範囲内で延長したものに関する第十四条の規定の適用については、同条中「七年」とあるのは、「九年」とする。

(昭五六政一三八・追加)

- 4 特定資金であつて、特定期間内に当該融資機関が当該貸付けの条件を変更して、その変更の日以後特定期間の末日までの間に据置期間が経過する場合における当該据置期間をその経過する日から二年の範囲内で延長したものに関する第十四条の規定の適用については、同条中「二年」とあるのは、「四年」とする。

(昭五六政一三八・追加)

附 則 (昭和五二年八月二日政令第二五五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年九月二四日政令第二八三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年一月一二日政令第三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年二月二七日政令第二一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年四月二一日政令第一三八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年五月一五日政令第一六四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年六月三日政令第一二一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一八日政令第一三〇号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月三〇日政令第二四三号)

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に漁業再建整備特別措置法（以下「法」という。）第五条第一項の認定を受けている改正前の漁業再建整備特別措置法施行令第四条第三号又は第三号の二に掲げる業種に係る構造改善計画は、改正後の漁業再建整備特別措置法施行令第四条第三号又は第三号の二に掲げる業種（次項において「新業種」という。）に係る構造改善計画で法第五条第一項の認定を受けたものとみなす。

3 前項の規定により新業種に係る構造改善計画で法第五条第一項の認定を受けたものと

みなされる構造改善計画を作成した漁業協同組合等は、当該構造改善計画につき同項の認定を受けたものとみなす。

附 則 （昭和六一年三月二〇日政令第二九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年五月八日政令第一五一号） 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六二年八月三日政令第二六九号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる漁業については、改正後の第四条第七号及び第八条第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 昭和五十七年七月十八日前に建造され、又は建造に着手された動力漁船（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕に伴う船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度を受けていないものに限る。次号において「旧トン数適用船」という。）であつて、総トン数百トン以上百三十九トン未満のものにより、釣りによつていかをとることを目的とする漁業

二 旧トン数適用船以外の総トン数百トン以上百三十九トン未満の動力漁船であつて、この政令の施行前にニュー・ジーランドいか釣り漁業に用いられたものにより、この政令の施行後にニュー・ジーランドの地先沖合において釣りによつていかをとることを目的とする漁業

附 則 （平成元年三月三十一日政令第八九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成四年九月三〇日政令第三二五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成五年六月二三日政令第二一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年七月二〇日政令第二四六号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業再建整備特別措置法第八条第一項に規定する資金についての同条第二項の政令で定める条件については、なお従前の例による。

附 則 （平成九年八月一日政令第二五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年一二月二七日政令第四二六号）

この政令は、公布の日から施行する。



附 則 （平成一三年三月二六日政令第六一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一三年六月二九日政令第二二九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一三年一二月二八日政令第四三四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一四年一月一七日政令第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年六月二五日政令第二二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一四年八月一二日政令第二八〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年三月三十一日政令第一二五号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年四月一日政令第一四五号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金についての同条第二項の政令で定める条件については、なお従前の例による。

附 則 （平成一七年三月三十一日政令第九六号）

この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年三月二日政令第三九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年一二月一日）

附 則 （平成二〇年四月一六日政令第一三六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年九月一九日政令第二九七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 （令和二年七月八日政令第二一七号） 抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

(3) 漁業経営の改善及び再建整備に  
関する特別措置法施行規則



漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則  
(昭和五十一年六月一日(農林省令第二十四号))

改正	昭和53年	7月	5日	農林省令	第	49号
	平成13年	6月	29日	農林水産省令	第	108号
	平成14年	6月	26日	農林水産省令	第	54号
	平成17年	3月	31日	農林水産省令	第	48号
	平成20年	9月	30日	農林水産省令	第	60号
	平成29年	3月	31日	農林水産省令	第	25号
	令和元年	6月	27日	農林水産省令	第	10号
	令和2年	7月	8日	農林水産省令	第	49号
	令和2年	12月	21日	農林水産省令	第	83号
	令和4年	11月	1日	農林水産省令	第	61号
	令和5年	3月	15日	農林水産省令	第	13号

(改善計画の認定の申請)

第一条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(以下「法」という。)第四条第一項の規定による認定の申請は、別記様式第一号による申請書を提出してするものとする。

2 法第四条第一項ただし書の代表者は、三名以内とする。

(農林水産大臣が行う改善計画の認定に係る業種)

第二条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(以下「令」という。)

第二条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。

一 遠洋底びき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号。以下「漁業許可省令」という。))第二条第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

二 かつお・まぐろ漁業(漁業許可省令第二条第十二号に掲げる漁業をいう。以下同じ。))のうち総トン数百二十トン以上の動力漁船によるもの

(改善計画の変更の認定の申請)

第三条 令第三条第一項の規定による認定の申請は、別記様式第二号による申請書を提出してするものとする。

(再建計画の認定の申請)

第四条 法第五条第一項の規定による認定の申請は、申請者が構成員となつている法第八条第一項の農林水産大臣が指定する法人の意見書を添付してするものとする。

(再建計画の変更の認定の申請)

第五条 前条の規定は、令第五条第一項の認定の申請に準用する。

(漁業の整備を行うことが必要である業種)

第六条 令第六条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 沖合底びき網漁業（漁業許可省令第二条第一号に掲げる漁業をいう。）のうち、北緯四十三度の線以北、東経百三十九度の線以東の太平洋の海域を操業区域とするもの
- 二 以西底びき網漁業（漁業許可省令第二条第二号に掲げる漁業をいう。）
- 三 遠洋底びき網漁業のうち、ニュージーランドの地先沖合において操業するもの
- 四 大中型まき網漁業（漁業許可省令第二条第七号に掲げる漁業をいう。）のうち、北緯二十一度の線以北、東経百四十度の線以東、東経百七十九度の線以西の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）を操業区域とするもの、北緯二十一度の線以北、東経百三十二度の線以東、東経百三十五度の線以西の太平洋の海域（日本海の海域を除く。）を操業区域とするもの並びに島根県と山口県の最大高潮時海岸線における境界点北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域を操業区域とするもの
- 五 かつお・まぐろ漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）
- 六 中型さけ・ます流し網漁業（漁業許可省令第二条第十三号に掲げる漁業をいう。）
- 七 小型さけ・ます流し網漁業（漁業許可省令第七十条第四号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）のうち、日本海の海域のみを操業区域とするもの
- 八 中型いか釣り漁業（総トン数三十トン以上二百トン未満の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいい、次号に掲げるものを除く。）
- 九 ニュージーランドいか釣り漁業（ニュージーランドの地先沖合において総トン数百三十九トン以上の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）
- 十 東シナ海はえ縄漁業（北緯二十八度の線以北、東経百二十五度の線以東、東経百二十七度の線以西の東シナ海の海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用してあまだい又はふぐをとることを目的とする漁業をいう。）
- 十一 小型さけ・ます流し網漁業のうち、第七号に掲げるもの以外のもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五三年七月五日農林省令第四九号） 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一三年六月二九日農林水産省令第一〇八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年六月二六日農林水産省令第五四号）

この省令は、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一七年三月三一日農林水産省令第四八号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年九月三〇日農林水産省令第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三一日農林水産省令第二五号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和二年七月八日農林水産省令第四九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則 （令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕

って使用することができる。

附 則 （令和四年十一月一日農林水産省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年三月一五日農林水産省令第一三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和六年三月三十一日までの間、別記様式第1号（記載要領）3中「分かる書類又は」とあるのは「分かる書類若しくは資源管理計画（国又は都道府県の確認を受けているもの）又は」とする。



別記様式第1号(第1条関係)

## 改善計画認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(農林水産大臣)

住 所

名称及び代表者の氏名  
(個人の場合は氏名)

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)第4条  
第1項の規定に基づき、別紙の改善計画について認定を受けたいので申請します。

## (記載要領)

申請者は、以下の要領に従って、漁業経営の改善に関する計画(以下「改善計画」という。)の必要事項を記載すること。

### 1 記載すべき別紙の種類

- ① 漁業者が単独で改善計画を作成する場合には、別紙1、3、4、5、7及び8に記載すること。
- ② 漁業者が共同で改善計画を作成する場合には、別紙1及び3にすべての漁業者について取りまとめて記載するとともに、別紙4、5、7及び8に漁業者ごとに記載すること。
- ③ 漁業協同組合等(法第4条第1項に規定する漁業協同組合等をいう。以下同じ。)が単独で改善計画を作成する場合には、別紙2、3、6、7及び8に記載すること。
- ④ 漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、別紙2及び3にすべての漁業協同組合等について取りまとめて記載するとともに、別紙6、7及び8に漁業協同組合等ごとに記載すること。
- ⑤ 漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、別紙2及び3にすべての参加者について取りまとめて記載するとともに、別紙4、5、7及び8に漁業者ごとに、また、別紙6、7及び8に漁業協同組合等ごとに記載すること。

### 2 記載事項

- (1) 漁業経営の改善の目標(法第4条第2項第1号)
  - ・ 別紙1又は2の「漁業経営の改善の目標」の欄に記載すること。
- (2) 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標(法第4条第2項第2号)
  - ・ 別紙1又は2の「経営の向上の程度を示す指標」の欄に記載すること。
  - ・ 「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」及び「従業員一人当たりの付加生産額」の欄については、別紙4の⑪、⑫、⑭及び⑮の数字を基にしていずれかを記載するとともに、改善計画の目標とする指標にレ印を付すこと。
  - ・ 「補助的指標」の欄については、「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」に加えて、これら以外の補助的な指標により経営改善の目標を設定し、その効果を測定しようとする申請者のみが記載すること。記載する場合には、指標の名称、定義、計算方法及び設定理由を記載した書面を添付すること。
- (3) 漁業経営の改善の内容及び実施時期(法第4条第2項第3号)
  - ・ 別紙1又は2の「具体的な取組」の欄並びに別紙3、4及び8に記載すること。
  - ・ 「具体的な取組」の欄については、改善計画の対象となる取組全てにレ印を付すこと。
- (4) 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法(法第4条第2項第4号)
  - ・ 別紙7に記載すること。

### 3 その他記載に当たっての注意事項

別紙1又は2の記載については、以下の点に注意すること。

- ・ 「改善計画の種類」の欄については、改善計画の三種類のうち、いずれか一つにレ印を付すこと。「一般型」を選択する場合は、レ印に加え、()内の該当する取組に○を付すこと。
- ・ 「申請者名」の欄については、共同で改善計画を作成する場合には代表者の住所、名称及び代表者の氏名(個人の場合は、住所及び氏名)を記載すること。  
また、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、改善計画に参加する全ての漁業者又は漁業協同組合等について、住所、名称及び代表者の氏名並びに連絡先(個人の場合は住所、氏名及び連絡先)を記載した参加者名簿を添付すること。
- ・ 「資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、いずれかにレ印を付し、自らの取組の概要(休漁、養殖密度の遵守等)を記載すること。ただし、その他を選択する場合は、漁獲量の大部分が漁業法(昭和24年法律第267号)第8条第3項に規定する漁獲割当てにより管理されていることが分かる内容又は同法第60条第2項に規定する区画漁業権に基づかずに営んでいる養殖業の内容を()内に記載し、取組の概要は記載しないこと。また、資源管理又は漁場改善にレ印を付す場合は、漁業法第124条第1項の協定及び当該協定が同項の認定を受けていることが分かる書類又は持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第4条第1項の漁場改善計画及び当該計画が同項の認定を受けていることが分かる書類を添付すること。
- ・ 「実施体制」の欄については、地域連携型の改善計画を作成し、浜プラン等に基づく取組を実施する場合に、当該浜プラン等の名称、所得向上の目標値及び連携の内容を記載するとともに、当該浜プラン等(国の承認を受けているもの)を添付すること。  
また、大学、試験研究機関、企業等と連携して漁業経営の改善のための措置を実施する場合に、連携先の住所、名称及び代表者の氏名(個人の場合は、住所及び氏名)並びに連携の内容を記載すること。
- ・ 「漁業に関する法令の遵守」の欄については、改善計画の実施に当たって、漁業に関する法令を遵守する必要があることを確認し、レ印を付すこと。

#### 4 用紙

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

#### 5 その他

それぞれの別紙について記入欄が足りない場合には、別に必要事項を記載したものを添付することとしても差し支えない。

## 漁業経営の改善に関する計画

改善計画の種類	申請者名		
<input type="checkbox"/> 一般型(新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型			
資源管理又は漁場改善の取組概要	実施体制		
<input type="checkbox"/> 資源管理、 <input type="checkbox"/> 漁場改善、 <input type="checkbox"/> その他( )			
具体的な取組	営む漁業の概要		
<input type="checkbox"/> 漁船その他の施設の整備、 <input type="checkbox"/> 生産方式の合理化、 <input type="checkbox"/> 経営管理の合理化、 <input type="checkbox"/> その他			
漁業に関する法令の遵守			
<input type="checkbox"/> 漁業に関する法令の遵守			
漁業経営の改善の目標			
経営の向上の程度を示す指標	現 状 (千円)	計画終了時の目標値 (千円) 及び伸び率 (計画期間)(%)	
<input type="checkbox"/> 減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 付加生産額、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たりの減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たりの付加生産額		伸び率            % (   年   月 ~   年   月 )	
補助的指標			
名 称	計 算 式	現 状	計画終了時の目標値 及び伸び率(計画期間)(%)
			(   年   月 ~   年   月 )
			(   年   月 ~   年   月 )

## 漁業経営の改善に関する計画

改善計画の類型	申請者名	
<input type="checkbox"/> 一般型(新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型		
資源管理又は漁場改善の取組概要	実施体制	
<input type="checkbox"/> 資源管理、 <input type="checkbox"/> 漁場改善、 <input type="checkbox"/> その他( )		
具体的な取組	構成員の営む漁業の概要	
<input type="checkbox"/> 漁船その他の施設の整備、 <input type="checkbox"/> 生産方式の合理化、 <input type="checkbox"/> 経営管理の合理化、 <input type="checkbox"/> その他	1 業種の名称	2 漁業の概要
漁業関係法令の遵守		
<input type="checkbox"/> 漁業関係法令の遵守		
構成員の漁業経営の改善を推進する必要性		
漁業経営の改善の目標		
構成員の漁業経営の改善に与える効果		
経営の向上の程度を示す指標	現 状 (千円)	計画終了時の目標値 (千円) 及び伸び率 (計画期間)(%)
<input type="checkbox"/> 減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 付加生産額、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たりの減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たりの付加生産額		伸び率            % (    年 月 ~    年 月 )

### 補助的指標

名 称	計 算 式	現 状	計画終了時の目標値 及び伸び率(計画期間)(%)
			(    年 月 ~    年 月 )
			(    年 月 ~    年 月 )

# 実施計画

番号	実施項目	実施時期	自己評価基準	自己評価 頻度

# 経営計画

漁業者名 \_\_\_\_\_

会計年度 ( 月 日 ~ 月 日 ) (単位：千円)

	2年前 (年度)	1年前 (年度)	直近期末 (年度)	3力年平均	1年後 (年度)	2年後 (年度)	3年後 (年度)	4年後 (年度)	5年後 (年度)	合計
① 売上高										
うち水揚高										
② 売上原価										
③ 売上総利益(①-②)										
④ 販売費及び一般管理費										
⑤ 営業利益(③-④)										
⑥ 営業外損益										
⑦ 経常利益(⑤+⑥)										
⑧ 人件費										
⑨ 減価償却費										
⑩ 従業員数										
付加生産額 (⑤+⑧+⑨)										
従業員一人当たりの 付加生産額(⑩/⑩)										
⑬ 設備投資額										
⑭ 減価償却前利益 (⑤+⑨)										
⑮ 従業員一人当たりの 減価償却前利益(⑭/⑩)										

# 貸借対照表

(別紙5)

漁業者名 \_\_\_\_\_

(単位:千円)

資産の部				負債・資本の部			
	2年前 (年 月 期)	1年前 (年 月 期)	直近期末 (年 月 期)		2年前 (年 月 期)	1年前 (年 月 期)	直近期末 (年 月 期)
流動資産				流動負債			
現金・預金				買掛金・未払金			
売掛金・未収金				短期借入金			
その他				その他			
固定資産				固定負債			
建物・構築物				長期借入金			
船舶				釣払			
漁具・船具				その他			
土地				資本			
無形固定資産				資本金・元入金			
その他				準備金・積立金等			
繰延資産				当期末処分利益			
合計				合計			



(別紙6)

# 経営計画

漁業協同組合等の名称

会計年度 ( 月 日 ~ 月 日 )

(単位:千円)

	2年前 (年度)	1年前 (年度)	直前期末 (年度)	1年後 (年度)	2年後 (年度)	3年後 (年度)	4年後 (年度)	5年後 (年度)	合計
① 取扱高									
② 事業総利益									
③ 事業管理費									
④ 事業利益②-③									
⑤ 事業外収益									
⑥ 事業外費用									
⑦ 経常利益④+⑤-⑥									
⑧ 特別損益									
⑨ 税引前当期利益⑦+⑧									
⑩ 法人税等充当額									
⑪ 税引後当期剰余金⑨-⑩									
⑫ 前期繰越剰余金									
⑬ 当期末処分剰余金⑪+⑫									
⑭ 設備投資額									

# 資金計画

漁業者又は漁業協同組合等の名称

	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	5年目 (年度)	合計
株式会社日本政策金融公庫						
漁業経営改善支援資金 (経営改善)						
うち設備(漁船)						
うち設備(漁船以外)						
うち漁具取得						
うち長期運転資金						
うち共同利用施設						
その他 (資金名)						
その他 (資金名)						
民間金融機関 (金融機関名)						
漁業近代化資金						
漁業経営改善促進資金						
その他 (資金名)						
その他 (資金名)						
自己資金						
その他						
合計						
うち設備資金						
うち運転資金						

(単位:千円)

(別紙8)

# 設備投資計画

漁業者又は漁業協同組合等の名称

(単位:千円)

番号	漁船(トン数、性能等)・施設名(導入年度)	単価	数量	合計金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
			合計	

## 改善計画変更認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(農林水産大臣)

住 所

名称及び代表者の氏名  
(個人の場合は氏名)

年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(昭和51年政令第132号)第3条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

(記載要領)

- 1 共同で改善計画を実施する場合には、当該改善計画の代表者の名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## (4) 漁業経営の改善に関する指針



## ○漁業経営の改善に関する指針（平成 29 年 3 月 31 日農林水産省告示第 504 号）

最終改正 令和 5 年 3 月 15 日（農林水産省告示第 416 号）

### 一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項

我が国の漁業は、生産量が減少するとともに、国内の水産物消費が伸び悩む中で、その経営は厳しい状況に直面しており、適切な資源管理による持続的な水産資源の利用の重要性がますます高まるとともに、多様化する消費者ニーズに即した水産物を供給することが求められている。一方、近年顕在化してきた海洋環境の変化をはじめとした地球規模の環境変化を背景とする我が国の主要な魚種の不漁、燃油、飼料等資材価格の高騰等、我が国漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

今後とも国民に対して水産物を安定的に供給するという使命を果たしていくためには、このような我が国の漁業をめぐる環境の下で、限られた水産資源を持続的に利用しつつ、競争力に優れた漁業活動を安定的に行い得る効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、これを今後の漁業生産を担っていく主体としていくことが必要である。

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条の規定に基づく漁業経営改善制度（以下「本制度」という。）は、このような漁業を取り巻く課題を踏まえ、計画的な資源管理や漁場改善に取り組む漁業者及びそのような漁業者を構成員とする漁業協同組合等（以下「漁業者等」という。）による漁業経営の改善を支援することにより、効率的かつ安定的な漁業経営を育成することを目的とするものである。

令和四年三月に策定された新たな水産基本計画（令和四年三月二十五日閣議決定）では、水産に関する施策についての基本的な方針として、「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」、「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」及び「地域を支える漁村の活性化の推進」の三つの柱が示されるとともに、これらを中心に水産に関する施策を展開することとされている。

今後、漁業経営の改善を進めようとする意欲ある漁業者等には、水産基本計画に示された水産に関する施策についての基本的な方針を踏まえつつ、自らの経営状況や経営資源の実情、消費者や実需者のニーズ、資源量の動向、生産構造の展望等を総合的に勘案して、生産コストの削減、付加価値の向上等に向けた取組を、自らの創意工夫を生かして具体化していくことが期待される。

### 二 漁業経営の改善の内容に関する事項

#### イ 漁業経営の改善の考え方

我が国の周辺水域はもともと資源の豊かな漁場であり、また、我が国には水産に関する多くの技術や知見がある。漁業者は、これらを最大限に活用できるよう、漁業種類単位の画一的な取組ではなく、個々の創意工夫を生かした多様な取組を具体化していく必要がある。

このような取組の具体化に当たっては、漁業者には、自らの経営環境や新規の設備投資に当たっての費用対効果について十分に見極め、過剰な設備投資により漁業経営を悪化させることのないようにする必要がある。一方、水産資源の持続的な利用の確保は漁業経営の継続の前提となるものであり、いかに経営改善に対する効果が高くと

も、資源状況に照らして過大な設備投資や、地域で定められた資源管理に関する取決めに反する取組等は適当でない。

#### ロ 対象漁業者

本制度の対象とする漁業者は、その漁業経営の改善に当たって、漁業に関する法令を遵守するとともに、次に掲げる自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者、漁獲量の大部分が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第三項に規定する漁獲割当てにより管理されている者及び同法第六十条第二項に規定する区画漁業権に基づかずに養殖業を営む者とする。

- (1) 漁業法第二百二十四条第一項の認定を受けた同項の協定に基づく資源管理
- (2) 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき漁業協同組合等が作成する漁場改善計画の確実な実施

#### ハ 漁業経営の改善の措置

本制度により漁業経営の改善を進めようとする漁業者等には、次に掲げる漁業経営の改善の措置の類型に応じ、次に例示するような具体的な取組の実施が求められる。

- (1) 漁船その他の施設の整備 老朽化した漁船の代船の導入、高性能冷蔵庫の導入、水産加工施設の設置等
- (2) 生産方式の合理化 低燃費機関を装備した漁船等省エネルギーの目的に沿った漁船の導入、自動給餌機等の機械の導入、研修の受講を通じた効率的な作業方法の導入等
- (3) 経営管理の合理化 過剰な設備の処分、内部留保の蓄積等による財務内容の改善、個人経営体からの法人化及び協業化等
- (4) その他の措置 加工、流通分野への進出、異業種との連携、業種の転換、販売先の開拓、団体と共同して行う加工品の開発等

### 三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項

漁業経営の改善の実施に当たっては、漁業者等は、経営の現状を客観的に把握するとともに、実施しようとする措置の費用対効果について十分な検証を行う必要がある。また、経営改善を着実に進めていくためには、目標値とこれに対する達成度を常に把握し、その結果を踏まえて対応策を検討することが重要である。

このため、本制度においては、定量的な目標の下で、経営の相当程度の向上のための取組を実施することとする。その際、個々の漁業者等が実現しようとする具体的な経営の向上の目標については、次のイからハまでに掲げる改善計画の三類型に応じ、それぞれに定める指標を用いることとする。なお、複数の漁業者等が共同して漁業経営の改善に取り組む場合の改善計画の申請については、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができることとする。

#### イ 一般型

- (1) 対象者 漁業経営の改善を進めようとする者
- (2) 計画期間 五年
- (3) 指標 計画期間における減価償却前利益（営業利益及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、付加生産額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること（これらの指標を初めて用いる場合の基準値は十五パーセント（漁業者等が、新規事業の実施、新たな技術・手法



の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓又は組織再編若しくは他の事業者との連携強化に取り組む場合においては、五パーセント)とし、直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から五パーセント削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし、新たな基準値は五パーセントを下回ることとはできない。)

#### ロ 地域連携型

- (1) 対象者 浜プラン等（浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プランをいう。以下同じ。）に基づく取組であって、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者
- (2) 計画期間 三年以上五年以内
- (3) 指標 計画期間における減価償却前利益の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上であること。

#### ハ 新規就業者型

- (1) 対象者 新たに漁業経営を開始した後三年未満の者であって、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められるもの
- (2) 計画期間 五年
- (3) 指標 計画期間終了時における減価償却前利益が、地域における同一の漁業種類の平均値以上であること。

なお、設定した指標が計画どおりに達成されていない場合であっても、当該指標を達成できなかったことについてやむを得ない事由があると農林水産大臣又は都道府県知事が認めるときは、改善計画の認定の取消しは行わないものとする。

### 四 その他漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項

#### イ 改善計画の作成に係る助言及び指導

漁業協同組合等は、構成員である漁業者による改善計画の作成に当たっては、必要に応じて外部の専門家の知見も活用しつつ、適切な助言及び指導を行うものとする。

#### ロ 実施状況の報告等

国又は都道府県は、改善計画の認定を受けた漁業者等に対し、改善計画の認定後二年経過後及び計画期間終了後に、それまでの実施状況の報告を求めるとともに、必要に応じて関係漁業者団体や外部の専門家の知見も活用して、経営改善の実施方法や改善計画の変更について助言及び指導を行うものとする。

#### ハ 浜プラン等との連携

浜プラン等に位置付けられた漁業種類に係る改善計画については、当該浜プラン等と調和のとれたものでなければならない。

また、地域連携型の改善計画の認定に当たっては、国又は都道府県は、漁業協同組合等及び市町村の意見を聴くよう努めるものとする。

### 五 指針の見直し

この指針は、水産業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日農林水産省告示第 504 号）

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行前に法第四条第一項の認定の申請があった改善計画（以下「旧改善計画」という。）については、なお従前の例による。ただし、旧改善計画について指標を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が、次期改善計画の認定の申請を行う場合の一般型の改善計画に係る基準値については、旧改善計画を三のイに規定する一般型の改善計画とみなして、三のイの(3)の規定を適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日農林水産省告示第 416 号）

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 令和六年三月三十一日までの間、二のロの対象漁業者には、国及び都道府県が作成する資源管理指針に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施に取り組む漁業者を含むものとする。

(5) 漁業経営の改善及び再建整備に  
関する特別措置法の運用について



○漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の運用について  
(平成 14 年 7 月 1 日付け 14 水漁第 741 号農林水産事務次官依命通知)

改正 平成 16 年 4 月 1 日 15 水管第 3374 号  
平成 16 年 4 月 1 日 15 水漁第 2784 号  
平成 17 年 4 月 1 日 16 水漁第 2399 号  
平成 18 年 3 月 31 日 17 水管第 3896 号  
平成 18 年 4 月 14 日 18 水管第 130 号  
平成 19 年 3 月 30 日 18 水漁第 2783 号  
平成 20 年 4 月 1 日 19 水漁第 3606 号  
平成 20 年 4 月 16 日 19 水漁第 3940 号  
平成 20 年 10 月 1 日 20 水漁第 1637 号  
平成 20 年 12 月 1 日 20 水漁第 1932 号  
令和 5 年 5 月 17 日 5 水漁第 214 号

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）が、第 154 回国会において成立し、平成 14 年 6 月 19 日に公布された。また、改正法の施行日については、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 14 年政令第 228 号）により平成 14 年 7 月 1 日とされた。

については、改正後の漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）及び中小漁業融資保証法（昭和 27 年法律第 346 号）の運用に当たっては、下記の事項に御留意の上、その適切かつ円滑な運用について、格段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

## 記

### 第一 趣旨

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（旧漁特法）（昭和 51 年法律第 43 号。以下「法」という。）は、第 1 次石油危機による漁業用資材価格の高騰、200 海里経済水域の設定の動き等により漁業経営が極めて困難な事態に直面したことを背景として昭和 51 年に制定された。

同法は、再建計画制度、中小漁業構造改善計画制度及び整備計画制度の 3 制度等からなっており、これまで漁業の再建整備を図るための基本的な制度として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、法の制定から長期間が経過し、国際的な 200 海里体制の定着、水産資源の悪化等、我が国漁業を取り巻く環境も法制定当時からみて大きな変化が生じている。

また、平成 13 年 6 月には水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）が制定され、効率的かつ安定的な漁業経営の育成のためには、経営意欲のある漁業者が創意工夫を生かした漁業経営を展開できるようにすることが重要であり、国はそのために必要な施策を講ずるものとするとして、経営政策の基本的な考え方が明らかにされた。

このような状況の変化に対応するため、漁業経営再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 73 号。以下「平成 14 年改正法」という。）により、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るための仕組みが整備されたところである。

また、漁業経営維持安定資金に係る都道府県向けの補助金については、平成 17 年度において、事業を廃止し、税源を都道府県に移譲することとしたため、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（平成 17 年法律第 16 号。以下「平成 17 年改正法」という。）により、都道府県知事による再建計画の認定及び都道府県に対する国の利子助成に係る規定が削除されることとなった。

## 第二 漁業経営改善制度

### 1 漁業経営改善制度の仕組み

#### (1) 漁業経営の改善に関する指針の策定

漁業経営の改善の促進についての国の基本的な考え方を明らかにするため、農林水産大臣が、水産政策審議会の意見を聴いて、漁業経営の改善に関する指針（以下「改善指針」という。）を策定し、公表することとされている（法第 3 条）。

#### (2) 漁業経営の改善に関する計画の作成

① 漁業経営の改善を図ろうとする漁業者や、直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）である漁業者の経営改善を支援しようとする漁業協同組合等は、単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができることとされている（法第 4 条第 1 項）。

② 改善計画の作成主体となり得る漁業協同組合等については、「漁業者を直接又は間接の構成員とする漁業協同組合その他の政令で定める法人」と規定されており（法第 4 条第 1 項）、具体的には、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び一般社団法人が指定されている（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和 51 年政令第 132 号。以下「令」という。）第 1 条）。

③ 個人である漁業者が法人化しようとする場合については、改善計画中に法人が行う漁業経営の改善に関する計画も記載できることとされている（法第 4 条第 1 項かつこ書）。

個人経営の法人化とは、経営体としての同一性を維持しながら、個人経営を法人経営に移行することをいい、法は、経営体としての同一性の確保を担保する観点から、設立される法人について、「個人である漁業者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。3 において同じ。）でないものに限る。）」と規定している。

なお、当該規定中「主たる」については、法人の組合員、社員又は株主のうち個人である漁業者自身又はその者の営む漁業に従事する者の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員のうちこれに該当する者の出資額又はその株主のうちこれに該当する者

の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めている場合をいう。

- ④ 改善計画においては、漁業者又は漁業協同組合等が単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する事項を記載する。したがって、改善計画の作成は、これらの者が単独で行う場合と、これらの者が共同で行う場合が想定される。

このうち、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合にあっては、代表者を定めることとされており（法第4条第1項ただし書）、代表者の数については3人以内とされている（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和51年農林省令第24号。以下「規則」という。）第1条第2項）。

- ⑤ 改善計画の提出先及び認定主体については、漁業振興が地域産業の振興に関する施策であることから、原則として都道府県知事とされている。

ただし、

ア 我が国200海里外で操業し、水揚げも住所地の属する都道府県以外の市場で行うなど地域との関係が希薄な漁業の業種として政令で定める業種に係る計画

イ 一つの都道府県の区域を超えて実施される計画

については、農林水産大臣とされた（法第4条第1項）。

地元地域との関係が希薄な政令で定める業種の認定を農林水産大臣が行うという考え方は、現行の再建計画制度にならったものであり、令においては、再建計画と同じく遠洋底びき網漁業及びかつお・まぐろ漁業のうち総トン数120トン以上の動力船によるものが指定されている。（令第2条、規則第2条）。

- ⑥ 改善計画の記載事項については、

ア 漁業経営の改善の目標

イ 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標

ウ 漁業経営の改善の内容及び実施時期

エ 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

とされている（法第4条第2項）。

具体的な改善計画の様式は、規則で定められている（規則別記様式第1号）。

- ⑦ 改善計画の認定基準については、

ア ⑥のアからウまでに掲げる事項が改善指針に照らして適切なものであること

イ ⑥のウ及びエに掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること

とされている（法第4条第3項）。

都道府県知事においては、改善計画の認定を行うに当たっては、申請に係る漁業をめぐる経営環境の推移、申請者の資産及び負債の状況、申請者の経営実績等を総合的に勘案してその適否を判断されたい。

なお、改善計画の変更及び取消しについては、令第3条及び規則第3条に規定されており、

ア 改善計画を変更しようとするときは、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けなければならないこと

イ 農林水産大臣又は都道府県知事は、アの認定の申請があった場合において、当

該変更が法第4条第3項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、認定をするものとする

ウ 変更の認定の申請に当たっては規則別記様式第2号によること

エ 農林水産大臣又は都道府県知事は、改善計画の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等が改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることが定められている。

⑧ 以上のほか、改善計画の申請及び認定に関する事務処理方針等については、別途水産庁長官から通知するところによらるたい。

## 2 金融上の支援措置

### (1) 公庫からの資金の貸付け

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）は、改善計画の認定を受けた漁業者（改善計画に従って設立された法人を含む。）又は漁業協同組合等に対し、当該認定に係る改善計画に従い漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金（漁業経営改善支援資金（経営改善））の貸付けを行うものとされている（法第9条第1号）。

漁業経営改善支援資金（経営改善）の資金用途については、

- ① 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金
- ② 漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- ③ 漁業の生産力の維持増進に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- ④ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金（いわゆる長期運転資金）

が定められている（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のヨ、レ、ネ及びナ並びに別表第5の第4号。沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和47年政令第186号）第2条第1号ヨ、レ、ツ及びネ。）。

この長期運転資金の具体的な資金用途については、漁業者が漁業経営の改善を図るのに必要な次の資金が指定されているところである（平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）第8号）。

- ① 漁船漁業用施設、海面養殖施設、内水面養殖施設その他の漁業経営の改善のための措置に必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対応する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- ② 魚種、漁場又は操業の時期若しくは方法の転換に伴い必要となる漁船漁業用施設その他の施設の取得に必要な資金
- ③ 水産物の需要を開拓するための新たな水産加工品等の調査及び開発に必要な資金
- ④ 漁業経営の改善のための措置の実施によって必要となる薬品費、艀装費その他の費用（水産物の生産、流通、加工又は販売に必要なものに限る。）に充てるのに必要な資金

### (2) 漁業協同組合等の民間金融機関からの短期運転資金の貸付け

改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業融資保証法第2条第



1項の中小漁業者等が円滑に低利の運転資金（漁業経営改善促進資金）の融通を受けられるよう、漁業信用基金協会が融資機関に対し必要な資金を供給する業務を行うこととされている（中小漁業融資保証法第4条第2号）。

(3) 改善計画の認定と融資等との関係

改善計画の認定は、申請者に対して金融、補助事業等の政策的支援を行うための前提であり、申請者は、認定を受けることにより通常の融資等よりも有利な条件での融資等を申請する資格を得ることとなっている。

(4) 保証保険のてん補率の引上げ

改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金について、その円滑な融通が図られるよう、保証保険のてん補率を100分の80（地方公共団体の出資の額が出資総額の4分の1未満である漁業信用基金協会については100分の60）に引き上げ、漁業信用基金協会の保証態度の積極化を図ることとされている（中小漁業融資保証法第76条の2）。

なお、てん補率の特例の対象となる資金とは、「漁業経営の改善を実施するのに必要な資金」（法第4条第2項第4号）として改善計画に記載された資金であり、具体的には、規則別記様式第1号の別紙7に記載された資金をいう。

3 漁業権の移転制限に関する特例

改善計画の認定を受けた個人である漁業者であって定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、改善計画に従い法人化する場合にあつては、漁業法（昭和24年法律第267号）第79条第1項本文の規定は適用せず、当該法人に対し漁業権の譲渡ができることとされている（法第10条）。

この特例は、

- ① 漁業権の免許を受けて漁業を営んでいる漁業者の現状をみると、個人又は法人格のない社団による経営の割合が高くなっており、これらの経営の向上のためには法人化が重要な手法の一つと考えられること
- ② 特に、定置漁業を営んでいる網組、大敷組合等の法人格のない社団については、昭和37年以来「当分の間」ということで漁業権の免許に当たって法人とみなし、一定の要件を満たす場合には高い優先順位が適用されてきたが、当該規定が漁業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第90号）により廃止されたことから、法人化に取り組む動きも出てきており、法人への円滑な移行を支援するための仕組みが求められていること

から設けられたものである。

本条でいう個人経営の法人化とは、

- ① 定置漁業権若しくは区画漁業権を有する個人又は、
- ② その個人が営む当該漁業権の内容である漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人（株式会社にあつては、公開会社でないもの）を設立し、個人経営から当該法人による経営へと移行することをいうものである。

なお、本条の「主たる」の解釈については、1の(2)の③と同様である。

4 税制上の特例措置

改善計画の達成を支援するため、税制上の特例措置として、減価償却の特例措置（法

第 11 条) 及び登録免許税の軽減措置が講じられていたが、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 18 年法律第 10 号。以下「平成 18 年改正法」という。)により、当該税制の特例措置は廃止されることとなった。

ただし、平成 18 年改正法附則第 83 条、第 107 条及び第 133 条において、平成 18 年改正法の施行日前に改善計画の認定を受けた漁業者(改善計画に従って設立された法人を含む。)が、当該認定に係る改善計画に従って新たに取得し、又は建造した漁船については、従前の減価償却の特例措置(5 年間、普通償却限度額の 100 分の 14 の割増償却)が認められることとされている。

#### 5 改善計画に従い設立された法人に対する支援

なお、認定を受けた改善計画に従い設立された法人については、改善計画の認定を受けた漁業者一般と同様に、公庫からの資金の融通(法第 9 条第 1 号括弧書)、漁業経営改善促進資金の融通(中小漁業融資保証法第 4 条第 2 号)及び保証保険のてん補率の特例(中小漁業融資保証法第 76 条の 2)の対象となるものとされている。

#### 6 援助措置

国及び都道府県は、改善計画の達成のために必要な助言、指導及び融資のあつせんその他の援助を行うものとされている(法第 7 条)。

また、改善計画の達成のためには、漁業協同組合を始めとした関係団体による指導・協力が不可欠である。特に、改善計画の作成及び認定の申請については、漁業協同組合等が構成員である漁業者に対し積極的な指導、援助を行うように指導されたい。

### 第三 再建計画制度

#### 1 制度の趣旨

本制度は、経営が困難に陥っている中小漁業者の経営の再建を図るため、法第 5 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けた漁業経営再建計画(以下「再建計画」という。)に従って経営の再建を図ろうとする中小漁業者に対し、固定化債務の整理等に必要な資金(以下「漁業経営維持安定資金」という。)を融通しようとするものである。

この再建計画の認定については、平成 17 年改正法により、都道府県知事による再建計画の認定に係る規定が法律上削除された。

#### 2 再建計画の認定の申請

- (1) 再建計画の認定の申請を行うことができる者は、「漁業経営の維持が困難となり、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者」であり(法第 5 条第 1 項)、具体的には、最近の収支が通算して損失となっている者又は自己資本が著しく過少で財務内容が極度に悪化している者等である。
- (2) 農林水産大臣による再建計画の認定は、遠洋底びき網漁業又はかつお・まぐろ漁業のうち総トン数 120 トン以上の動力船によるものを主として営む者に限り行うこととされている(法第 5 条第 1 項、令第 2 条、規則第 2 条)。
- (3) 農林水産大臣による再建計画の認定の申請に際しては、申請者が構成員となっている法第 8 条第 1 項の農林水産大臣が指定する法人(以下「農林水産大臣指定法人」という。)の意見書を添付することとされている(規則第 4 条)。

### 3 再建計画の認定

- (1) 再建計画の認定の申請があったとき、農林水産大臣は、①再建計画が申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものであり、かつ、②申請者が再建計画を達成する見込みが確実であると認めるときは、その再建計画の認定をするものとされている（法第5条第3項、令第4条）。
- (2) なお、再建計画の変更、取消しについては、令第5条及び規則第5条に規定されており、
  - ① 再建計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならないこと
  - ② 農林水産大臣は、①の認定の申請があった場合において、当該変更が令第4条各号に掲げる基準に該当するものであると認めるときは、認定をするものとする
  - ③ 変更の認定の申請に当たっては、2の(3)と同様の手続によることとする
  - ④ 農林水産大臣は、再建計画の認定を受けた中小漁業者が再建計画に従ってその漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることが定められている。

### 4 漁業経営維持安定資金の融通

漁業経営維持安定資金の融資機関は、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行又は信用金庫とされている（法第8条第1項、令第10条）。

漁業経営維持安定資金は、「固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金」である（法第8条第2項）。この資金による整理の対象となる債務は、具体的には、返済期限到来後未返済となっている債務、実質的に延滞し、又は固定化している債務その他これに準ずる債務である。

漁業経営維持安定資金の利率については、年6.5%以内、償還期限は10年（特認15年）以内（うち据置期間3年以内）とされている（法第8条第2項、令第12条）。

このほか、再建計画についての事務処理、漁業経営維持安定資金制度の運用、事務処理の方針等については、別途水産庁長官から通知するところによらるたい。

### 5 漁業経営維持安定資金に係る利子補給に対する助成

政府は、農林水産大臣指定法人が、漁業経営維持安定資金の融通を行う融資機関に対し、当該資金について利子補給を行う場合、予算の範囲内で補助を行うものとされており（法第8条第1項）、その額は、農林水産大臣による再建計画の認定を受けた中小漁業者に漁業経営維持安定資金を貸し付ける融資機関に対し、農林水産大臣指定法人が当該資金につき利子補給を行うのに要する経費と同額である（令第11条）。

この漁業者についても、漁業経営の実情、地域産業としての役割等を総合的に勘案し、更に金利負担の軽減が図られるよう、都道府県においても援助方特段の御配慮をお願いする。

なお、「農林水産大臣指定法人」は、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、全国漁業協同組合連合会及び一般社団法人日本トロール底魚協会とする。

### 6 系統組織の指導協力体制の整備

再建計画の作成及び再建計画に従った漁業経営の再建については、中小漁業者自らの努力はもとよりであるが、これらの適切かつ円滑な実施を確保するためには、漁業協同

組合を始め漁業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、漁業信用基金協会、農林中央金庫支店・事務所等系統組織を挙げた指導・協力体制が不可欠であり、また、関係金融機関、都道府県等の協力を得ることも必要であるので、農林水産大臣指定法人の効果的な取組が期待されることである。

特に、再建計画の作成及び認定の申請に当たっては、漁業協同組合等が積極的な指導、援助を行うように指導されるとともに、再建計画の作成、再建計画の実質的審査、再建計画の達成のための指導・協力体制の確立のためには、たとえば、漁業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、漁業信用基金協会、農林中央金庫支店・事務所等関係団体からなる組織を設けること等も適切と考えられるので、農林水産大臣指定法人におかれても、実情に応じ必要な措置を講ずることとされたい。

#### 第四 整備計画制度

##### 1 制度の趣旨

本制度は、国際環境の変化、水産資源の状況等に対応して漁業者が自主的に行う漁業の整備のための取組を支援する制度である。

漁業の整備の具体的な手法について、法は、漁船の隻数の縮減（減船）を例示しているが、その他の手法としては休漁、一時的な業種・漁場転換、漁具・漁法制限等の多様な方法が想定されている。

##### 2 整備業種の指定

その業種に係る漁業に関連する国際環境の変化、水産資源の状況等に照らし、当該漁業に使用される漁船の隻数の縮減その他当該漁業の整備を行うことが必要である業種について政令で指定することとされている（法第6条第1項、令第6条）。

##### 3 整備計画

- (1) 法第6条第1項の規定に基づき指定された業種に係る漁業を営む漁業者を構成員とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は一般社団法人は、整備事業（法第6条第1項に規定する整備事業をいう。以下同じ。）について整備計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとされている（法第6条第1項、令第7条）。
- (2) 整備計画についての農林水産大臣の認定基準は、①整備事業の目標、内容及び実施時期が当該漁業の存立を図るため必要かつ適切なものであること、②事業実施に必要な資金の額及び調達方法が整備事業を確実に遂行するために適切なものであること、及び③当該整備事業に参加する漁業者の数及び当該整備事業の実施の態様からみて当該漁業の整備が的確に実施されると認められることとされている（令第8条）。
- (3) なお、整備計画の変更、取消しについては、令第9条に規定されており、
  - ① 整備計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならないこと
  - ② 農林水産大臣は、①の認定の申請があった場合において、当該変更が令第8条各号に掲げる基準に該当するものであると認めるときは、認定をするものとする
  - ③ 農林水産大臣は、整備計画の認定を受けた漁業者団体又はその構成員が整備計画に従って整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができること

が定められている。

#### 4 公庫からの資金の貸付け

- (1) 公庫は、①整備計画の認定を受けた法人、②その構成員である漁業者であって当該認定に係る漁業を営むもの、又は③当該漁業者を構成員とする漁業協同組合に対し、当該認定に係る整備計画に従い整備事業を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとされている（法第9条第2号、令第13条）。
- (2) 本資金の資金用途については、「漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金」とされている（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のソ及び別表第5の第4号の2。沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ソ。）。

この規定を受け、

- ① 漁船の隻数の縮減に伴う補償金の支払いに必要な資金
- ② 水産資源の回復を目的として、漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に係る費用を負担するのに必要な資金の融通が行われている（平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）第9号）。

#### 5 援助措置

国及び都道府県は、整備計画の達成のために必要な助言、指導及び融資のあつせんその他の援助を行うものとされている（法第7条）。

### 第五 職業転換給付金等

#### 1 趣旨

減船の実施に伴い、漁業従事者が離職を余儀なくされる事態が発生することが予想されるが、このような離職者について、その有する能力に適合する職業に就くことを容易にするため、就職のあつせん、職業訓練の実施、職業転換給付金の支給等の措置を講ずることとし、このための所要の規定が設けられている（法第12条～第14条）。

#### 2 就職あつせん等

漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、政府は、就職のあつせん、職業訓練の実施その他の措置を講ずるように努めることとされている（法第12条）。

#### 3 職業転換給付金

減船に伴い発生が予想される漁業離職者のうち政令で定める業種に係る漁業に従事していた者で船員になろうとするものに対し、職業転換給付金を支給することができることとされている（法第13条）。

また、この職業転換給付金に対しては、公租公課は課さないこととされている（法第14条）。

なお、船員以外の職業に就こうとする者については、雇用対策法（昭和41年法律第132号）に基づき、離職者に対し、一定の要件の下で、離職者の有する能力に適合する職業に就くことを容易にするための就職促進手当等の職業転換給付金の支給措置が講じられることとなっている。

## 附 則

この通知による改正後の「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の運用について（平成14年7月1日14水漁第741号事務次官依命通知）」は、令和5年5月17日から施行する。

## (6) 漁業経営改善制度の運用について





○漁業経営改善制度の運用について  
(平成 14 年 7 月 1 日付け 14 水漁第 739 号水産庁長官通知)

改正 平成 18 年 3 月 31 日 17 水漁第 2986 号  
平成 20 年 3 月 13 日 19 水漁第 3569 号  
平成 20 年 10 月 1 日 20 水漁第 1636 号  
平成 29 年 3 月 31 日 28 水漁第 1769 号  
令和 3 年 8 月 12 日 3 水漁第 683 号  
令和 4 年 9 月 22 日 4 水漁第 860 号  
令和 5 年 3 月 20 日 4 水漁第 1659 号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号。以下「法」という。）に基づく漁業経営改善制度の運用については、法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和 51 年政令第 132 号。以下「令」という。）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和 51 年農林省令第 24 号。以下「規則」という。）、漁業経営の改善に関する指針（平成 29 年農林水産省告示第 504 号。以下「改善指針」という。）及び漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の運用について（平成 14 年水漁第 741 号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）によるほか、下記によるものとする。

記

第 1 改善計画の作成・申請

- 1 法第 4 条第 1 項の漁業者又は漁業協同組合等は、同項の規定に基づき漁業経営の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）を作成しようとするときは、規則別記様式第 1 号によるほか、別記の記載上の留意事項に従って必要事項を記載するものとする。
- 2 法第 4 条第 1 項の漁業協同組合等（以下「漁業協同組合等」という。）は、直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）である漁業者が改善計画を作成するに当たっては、適切な指導を行うよう努めるものとする。
- 3 漁業協同組合等の構成員である漁業者は、改善計画の認定の申請を行おうとするときは、構成員となっている漁業協同組合等の意見書（新規就業者型で申請を行おうとする場合は、意見書に代えて推薦書（参考 3 参照））を添付し、かつ、当該漁業協同組合等を経由して、その申請を行うものとする。

ただし、申請者が複数の漁業協同組合等の構成員となっている場合にあっては、改善計画の主たる内容である漁業種類、改善計画の作成指導を受ける際の利便性等を勘案し、所属する漁業協同組合等とも相談の上、いずれか 1 つの団体を選択するものとする。

また、漁業者は、以下に掲げる場合にあっては、直接、都道府県知事又は農林水

産大臣（以下「認定行政庁」という。）に申請書を提出するものとする。

- ① 改善計画の主たる内容が複数の漁業種類にわたり、かつ、関係する漁業協同組合等も複数にわたる場合であって、いずれか1つの団体を選択することが困難な場合
  - ② 複数の漁業者が共同で改善計画を作成し、その代表者が構成員となっている漁業協同組合等が複数にわたる場合であって、いずれか1つの団体を選択することが困難な場合
  - ③ 漁業者が漁業協同組合等と共同で改善計画を作成した場合であって、その代表者に漁業協同組合等が含まれているとき
  - ④ 漁業者が、認定行政庁に直接提出することを希望する場合
- なお、漁業協同組合等が単独で又は共同して改善計画を作成した場合にあっては、漁業協同組合等による意見書の添付等は要しない。

## 第2 改善計画の認定基準

改善計画の認定基準は、法第4条第3項に規定されているが、その判断に当たっては、申請に係る漁業をめぐる経営環境の推移、申請者の資産及び負債の状況、申請者の経営実績等を総合的に勘案するとともに（次官通知第二の1の(2)の⑦）、以下の要件等を検討するものとする。

- 1 漁業経営の改善の目標、漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標、漁業経営の改善の内容及び実施時期の各事項が改善指針に照らして適切なものであること（法第4条第3項第1号）について
  - ① 経営の向上の程度を示す指標について
    - ア 漁業者についての判断基準

### (7) 一般型

計画期間（5年）における減価償却前利益、付加生産額、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること（これらの指標を初めて用いる場合の基準値は15%（漁業者が、新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓又は組織再編若しくは他の事業者との連携強化に取り組む場合（具体的な取組等については、表1に示す。）においては、5%）とし、直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から5%削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし、新たな基準値は5%を下回ることはできない。）（改善指針第三）。

ただし、上記基準値削減規定の適用があるのは、直近の改善計画の終了後2年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合に限る。

「直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者」とは、直近の改善計画の最終年度において指標の伸び率が基準値を上回った者又は最終年度において指標の伸び率が資源量の変動等のやむを得ない事由

で基準値を下回った者のうち、直近の改善計画の3年目以降の年度において指標の伸び率が基準値を上回る年度があった者とする。

表 1

基準値を5%以上とする取組	具体的な取組	考え方（具体例等）
新規事業の実施	海業等への新規取組	自らの生産物を加工・販売する施設や同生産物を提供する飲食店・宿泊施設の整備・運営等の取組等。
	他の漁業種類への着手・転換	特定魚種の不漁等の状況を踏まえた形での漁獲対象種・漁法の複数化に対応する漁船の導入、養殖業への新規着業等の取組等。
新たな技術・手法の導入	スマート水産技術の導入	生産活動の省力化、効率化、生産物の付加価値向上等に資する海洋環境情報や漁獲情報の収集・共有等のための機器・システムの導入の取組等。
	生産履歴等の電子化	養殖業における給餌や投薬の日時、種類、量等の生産履歴等に係る情報を電子的に記録・管理する取組等。
新たな資源管理の実施	漁業法に基づく特定水産資源の拡大への対応	漁業法に基づく漁獲可能量による管理の対象となる資源（特定水産資源）とすることが検討・議論されている資源を一定程度以上漁獲している漁業者において、当該資源が特定水産資源となることを前提に、かかる検討・議論（当該資源に係る評価結果を含む。）を十分踏まえた改善計画の策定。更に、当該資源が特定水産資源となった場合には、配分される大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものとするための資源管理協定の見直し・変更等の実施。
	漁業法に基づく漁獲割当てによる管理の導入への対応	漁業法に基づく漁獲割当てによる管理が導入されている又は導入することが検討・議論されている資源を漁獲している漁業者において、当該管理の運用状況又はかかる検討・議論を十分踏まえた改善計画の策定。更に、状況に応じて年次漁獲割当量の移転を行う等、制度の円滑な運用に資する対応。
環境に配慮した事業活動の実施	人工種苗や配合飼料への転換	関係する技術開発等の状況に応じ、環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料、魚粉割合の低い配合飼料、養殖用人工種苗の使用割合を増やす取組等。
	水産エコラベル認証の取得	水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベル認証（MSC 認証、ASC 認証、MEL 認証など世界水産持続可能性イニシアチブ（GSSI）の認証を受けたもの）を取得する取組。
	海洋ごみの持ち帰り処分	操業中に回収した海洋ごみの持ち帰り及びその適正な処分を行う取組。

新たな販売手法の導入・販路の開拓	輸出	輸出対象魚種や輸出先国の拡大、輸出対象生産物の付加価値向上等により、輸出数量や輸出金額を増大させる取組等。
	インターネットによる直接販売	インターネットを通じた生産物の直接販売により、販売収入の増大を図る取組等。
	販売先の分散化	新たな販売先（輸出やインターネット販売を含む。）を開拓し、多様な販路を確保する取組等。
組織再編又は他の事業者との連携強化	合併/事業譲渡/分社化/事業承継	経営体制を見直し、合併・事業譲渡、分社化、事業承継等により経営の合理化・効率化を図る取組。
	他事業体との連携・作業の共同化	同業他者との作業の共同化や水産加工業者等関連産業に係る事業者との連携により生産プロセスの合理化・効率化や生産物の高付加価値化を図る取組。

(イ) 地域連携型

- i 浜プラン等（「浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」をいう。以下同じ。）に基づく取組であって、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者であること（改善指針第三）。

「浜プラン等に基づく取組」と認められるためには、改善計画の取組内容の全部又は一部が浜プラン等に記載されている具体的取組内容と一致していることを要するものとする。

- ii 計画期間（3年以上5年以内）における減価償却前利益の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上であること（改善指針第三）。

ただし、計画期間は浜プラン等の実施期間を1年以上含んで設定することとし、計画期間を3年又は4年と設定する場合にあっても、目標値は5年で設定する場合と同じ値（浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上）を設定するものとする。

(ウ) 新規就業者型

- i 新たに漁業経営を開始した後3年未満の者であって、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められるものであること（改善指針第三）。

「一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められる」者とは、漁業に関する長期研修を1年以上受講した者又はこれと同等の漁労に関する知識及び技術を有すると漁業協同組合若しくは行政庁が認める者（漁家子弟等）とする。

- ii 計画期間（5年）終了時における減価償却前利益が、地域における同一の漁業種類の平均値以上であること（改善指針第三）。

「地域における同一の漁業種類の平均値」とは、構成員となっている漁業協同組合における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（1/2以上を推奨）を使用した平均値とする。ただし、合併した漁業協同組合にあつては、所属支所等における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（1/2

以上を推奨) を使用した平均値とすることができる。

#### イ 漁業協同組合等についての判断基準

漁業協同組合等が漁業者と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、共同で改善計画を作成した漁業者について、アの判断基準を満たすものであること。

また、漁業協同組合等が単独で又は他の漁業協同組合等と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、その構成員である漁業者のうち別途改善計画の認定を受けた者の当該改善計画の達成に資すると認められること(改善指針第三)。なお、漁業協同組合等が自ら営む漁業により改善計画を作成する場合には、一漁業者としての扱いとなり、アの判断基準を用いることになるので留意すること。

なお、複数の漁業者又は漁業協同組合等が共同して改善計画を作成する場合にあっては、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができる(改善指針第三)。

#### ② 漁業経営の改善の内容について

ア 自らの経営環境、新規投資に当たっての費用対効果について十分に考慮しており、設備投資の過剰にはつながらないと認められること(改善指針第二)。

イ 漁業者が、その漁業経営の改善に当たって、漁業に関する法令を遵守するとともに、次に掲げる自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者、漁獲量の大部分が漁業法(昭和24年法律第267号)第8条第3項に規定する漁獲割当てにより管理されており、同法第124条第1項に基づく資源管理協定の認定を受けることが実態上困難であると認められる者又は同法第60条第2項に規定する区画漁業権に基づかない養殖業を営んでおり、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく漁場改善計画に取り組むことができない者であること及び当該漁業者による取組が水産資源の持続的利用の確保に反するものではないと認められること。なお、漁業に関する法令とは、漁業法、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)、臘虎臘肭獸獵獲取締法(明治45年法律第21号)、持続的養殖生産確保法、内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう(改善指針第二)。

(7) 漁業法第124条第1項の認定を受けた同項の協定に基づく資源管理

(イ) 持続的養殖生産確保法に基づき漁業協同組合等が作成する漁場改善計画の確実な実施

ウ 浜プラン等に位置付けられた漁業種類に係る改善計画については、漁村地域全体の活性化を図る観点から、同じ漁業経営の改善に向けた地域の取組である浜プラン等と調和のとれたものであること(改善指針第四)。

2 漁業経営の改善の内容及び実施時期及び漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法の各事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること(法第4条第3項第2号)について

#### ① 漁業経営の改善の内容について

ア 漁業経営の改善の内容が具体的であり、かつ、減価償却前利益、付加生産額、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額の向上に確実に繋がると認められるものであること。

イ 資源状況に照らして過大な設備投資や、地域で定められた資源管理に関する取り決め反するよう取組等の水産資源の持続的利用の確保に反する取組ではないと認められること（改善指針第二）。

② 必要な資金の額及びその調達方法について

資金計画について実現が見込まれるものであり、改善計画に掲げる措置を行う上で適切かつ有効なものであること。

### 第3 改善計画の認定手続等

1 認定行政庁は、改善計画の認定申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、認定基準に適合すると認めるときは、様式第1号の認定通知書を申請者に交付するものとする。

また、認定しないこととしたときは、様式第2号の不認定通知書に理由を付して、申請者に交付するものとする。

2 認定行政庁は、改善計画の認定に当たっては、委員会の設置や漁業者団体等の設置する協議会の利活用等により、学識経験者、会計士、経営コンサルタント等の外部専門家及び第6の関係機関の者の意見を聴取するよう努めることとする。

特に、地域連携型の改善計画の認定に当たっては、具体的な取組内容が連動しているか等についても確認する必要があるため、浜プラン等の策定主体（地域水産業再生委員会等）の構成員である漁業協同組合等及び市町村の意見を聴くよう努めることとする。

### 第4 改善計画の変更に関する認定手続等

1 規則別記様式第1号別紙3に記載した実施時期の同一年度内における変更等認定を受けた改善計画の趣旨を変えない範囲内での軽微な変更は、変更の認定を要しない。

2 認定行政庁は、改善計画の変更の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該変更が認定基準に適合すると認めるときは、様式第3号の変更認定通知書を申請者に交付するものとする。

また、認定しないこととしたときは、様式第4号の変更不認定通知書に理由を付して、申請者に交付するものとする。

3 認定行政庁は、改善計画に取組中の漁業者又は漁業協同組合等から、当該改善計画の変更としてではなく、新規の改善計画の申請があり、これを適当として認定した場合において、当該取組中の改善計画の内容が当該新規の改善計画においても引き続き取り組まれていると認められる場合には、これを取り消すことを要しない。

### 第5 改善計画の認定取消手続等

1 認定行政庁は、改善計画の遂行に著しい支障が生じており改善計画に基づく漁業

経営の改善のための措置（漁業に関する法令の遵守、自主的な資源管理又は漁場改善の取組など改善指針に照らして適切にとるべき措置を含む。）が実施されていないなど、漁業者又は漁業協同組合等が改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行っていないと認めるときは認定を取り消すことができる（令第3条第3項）。

ただし、認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等が相応の努力をした場合でも、資源量の変動等のやむを得ない事由により指標が達成できない場合もあることから、設定した指標が計画どおりに達成されていない場合であっても、当該指標を達成できなかったことについてやむを得ない事由があると認定行政庁が認めるときは、改善計画の認定の取消しは行わないものとする（改善指針第三）。

- 2 認定行政庁は、改善計画の認定を取り消すときは、様式第5号の認定取消通知書に理由を付して、認定を受けている漁業者等に交付するものとする。
- 3 認定行政庁は、認定の取消しに当たっては十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、第三者機関の意見も聴取した上で措置することが望ましい。なお、認定の取消しは、行政手続法（平成5年法律第88号）の不利益処分該当し、同法第3章の規定の適用を受けることに留意する必要がある。
- 4 認定行政庁は、改善計画を認定する際においても、漁業者の経営改善に向けた取組を促進する観点から、当該改善計画に記載された漁業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認められる場合には、認定を取り消すことがあり得る旨を周知することが望ましい。
- 5 漁業者又は漁業協同組合等は、漁業経営改善支援資金（経営改善）及び漁業経営改善促進資金の融資対象者としての資格を失った場合は、新たな貸付けを受けることができなくなるとともに、既に貸付けを受けているこれらの資金に対する利子助成や利子補給等の支援措置は終了し、既に貸付けを受けている資金の取り扱いについては、それぞれの資金の貸付契約に従うものとする。

## 第6 関係機関との連携等

認定行政庁は、漁業経営改善制度の適切かつ円滑な実施を確保するため、漁業協同組合、市町村、漁業協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）、農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、漁業調整委員会、資源管理協議会等の関係機関との連携を緊密にするものとする。

## 第7 指導及び助言

認定行政庁は、漁業者及び漁業協同組合等に対して、改善計画に係る認定手続及び支援策を周知し、また、漁業者又は漁業協同組合等からの相談に対し、適切な指導・援助を行うよう努めるものとする。

なお、融資希望又は信用保証についての付保希望を有する漁業者又は漁業協同組合等から改善計画の認定の申請について相談があった場合には、当該漁業者等に対し、改善計画の認定は融資等の申請の前提であり、融資機関等の審査が行われる旨説明すること。

また、認定希望者が債務超過である場合等については、例えば法第5条の再建計

画制度の利用の検討を促すなど、希望者の経営状況を踏まえてよりふさわしい制度の紹介に努めること。

## 第8 実施状況の報告等

1 認定行政庁は、改善指針第四のロに基づき、改善計画の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等に対し、改善計画の認定を受けてから2度目の事業年度終了日及び計画の最終事業年度終了日から起算して3か月以内に、様式第6号により改善計画の実施状況に関する報告を提出するよう求めるものとする。

なお、上記の報告の際、自主的な資源管理又は漁場改善の取組の履行確認に必要な書面等（資源管理協議会若しくは漁業協同組合が発行する履行確認証明書又は認定行政庁が適当と認めるもの）を添付するよう求めるものとする。

また、上記の報告のほか、改善計画の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等は、以下の①から③までのいずれかに該当することとなった場合には、様式第7号により、その旨を認定行政庁に速やかに報告するものとする。

- ① 漁業に関する法令の違反により、司法処分又は行政処分を受けた場合
- ② 資源管理協議会により、資源管理協定の履行が確認されなかった場合
- ③ 実施している漁場改善計画に関し、持続的養殖生産確保法第7条に基づく勧告がされた場合

2 1による報告（様式第7号によるものを除く。）の提出を受けた認定行政庁は、毎年、前年の7月1日からその年の6月30日までの間が提出の対象である報告をとりまとめ、7月15日までに水産庁（漁政部水産経営課企画調整担当）まで提出するものとする。

また、必要に応じて第6の関係機関や外部専門家の知見も活用しつつ、漁業者又は漁業協同組合等に対し、経営改善の実施方法や、場合によっては改善計画の変更について助言・指導を行うものとする。

3 認定行政庁は、改善計画の認定及び取消しに係る実績を、様式第8号により、毎年度、4月から9月分及び10月から翌年3月分に分けて取りまとめ、前者については10月15日までに、後者については4月15日までに、水産庁（漁政部水産経営課企画調整担当）まで報告するものとする。

また、当該報告を受けた水産庁は、これらの情報を取りまとめ、認定行政庁に対し、提供するものとする。

## 附 則

1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日までの間、第2の1の②のイの(7)及び第8の1の②には、資源管理計画に基づく資源管理を含むものとし、資源管理計画に基づく資源管理に取り組む者の様式第6号の別紙7による報告については、なお従前の例による。

3 本通知の施行前に改善計画の類型が一般型として認定された改善計画における様式第8号の改善計画の類型は、一般型のその他を選択するものとする。



(様式第 1 号)

番 号

年月日

殿

行政庁名

改善計画に係る認定について

年 月 日付けをもって申請のあった改善計画については、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 4 条第 3 項に基づき認定する。

(様式第2号)

番 号  
年月日

殿

行政庁名

改善計画に係る不認定について

年 月 日付けをもって申請のあった改善計画については、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第3項に基づき、下記の理由により不認定とする。

記

不認定の理由

(様式第3号)

番 号

年月日

殿

行政庁名

改善計画に係る変更の認定について

年 月 日付けをもって変更申請のあった改善計画については、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和51年政令第132号）第3条第2項に基づき認定する。

(様式第4号)

番 号

年月日

殿

行政庁名

改善計画に係る変更の不認定について

年 月 日付けをもって変更申請のあった改善計画については、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和51年政令第132号）第3条第2項に基づき、下記の理由により不認定とする。

記

不認定の理由

(様式第5号)

番 号

年月日

殿

行政庁名

改善計画に係る認定の取消しについて

年 月 日付けで認定した改善計画については、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和51年政令第132号）第3条第3項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消す。

記

認定を取り消す理由

(様式第6号)

改善計画の実施状況に関する報告

年 月 日

都道府県知事 殿  
(農林水産大臣)

住 所  
名称及び代表者の氏名  
(個人の場合は氏名)

年 月 日付けで認定を受けた改善計画の実施状況について、次のとおり報告します。

(記載要領)

- 1 改善計画の認定を受けてから2度目の事業年度終了後の報告については、別紙1、2、3及び7(漁業協同組合等の場合は別紙1、2、4及び7)に記載すること。
- 2 改善計画の最終事業年度終了後の報告については、別紙1、2、5及び7(漁業協同組合等の場合は別紙1、2、6及び7)に記載すること。
- 3 漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合には、別紙1及び2にすべての参加者について取りまとめて記載するとともに、別紙3又は5及び7(漁業協同組合等の場合は別紙4又は6及び7)に参加者ごとに記載すること。
- 4 別紙1の「1 改善計画認定時の情報」の「計画期間」の欄には、認定を受けた計画期間を、「改善計画の類型」、「営む漁業の概要」及び「資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、改善計画の別紙1に記載した内容をそれぞれ記載すること。  
また、「3 取組状況」の欄については、以下の項目について簡潔に記載すること。
  - ・経営の向上の程度を示す指標の達成状況及びコメント
  - ・補助的指標を定めた場合にあっては当該指標の達成状況及びコメント
  - ・設備投資計画(改善計画の別紙8)に記載した事項の実施状況及びコメント
  - ・その他
- 5 別紙2については、以下の要領で記載すること。  
実施状況：◎計画どおり実行できた。 ○ほぼ計画どおり実行できた。  
△実行したが不十分。 ×ほとんど実行できなかった。  
効 果：◎効果が十分あがった。 ○ほぼ予定どおりの効果が得られた。  
△効果が少しあった。 ×ほとんど効果がなかった。  
対 策：効果が△又は×であった場合に、十分な効果をあげるための対策を記載。
- 6 別紙7の「6 自主的な資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、改善計画の期間中に実施した資源管理又は漁場改善の取組の概要(計画名、取組概要)を簡潔に記載すること。また、同取組を確実に実施したことを証す書面等を添付すること。  
なお、改善計画の別紙1の資源管理又は漁場改善の取組概要でその他を選択して認定を受けた者は、別紙7の提出を要しない。

(様式第7号)

改善計画の実施状況のうち漁業に関する法令の違反による処分等に関する報告

年 月 日

都道府県知事 殿  
(農林水産大臣)

住 所  
名称及び代表者の氏名  
(個人の場合は氏名)

年 月 日付けで認定を受けた改善計画の実施状況について、下記の事案が発生したので、報告します。

記

- 漁業に関する法令の違反により、司法処分又は行政処分を受けた
- 資源管理協議会により資源管理協定の履行が確認されなかった
- 漁場改善計画に関し、持続的養殖生産確保法第7条に基づく勧告をされた

処分等の概要

(備考) 該当する箇所にレ印を付け、必要事項を記載すること。

(様式第8号)

漁業経営改善計画の認定状況調査報告書様式(その1)

認定行政庁名

No. 1

認定者名		主たる漁業種類	
改善計画の類型	<input type="checkbox"/> 一般型(新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型		
改善計画の概要	計画の区分: 単独・共同	計画期間: 年 月~ 年 月	認定年月日: 年 月 日
※主たる取組を簡潔に記載			
利用支援措置			
融	株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設 共同利用施設
資		長期運転資金	※具体的な資金使途
	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		はい いいえ
漁業権の移転		はい いいえ	
支援措置	※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載		

No. 2

認定者名		主たる漁業種類	
改善計画の類型	<input type="checkbox"/> 一般型(新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型		
改善計画の概要	計画の区分: 単独・共同	計画期間: 年 月~ 年 月	認定年月日: 年 月 日
※主たる取組を簡潔に記載			
利用支援措置			
融	株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設 共同利用施設
資		長期運転資金	※具体的な資金使途
	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		はい いいえ
漁業権の移転		はい いいえ	
支援措置	※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載		

No. 3

認定者名		主たる漁業種類	
改善計画の類型	<input type="checkbox"/> 一般型(新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型		
改善計画の概要	計画の区分: 単独・共同	計画期間: 年 月~ 年 月	認定年月日: 年 月 日
※主たる取組を簡潔に記載			
利用支援措置			
融	株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設 共同利用施設
資		長期運転資金	※具体的な資金使途
	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		はい いいえ
漁業権の移転		はい いいえ	
支援措置	※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載		

◎各欄に必要事項を記載するか又は該当個所に○若しくはレ印を付けること。なお、改善計画の類型の欄については、改善計画の三類型のうちいずれか一つにレ印を付し、「一般型」を選択する場合は、レ印に加え、( )内の該当する取組に○を付すこと。



漁業経営改善計画の認定状況調査報告書様式（その2：変更用）

認定行政庁名

No. 1

認定者名	該当認定状況報告書			年月日付け No. ○○	
改善計画の類型	<input type="checkbox"/> 一般型（新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他）、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型				
改善計画の概要	計画の区分：単独・共同	計画期間：年 月～年 月	認定年月日：年 月 日		
※主たる変更点を簡潔に記載					
利用支援措置					
融資	株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設	共同利用施設	
		長期運転資金	※具体的な資金使途		
	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		はい	いいえ	
漁業権の移転		はい	いいえ		
支援措置		※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載			

No. 2

認定者名	該当認定状況報告書			年月日付け No. ○○	
改善計画の類型	<input type="checkbox"/> 一般型（新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他）、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型				
改善計画の概要	計画の区分：単独・共同	計画期間：年 月～年 月	認定年月日：年 月 日		
※主たる変更点を簡潔に記載					
利用支援措置					
融資	株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設	共同利用施設	
		長期運転資金	※具体的な資金使途		
	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		はい	いいえ	
漁業権の移転		はい	いいえ		
支援措置		※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載			

No. 3

認定者名	該当認定状況報告書			年月日付け No. ○○	
改善計画の類型	<input type="checkbox"/> 一般型（新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他）、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型				
改善計画の概要	計画の区分：単独・共同	計画期間：年 月～年 月	認定年月日：年 月 日		
※主たる変更点を簡潔に記載					
利用支援措置					
融資	株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設	共同利用施設	
		長期運転資金	※具体的な資金使途		
	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		はい	いいえ	
漁業権の移転		はい	いいえ		
支援措置		※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載			

◎各欄に必要事項を記載するか又は該当個所に○を付けること。なお、改善計画の種類の欄については、改善計画の三種類のうちいずれか一つにレ印を付し、「一般型」を選択する場合は、レ印に加え、( )内の該当する取組に○を付すこと。

◎「該当認定状況報告書」欄には、既に報告している認定状況報告書の日付と該当 No. を記入すること。

漁業経営改善計画の認定状況調査報告書様式（その3：取消用）

都道府県名

No. 1

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付けNo. ○○
取消理由の概要	※取消理由を簡潔に記載		

No. 2

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付けNo. ○○
取消理由の概要	※取消理由を簡潔に記載		

No. 3

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付けNo. ○○
取消理由の概要	※取消理由を簡潔に記載		

No. 4

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付けNo. ○○
取消理由の概要	※取消理由を簡潔に記載		

No. 5

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付けNo. ○○
取消理由の概要	※取消理由を簡潔に記載		

No. 6

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付けNo. ○○
取消理由の概要	※取消理由を簡潔に記載		

◎「該当認定状況報告書」欄には、既に報告している認定状況報告書（変更を含む）の日付と該当No. を記入すること

## 別記

### 記載上の留意事項

申請者は、規則別記様式第1号の記載要領によるほか、以下の記載上の留意事項に従って、改善計画の必要事項を記載すること。

#### 1 記載すべき別紙の種類

記載すべき別紙の種類については、参考1を参照のこと。

#### 2 別紙1及び別紙2について

- (1) 別紙1の「営む漁業の概要」の欄については、申請者の営む漁業種類、対象とする魚種、漁業種類ごとの漁船総トン数（兼業の場合その旨記載）等を記載する。なお、共同で改善計画を作成する場合は、個別経営体ごとに記載した書面を添付すること。
- (2) 別紙2の「構成員の営む漁業の概要」の欄については、業種の名称及び漁業の概要を記載すること。漁業の概要については、①構成員の経営の現状、②経営体数、③従業員数、④漁獲量及び漁獲金額、⑤資源の状況、⑥資源利用の適正化への取組状況、⑦国際規制等、⑧労働力事情（労働環境等の状況を含む）、⑨魚価及び取引・流通形態、⑩経営体の規模別分布、⑪他業種漁船導入状況、⑬漁船の兼業化状況、⑭その他についてできるだけ記載した書面を添付すること。
- (3) 別紙1又は別紙2の「漁業経営の改善の目標」の欄については、計数を盛り込むなどの工夫をして具体的に記載すること。
- (4) 別紙2の「構成員の漁業経営の改善を推進する必要性」の欄については、①漁業協同組合等がその構成員のために漁業経営の改善を推進するための措置を実施する必要性、②漁業協同組合等が事業実施主体となって施設整備等を行う必要性等について記載すること。
- (5) 漁業協同組合等が漁業者と共同で改善計画を作成する場合は、別紙2の「構成員の漁業経営の改善に与える効果」の欄に、漁業協同組合等が改善計画を実施することによる漁業者の経営向上への効果の見通しを記載するとともに、「経営の向上の程度を示す指標」の欄に共同で改善計画を作成する漁業者についての数値を記載すること。
- (6) 漁業協同組合等が単独で改善計画を作成する場合は、別紙2の「構成員の漁業経営の改善に与える効果」の欄に、漁業協同組合等が改善計画を実施することによる構成員の漁業経営の向上への効果の見通しを記載し、「経営の向上の程度を示す指標」の欄には記載しない。
- (7) 別紙1又は2の「経営の向上の程度を示す指標」の「現状」の欄については、別紙4の「直近期末」の欄の数値を記載すること。

ただし、用いようとする指標について年による変動が著しく大きいと認められる漁業者にあつては、認定行政庁とも相談の上、当該指標の過去5か年の実績から、最大の年と最小の年の実績を除いた3か年（採用した年を欄外に記載すること。）の平均値を算出して、「現状」の値として用いることができる。この場合、別紙4の「2年前」の欄の左側に「4年前」及び「3年前」の欄を設け、それぞれの年の実績を記載するとともに、「直近期末」の欄の右側に「現状」の欄を設け、用いようとする3か年の平均値を記載するものとする。その他、経営循環上売上が定まらない年がある場合はこれを除外して現状値を算出する等、現状が適切に把握し得るものを採用すること。

また、経営体の決算確定前において、当該決算期の期末を現状として改善計画を作成することが、過去の数値及び当該決算にかかる事業年度の現状等から合理的であると認められる場合には、過去の数値及び当該事業年度の現状等から決算見込値を算定しこれを「現状」の値として用いることができる。この場合、別紙4の「2年前」の欄の左側に推定に利用した年度の欄を設け、それぞれの年の実績を記載するとともに、「直近期末」の欄の右側に「現状」の欄を設け、見込値を記載するとともに、その妥当性を示す資料を提出するものとする。

(8) 別紙1又は2の「伸び率」については、小数点以下1桁を四捨五入して差し支えない。

### 3 別紙3について

別紙3の記載方法は次のとおりとする。なお、自己評価は、認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等が自ら改善計画の進捗状況、効果を定期的に点検するために行うものである。

- ① 「番号」の欄については、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2のように実施項目を関連づけて記載すること。
- ② 「実施項目」の欄については、具体的な実施内容を記載すること。
- ③ 「実施時期」の欄については、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。この場合、1-1は初年の最初の四半期を開始することを、3-4は3年目の第4四半期を開始することを意味する。
- ④ 「自己評価基準」の欄については、できるかぎり定量化した基準を設定することとするが、取締役会や監査役会の評価など定性的な基準でも可とする。
- ⑤ 「自己評価頻度」の欄については、改善計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎月、隔月、四半期、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。

### 4 別紙4について

(1) 別紙4の記載に当たっては、直近3か年の決算書をもとに記入すること。なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

(2) 「付加生産額」の算出に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 漁業を含めた経営体全体の数値を用いること（ただし、漁業協同組合等が自ら漁業を営む場合であって、当該漁業に関する会計を区分して経理している場合には、これによる数値を用いることもできるので、この場合には、別紙4においてもこれを記載すること）
- ② 人件費は、以下の全項目を含む総額とすること
  - ア 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む）
  - イ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金、退職給与引当金繰入
  - ウ 短時間労働者の給与を外注費等で処理した場合の当該費用（派遣労働者を除く）
- ③ 減価償却費は、以下の全項目を含む総額とすること
  - ア 減価償却費（繰延資産の償却額を含む）
  - イ リース、レンタル費用（損金算入されるもの）

(3) 「従業員一人当たりの付加生産額」の算出に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 短時間労働者については、1日に4時間勤務をする者を0.5人と計算するなど勤務時間によって従業員数を調整すること

- ② 「付加生産額」の算出に当たっての人件費の取扱いと整合性を図るため、派遣労働者は従業員数に含めないものとする
- (4) 「減価償却前利益」及び「従業員一人当たりの減価償却前利益」の算出に当たっては、上記(2)及び(3)の留意事項に準じて行うこと。
- (5) 以下の科目の関係は次のとおりとすること。
  - ⑥営業外損益＝損益計算書の営業外収益－損益計算書の営業外費用
  - ⑬設備投資額の合計と、別紙8の設備投資額の合計は一致する

## 5 別紙5について

過去3か年の貸借対照表をもとに記載すること。漁業権を貸借対照表に計上している場合は、無形固定資産に含めること。なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。また、改善計画が漁船への設備投資等を主たる内容とせず、金融上の支援措置（改善計画の認定を要件とするものに限る。）を予定していない計画の場合であって、申請者が税務等会計処理において簡易帳簿（複式簿記でない帳簿）での処理を常としている場合には、別紙5に代えて、当該改善計画の妥当性を認定行政庁において総合的に判断し得る資料等によることもできるので、事前に認定行政庁と相談すること。

## 6 別紙6について

別紙6の記載に当たっては、直近3ヶ年の決算書をもとに記載すること。なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

## 7 別紙7について

- (1) 株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関の別に借入を希望する金額を資金ごと・年度ごとに記入すること。

また、民間金融機関から借入を希望する場合には、借入予定金融機関名を記載すること。
- (2) 借入を希望する資金については、漁業経営改善支援資金（経営改善）、漁業近代化資金、漁業経営改善促進資金等の経営改善に必要な資金を記載し、法第8条に基づく漁業経営維持安定資金等のいわゆる負債整理資金等については記載しないこと。
- (3) 借入期間1年以内の運転資金については、年度内の借入残高の最高額（極度貸付による場合は極度額）を記載すること。
- (4) なお、漁業経営改善促進資金の利用は、中小漁業融資保証法第2条第1項の中小漁業者等に限られるので注意すること（同法第4条第1項第3号）。

## 8 その他

### (1) 改善計画の計画期間

改善計画の計画期間は、原則として第2の1の①のアに定める期間とする。

なお、これらの期間によりがたい特段の理由がある場合には、事前に認定行政庁と相談の上、認定行政庁がやむを得ないと判断した場合には、必要最小限の範囲で調整することができる。

### (2) 申請書の提出部数及び添付資料

- ① 改善計画の認定申請に当たっては、規則別記様式第1号で定める認定申請書の正本1通を提出すること。
- ② 漁業協同組合等が単独で又は共同で改善計画を作成する場合にあっては、当該漁業協同組合等に係る直近3期分の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付すること。なお、2の(7)において現状値を推定するため、これら以外の事業年度の決算を利用することとなった場合には、当該決算期の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書も添付すること。

(3) 申請書提出先

申請書提出先については、参考2を参照のこと。

(参考1)

### 記載すべき別紙の種類

別紙	1	2	3	4	5	6	7	8	9
漁業者が単独で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○	○
漁業者が共同で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○	○
	すべての漁業者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載					
漁業協同組合等が単独で改善計画を作成		○	○			○	○	○	
漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○			○	○	○	
	すべての漁業協同組合等について取りまとめて記載			漁業協同組合等ごとに記載					
漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○	○	○		○	○	○
	すべての参加者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載					
						○	○	○	○
							漁業協同組合等ごとに記載		

(参考2)

## 申請書提出先

### 1 単独で計画を作成する場合

申請者	形態	提出先
漁業者	・政令指定業種の漁業を主として営む漁業者（以下「政令指定漁業者」という。）	農林水産大臣
漁業協同組合等	・政令指定漁業者を構成員とするもの ・政令指定業種以外を主として営む者（以下「政令指定外漁業者」という。）を構成員とするものであって、地区又は事業が二以上の県に及ぶもの	
漁業者	・政令指定外漁業者	都道府県知事
漁業協同組合等	・政令指定外漁業者を構成員とするものであって、地区又は事業が一県内に限られるもの（地区組合等）	

### 2 共同で計画を作成する場合

申請者	形態	提出先
複数の漁業者	・代表者に政令指定漁業者が含まれる場合 ・代表者が政令指定外漁業者であって、代表者の住所地が二以上の県に及ぶもの	農林水産大臣
漁業者と漁業協同組合等	・代表者に政令指定漁業者又は地区組合等以外の団体が含まれる場合 ・代表者が政令指定外漁業者又は地区組合等であって、代表者の住所地、地区又は事業が二以上の県に及ぶ場合	
複数の漁業協同組合等	・代表者に地区組合等以外の団体が含まれる場合 ・代表者が地区組合等であって、代表者の地区又は事業が二以上の県に及ぶ場合	
複数の漁業者	・代表者が政令指定外漁業者であって、すべての代表者の住所地が同一都道府県である場合	都道府県知事
漁業者と漁業協同組合等	・代表者が政令指定外漁業者又は地区組合等であって、すべての代表者の住所地、地区又は事業が同一都道府県である場合	
複数の漁業協同組合	・代表者が地区組合等であって、すべての代表者の地区又は事業が同一都道府県である場合	



(参考3)

### 新規就業者型対象者推薦書 (例)

1. 漁業者名 : (船名 : 、漁業種類 : )
2. 漁業経営開始年月 : 年 月 (開始後 年 か月)
3. 漁業経験 : ① 漁業 年 か月、② 漁業 年 か月 (期間重複可)
4. 研修実績 : ①研修名 : ( 年 月~ 年 月)  
②研修名 : ( 年 月~ 年 月)

1の漁業者については、漁業経営開始後3年未満であるが、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められる。

なお、当漁業協同組合における同一の漁業種類を営む者 ( 人中 人) の減価償却前利益の平均値は、 万円 ( 年度) である。  
(意見等)

年 月 日

漁業協同組合  
代表理事組合長

(注 1) なお書きの平均値の算定に当たっては、原則直近の数値を使用すること。

(注 2) 本書を作成した漁業協同組合は、なお書きの平均値の計算根拠を改善計画終了時まで保管し、認定行政庁から提示を求められたときは提示すること。

(注 行政庁(市町村等)が推薦を行う場合は漁業協同組合の例に準じて記載すること。)

## 改善計画の実施状況に関する報告

## 1 改善計画認定時の情報

計画期間	改善計画の種類	営む漁業の概要	資源管理又は漁場改善の取組概要
年月日 から年月 日まで	<input type="checkbox"/> 一般型(新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型		<input type="checkbox"/> 資源管理、 <input type="checkbox"/> 漁場改善、 <input type="checkbox"/> その他( )

## 2-1 経営向上の程度を示す指標

(単位:千円、%)

	基準年の値	現状値 (目標値)	伸び率 (目標伸び率)
<input type="checkbox"/> 減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 付加生産額、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たり減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たり付加生産額		( )	( )

(注) 改善計画の目標とした指標に $\underline{\quad}$ 印を付すこと。

## 2-2 補助的指標

(単位:千円、%)

名称	計算式	基準年の値	現状値 (目標値)	伸び率 (目標伸び率)
			( )	( )
			( )	( )

(注) 改善計画作成時に補助的指標を用いることとした者のみ記載のこと。

## 3 取組状況

--



(別紙3)

5 損 益 状 況  
漁 業 者 名 \_\_\_\_\_

(単位:千円)

番号	項目	基準年	1年目 計 画	1年目 実 績	2年目 計 画	2年目 実 績
①	売上高					
②	売上原価					
③	売上総利益					
④	販売費及び一般管理費					
⑤	営業利益					
⑥	営業外損益					
⑦	経常利益					
⑧	人件費					
⑨	減価償却費					
⑩	従業員数					
⑪	付加生産額					
⑫	従業員一人当たりの 付加生産額					
⑬	減価償却前利益					
⑭	従業員一人当たりの 減価償却前利益					

< コ メ ン ト >

## 5 損 益 状 況

漁業協同組合等の名称

(単位:千円)

番号	項目	基準年	1年目 計 画	1年目 実 績	2年目 計 画	2年目 実 績
①	取扱高					
②	事業総利益					
③	事業管理費					
④	事業利益					
⑤	事業外収益					
⑥	事業外費用					
⑦	経常利益					
⑧	特別損益					
⑨	税引前当期利益					
⑩	法人税等充当額					
⑪	税引後当期剰余金					
⑫	前期繰越剰余金					
⑬	当期未処分剰余金					

&lt; コ メ ン ト &gt;

(別紙5)

5 損 益 状 況  
漁 業 者 名

(単位:千円)

番号	項目	基準年	1年目 実績	2年目 実績	3年目 実績	4年目 実績	5年目 実績
①	売上高						
②	売上原価						
③	売上総利益						
④	販売費及び一般管理費						
⑤	営業利益						
⑥	営業外損益						
⑦	経常利益						
⑧	人件費						
⑨	減価償却費						
⑩	従業員数						
⑪	付加生産額						
⑫	従業員一人当たりの 付加生産額						
⑬	減価償却前利益						
⑭	従業員一人当たりの 減価償却前利益						

< コ メ ン ト >

## 5 損 益 状 況

### 漁業協同組合等の名称

(単位:千円)

番号	項目	基準年	1年目 実績	2年目 実績	3年目 実績	4年目 実績	5年目 実績
①	取扱高						
②	事業総利益						
③	事業管理費						
④	事業利益						
⑤	事業外収益						
⑥	事業外費用						
⑦	経常利益						
⑧	特別損益						
⑨	税引前当期利益						
⑩	法人税等充当額						
⑪	税引後当期剰余金						
⑫	前期繰越剰余金						
⑬	当期未処分剰余金						

&lt; コ メ ン ト &gt;



## 6 自主的な資源管理又は漁場改善の取組概要

(資源管理協定名) (取組期間) 年 月～ 年 月 (取組概要)
--

(注1) 取組期間は、2年経過後の報告の場合にあつては、改善計画開始月から2年間とし、計画終了後の報告の場合にあつては、3年目開始月から同計画終了までの期間とすること。

(注2) 報告に当たっては、取組期間中に本取組を確実に実施したことを証す書面等(資源管理協議会又は漁業協同組合が発行する履行確認証明書若しくは認定行政庁が適当と認めるもの)を添付すること。

(履行確認証明書例：資源管理協定の場合)

資源管理協定履行確認証明書
1. 経営改善漁業者名： (船名： 、漁業種類： 、所属漁協名： ) 2. 漁業経営改善計画期間： 年 月～ 年 月 3. 資源管理協定名： 4. 資源管理措置(自主的措置)として実施(又は遵守)した取組：
1の経営改善漁業者は、4の取組に係る履行確認を実施した結果、 年 月から 年 月の間において適切に履行したことを証明する。(※)
年 月 日
資源管理協議会会長
※ 2年経過後の報告に添付する場合の証明期間は、漁業経営改善計画開始月から2年間とし、計画終了後の報告に添付する場合の証明期間は、3年目開始月から計画終了までの期間とする。

(履行確認証明書例：漁場改善計画の場合)

漁場改善計画履行確認証明書
1. 経営改善漁業者名： (漁業種類： ) 2. 漁業経営改善計画期間： 年 月～ 年 月 3. 漁場改善計画名： 4. 養殖漁場の改善を図るための措置として実施(又は遵守)した取組：
1の経営改善漁業者について、当組合が作成した3の漁場改善計画に参加し、 年 月から 年 月の間、4の取組を適切に実施(又は遵守)したことを証明する。(※)
年 月 日
漁業協同組合代表理事組合長
※ 2年経過後の報告に添付する場合の証明期間は、漁業経営改善計画開始月から2年間とし、計画終了後の報告に添付する場合の証明期間は、3年目開始月から計画終了までの期間とする。



## 5. 優良事例



(遠洋漁業、沖合漁業)

個別経営体としての取組	概要及び効果例
<b>&lt;生産管理&gt;</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正船型の導入</li> <li>・船舶及び船内作業の効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的な機能を備えた適正な船型と漁ろう機器を導入し過剰な装備を排除することにより、作業の安全性の向上と効率化を進めるとともに、省人化とコストの低減を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○リースの利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船等についてリースの利用による財務内容の改善。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○複数船化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単船経営に比べ複数船経営は、1隻当たりの陸上経費が低減されること等により収入が安定することから、経営の安定に寄与。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○いくつかの漁業種類の組み合わせによる複合経営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲圧力をいくつかの魚種に分散させることにより、特定魚種への漁獲圧を低減させるとともに、好不漁・魚価変動による漁業収入の変動を緩和し、経営の安定に寄与。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○複数漁法可能船の確立(底びき)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(例：トロール漁法と旋網漁法の組合せ。) 複数漁法の実施が可能な船舶建造により、漁獲対象魚種の有効利用と操業稼働日数の増大、マーケットの価格動向に合わせた漁獲対象魚種の選択が可能。収入の増大と魚価変動による経営の不安定化回避に貢献。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○操業に役立つ情報の入手、分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場情報等効率的操業に資する情報入手。</li> <li>・様々な漁場の気象・海況・漁場形成状況等の情報を適正に収集・分析することにより漁獲機会を拡大し、優良漁場の早期確保と漁獲物の安定生産。</li> </ul>
<b>&lt;流通・販売管理&gt;</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁獲物の生産、市場、流通上の管理</li> <li>・漁獲物の品質管理</li> <li>・漁獲物の高付加価値化</li> <li>・新たな流通経路の構築</li> <li>・衛生管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の価格動向を分析し水揚げ時期・場所の選別を行い、漁業収入増。</li> <li>・冷蔵庫、保冷車、活魚運搬車等を利用し漁業者自らが行う量販店への直接出荷やインターネットを通じた消費者への個別販売など漁業者独自の販売ルートの開拓。</li> <li>・漁獲物を汚染から回避する等のHACCP（製品だけでなく製造工程全般を衛生面から管理する方式）に準じた衛生管理手法の実施。</li> </ul>
<b>&lt;労働管理&gt;</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働条件の向上による人材確保</li> <li>・兼業漁業を含めた周年雇用の実施等による給与の保証</li> <li>・一部固定給の導入や毎年の賃金改定等による乗組員の雇用条件の整備</li> <li>・休日の設定、福利厚生の実施等労働条件の向上</li> <li>・労務管理による稼働率の向上</li> <li>・優秀な漁ろう長の育成・確保</li> <li>・若年層の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金の増加、職場環境の向上等労働条件を改善し、労働力を安定的に確保。</li> <li>・船の漁獲能力、労務管理等を左右する漁ろう長の育成。</li> <li>・若い乗組員の雇用により、1操業が短時間で終了するため航海数を多くでき、鮮度の良い物の水揚げが可能。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○船内環境の整備</li> <li>・安全で快適な労働空間の確保</li> <li>・快適な居住空間の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な漁ろう設備及び漁ろう空間の確保により安全で効率の良い操業及び処理・加工が可能。また、居住空間等の充実により、船員の健康維持と優秀な新規労働力の確保が可能。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○操業効率、乗組員の資質の向上等</li> <li>・乗組員の意識向上</li> <li>・研修・免許の取得等への補助</li> <li>・船長以下船員との話し合いの場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員の安全操業や効率的操業への意識の徹底。</li> <li>・乗組員の資質や意欲を向上させるための、研修・免許の取得等への補助。</li> <li>・現場での意思統一により、操業効率等を向上。</li> </ul>

<p>の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船主と漁ろう長との意志疎通の徹底</li> <li>・プール制の導入（沖合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場と船主それぞれの問題意識や情報の共有等により適切な対応が可能。</li> <li>・複統経営の場合にはプール制の導入により、競争的環境あるいは協力体制の構築を通じて乗組員の意欲の向上を図り、効率的な操業を実施。</li> </ul>
<p>&lt;その他の経営管理&gt;</p>	
<p>○漁船等設備に関する情報の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船体・機関等の整備経歴簿を記録・整理し適時適切な補修整備を実施</li> <li>・漁ろう資材等の在庫管理下における船上、陸上のコスト管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な設備、資材の更新・補充・整備で事故や資材等の不足等不都合の生じない安全で計画的な操業を確保。</li> </ul>
<p>○漁業共済の積極的活用（沖合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然条件等の影響により年ごとの漁獲金額が変動するため、漁業共済を積極的に活用することにより経営を安定化。</li> </ul>

(遠洋漁業、沖合漁業)

集団としての取組	概要及び効果例
<b>&lt;生産管理&gt;</b>	
○資源管理への取組 ・国際的資源管理協定への参加 ・資源管理協定、TAC管理協定への参加(沖合) ・資源回復計画への取組(沖合) ・漁具、漁法の改良	・国際的な資源管理協定等において禁漁期間・海域の設定、網目規制等を実施することにより、資源を維持増大。 ・各海区ごとの資源管理協定等において禁漁期間の設定、網目規制、体長制限、TAC(漁獲可能量、現在我が国では7魚種を対象としてTAC(漁獲可能量)制度を実施している。)の遵守等を実施することにより、資源を維持増大。
○操業グループの組織化による情報交換	・気象・海況情報等の分析に基づく操業位置の決定。 ・漁場の情報を共有することにより、操業効率を向上。 ・市場情報等効率的操業に資する情報入手。
<b>&lt;流通・販売管理&gt;</b>	
○生産・需要・消費拡大の取組	・需給動向に即した生産、更には価格変動の危険回避と価格向上を目的とした漁獲物の多角的方面への分散販売を奨励。また、そのために必要な情報を的確に提供するとともに、商品の宣伝による需要・消費の拡大を喚起。
○市場の能力に応じた水揚体制	・市場の処理能力、処理体制に応じた適正な出荷を調整することにより、価格を安定。量を価格でカバーすることにより資源の乱獲を防止。
<b>&lt;労働管理&gt;</b>	
○乗組員の資質の向上等	・乗組員の資質や意欲を向上させるため、研修等を実施。
<b>&lt;その他の経営管理&gt;</b>	
○外国水域及び国際条約水域入漁交渉の強化(遠洋)	・外国200海里水域及び国際条約水域に数多く存在する好漁場に、我が国漁船が可能な限り入漁出来るよう交渉体制を強化。複数の漁場の確保により、漁獲機会の拡大と経営の安定化。
○新漁場の開発(遠洋)	・未開発の新漁場開発により、漁獲機会の拡大と経営の安定化。
○漁業生産組合等のグループ化	・グループ内で情報交換、相互扶助等の協力をを行い、船員の融通、漁場選択の効率化を図ることによる経営の安定化。
団体としての取組	概要及び効果例
・現地経営検討会による経営指導(遠洋かつお一本釣り・遠洋まぐろ延縄)	・系統金融機関(農林中金・組合(県業種別組合・漁協等)・保証機関・業種別組合連合会)による経営内容の把握・分析を行うとともに経営指導(コスト削減対策、漁場選択、漁ろう長の変更等)資金繰りの検討を行うことによる経営の強化。
○調整保管事業の積極的発動(かつお・まぐろ、まき網)	・調整保管事業により魚価安定に寄与。
○標準仕様船の共同発注斡旋(かつお・まぐろ)	・過剰な装備を排した標準仕様漁船の共同発注を斡旋し普及を図ることによりコスト削減、過剰な設備投資の抑制に寄与。
○傘下の漁業者を対象としたリース事業の実施	・漁船等のリース事業を実施し、傘下の漁業者の安全で効率的な漁業生産と経営の安定に寄与。
○消費拡大対策	・消費拡大キャンペーン実施等により、消費を拡大。

(沿岸漁業 (養殖業除く))

個別経営体としての取組	概要及び効果例
<b>&lt;生産管理&gt;</b>	
○操業に役立つ情報の入手、分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場情報等効率的操業に資する情報入手。</li> <li>・様々な漁場の気象・海況・漁場形成状況等の情報を適正に収集・分析することにより漁獲機会を拡大し、優良漁場の早期確保と漁獲物の安定生産。</li> </ul>
○適正船型の導入 ・船舶及び船上作業の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的な機能を備えた適正な船型と漁ろう機器を導入し過剰な装備を排除することにより、作業の安全性の向上と効率化を進めるとともに、省人化とコストの低減を実施。</li> </ul>
○リースの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船等についてリースの利用による財務内容の改善。</li> </ul>
○いくつかの漁業種類の組み合わせによる複合経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲圧力をいくつかの魚種に分散させることにより、特定魚種への漁獲圧を低減させるとともに、好不漁・魚価変動による漁業収入の変動を緩和し、経営安定に寄与。</li> </ul>
<b>&lt;流通・販売管理&gt;</b>	
○漁獲物の生産、市場、流通上の管理 ・漁獲物の品質管理 ・漁獲物の高付加価値化 ・新たな流通経路の構築 ・衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者ニーズ、流通ニーズにあった製品の開発等漁獲物の高付加価値化を図り、経営を安定化。</li> <li>・保冷技術の向上等による品質の向上を図ることにより、製品の付加価値向上。</li> <li>・市場の価格動向を分析し水揚げ時期・場所の選別を行い、漁業収入増。</li> <li>・冷蔵庫、保冷車、活魚運搬車等を利用し漁業者自らが行う量販店への直接出荷やインターネットを通じた消費者への個別販売など漁業者独自の販売ルートの開拓。</li> <li>・漁獲物を汚染から回避する等のHACCPに準じた衛生管理手法の実施。</li> </ul>
<b>&lt;労働管理&gt;</b>	
○労働条件の向上による人材確保 ・兼業漁業を含めた周年雇用の実施等による給与の保証 ・一部固定給の導入や毎年の賃金改定等による乗組員の雇用条件の整備 ・休日の設定、福利厚生の実施等労働条件の向上 ・労務管理による稼働率の向上 ・優秀な漁ろう長の育成・確保・若年層の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金の増加、職場環境の向上等労働条件を改善し、労働力を安定的に確保。</li> <li>・労務管理の徹底による効率的操業。</li> <li>・船の漁獲能力、労務管理等を左右する漁ろう長の育成。</li> <li>・若い乗組員の雇用により、1操業が短時間で終了するため航海数を多くでき、鮮度の良い物の水揚げが可能。</li> </ul>
○船内環境の整備 ・安全で快適な労働空間の確保 ・快適な居住空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な漁ろう設備及び漁ろう空間の確保により安全で効率の良い操業及び処理・加工が可能。また、居住空間等の充実により、船員の健康維持と優秀な新規労働力の確保が可能。</li> </ul>
○操業効率、乗組員の資質の向上等 ・乗組員の意識向上 ・研修・免許の取得等への補助 ・船長以下船員との徹底した話し合いの場の設定 ・船主と漁ろう長との意志疎通の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員の安全操業や効率的操業への意識の徹底。</li> <li>・乗組員の資質や意欲を向上させるための、研修・免許の取得等への補助。</li> <li>・現場での意思統一により、操業効率等の向上。</li> <li>・現場と船主それぞれの問題意識や情報の共有等により適切な対応が可能。</li> </ul>
<b>&lt;その他の経営管理&gt;</b>	
○漁船等設備に関する情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な設備、資材の更新・補充・整備で事故や資材等の不</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・船体・機関等の整備経歴簿を記録・整理し適時適切な補修整備を実施</li> <li>・漁ろう資材等の在庫管理下における船、陸上のコスト管理</li> </ul>	<p>足等不都合の生じない安全で計画的な操業を確保。</p>
<p>○パソコンによる事務処理・財務管理</p>	<p>・経営支出の無駄がわかり、経営状況が改善。</p>
<p>○漁業共済の積極的活用</p>	<p>・自然条件等の影響により年ごとの漁獲金額が変動するため、漁業共済を積極的に活用することにより経営を安定化。</p>

(沿岸漁業 (養殖業除く))

集団としての取組	概要及び効果例
<b>&lt;生産管理&gt;</b>	
○漁場利用の適正化	・他漁業との調整を図りつつ操業区域、禁漁区の設定等、漁場の適正な利用により資源を涸渇させることなく安定的に利用。
○資源管理への取組 ・資源管理協定、T A C 管理協定への参加 ・漁具、漁法の改良 ・資源回復計画への取組	・各海区ごとの資源管理協定等において禁漁期間の設定、網目規制、体長制限、T A C の遵守等を実施することにより、資源を維持増大。
○操業グループの組織化による情報交換	・気象・海況情報等の分析に基づく操業位置の決定。 ・漁場の情報を共有することにより、操業効率を向上。 ・市場情報等効率的操業に資する情報入手。
○地域における協業化 (定置) ・繁忙時における労働力の融通 ・漁船等の共同利用 ・資材等の計画的な共同購入	・同一地域であっても個々の定置で日々の漁獲状況は大きく異なることから、労働力や漁船等を融通し合うことで、過剰投資等を抑制、経営を安定。 ・漁協を通じた複数年にわたる資材等の共同購入計画を立て、一括購入することで、資材等の購入コストを大幅引き下げ。
<b>&lt;流通・販売管理&gt;</b>	
○生産・需要・消費拡大の取組	・需給動向に即した生産、更には価格変動の危険回避と価格向上を目的とした漁獲物の多角的方面への分散販売を奨励。また、そのために必要な情報を的確に提供するとともに、商品の宣伝による需要・消費の拡大を喚起。
○市場の能力に応じた水揚体制	・市場の処理能力、処理体制に応じた適正な出荷を調整することにより、価格を安定。量を価格でカバーすることにより資源の乱獲を防止。
<b>&lt;労働管理&gt;</b>	
○乗組員の資質の向上等	・乗組員の資質や意欲を向上させるため、研修等を実施。
団体としての取組	概要及び効果例
○傘下の漁業者を対象としたリース事業の実施	・漁船等のリース事業を実施し、傘下の漁業者の安全で効率的な漁業生産と経営の安定に寄与。
○消費拡大対策	・消費拡大キャンペーン実施等により、消費を拡大。

(養殖業)

個別経営体としての取組	概要及び効果例
<b>&lt;生産管理&gt;</b>	
○適正養殖指針に基づく生産	・漁場の規模、生産能力にあった養殖の推進による経営の適正化。
○海況、病害情報の収集分析	・例えば情報分析の結果を踏まえ筏の移動を指導するなどにより、赤潮、病害等によるへい死防止。
○他漁業の実施等経営の多角化	・複数の漁業を行うことや、加工業、民宿、釣り堀等経営による経営の安定化。
○投餌量の適正化（魚類養殖）	・漁業支出の60%～70%を占める餌代の削減と適正投餌による漁場環境負荷の低減。
○複数種の養殖	・周年を通じての安定出荷。価格の低落等危険分散。
○配合餌料（E P）の使用（魚類）	・経費削減、漁場環境への負荷削減。
○パソコンによる給餌管理（魚類）	・給餌量等をパソコン管理することにより、漁場環境に配慮、健康な魚づくりを実施、漁業支出を削減。
○沖合養殖の導入（魚類）	・水深10mに設置する沈下式生簀を利用し、沖合漁場において養殖魚のストレスを解消し成長を促進。 ・沈下式生簀は台風被害を受けないので、生簀の破損や魚の逃避による損害が無く、安定生産に寄与。
○自動活き締め装置の導入（魚類）	・手作業による活き締め作業を改善、省力化と効率化に寄与。 ・魚の鮮度保持に効果があり、付加価値向上。
<b>&lt;流通・販売管理&gt;</b>	
○顧客情報の収集・管理	・顧客のニーズを的確に収集・判断し、用途に応じた量・品質を確保。
○出荷形態の多様化	・消費者のニーズに応じるため、個人宛て出荷や規格、殻付きや活魚等出荷形態に幅を持たせることで市場開拓がなされ、出荷数増や付加価値向上。
○生産から流通・販売までを一貫管理	・利益の全てが生産者に還元。個人ブランドでの販売方法等の実施により、生産意欲が向上。
○I T（情報技術）の活用による情報管理	・インターネットを活用した情報の収集発信や需要の把握、パソコンの活用による生産や販売面での効率的な情報管理を実施。
○魚体カウンターの導入（魚類）	・生簀中の養殖魚の魚体別の尾数の把握識別により、サイズ別の分養が可能となり、的確な水揚げ出荷が可能。
<b>&lt;労働管理&gt;</b>	
○作業環境の整備	・安全で快適な養殖設備及び作業設備の確保により安全で効率の良い操業及び処理・加工が可能。
<b>&lt;その他の経営管理&gt;</b>	
○年間及び中間期の自主的経営分析	・経営の状況を正確に把握し経営を合理化。
○パソコンによる経営管理	・経営支出の無駄が分かり、経営状況が改善。
○県・漁協の試験研究、技術開発に協力	・最新の養殖技術や経営に関する情報を得ることにより、より効率的な養殖生産を実施。

○漁業共済の積極的活用	・災害等による損失に備えて、漁業共済を積極的に活用することにより経営を安定化。
○経営を会社組織として運営	・法人化による経営合理化。

(養殖業)

<p>集団としての取組</p>	<p>概要及び効果例</p>
<p>&lt;生産管理&gt;</p>	
<p>○漁場行使の適正化、効率化</p>	<p>・意欲・能力に応じて漁場行使（例えば生簀台数や養殖施設面積を増やすなど）することにより全体的生産性を向上。（効・安）</p>
<p>○漁場の環境保全を損なう行為の規制</p>	<p>・養殖生産物の安全性の確保（例えば化学物質使用規制など）による消費者からの信頼確保。</p>
<p>○漁場改善計画の策定</p>	<p>・養殖漁場を養殖水産動植物の生育に適した状態に回復・維持することにより持続的かつ効率的な養殖生産の確保が図られ、養殖業の発展と水産物の安定供給に寄与。</p>
<p>○地域営漁計画の策定</p>	<p>・経営安定対策のため、漁協と漁家が一体となってその地域の養殖業の経営安定のための営漁計画を作成。</p>
<p>○ワクチンの一斉投与（魚類）</p>	<p>・集団による一斉投与により、魚病の予防と薬剤投与量の低減。消費者に対する安全な魚づくりの実施。</p>
<p>○養殖天気図の導入</p>	<p>・漁場ごとの水温・塩分濃度等を天気図のような情報に作成し、赤潮等の発生を予知し被害を防止。</p>
<p>&lt;流通・販売管理&gt;</p>	
<p>○系統共販の利用</p>	<p>・販売経路の確保による計画生産とそれに伴う魚価安定化。</p>
<p>○組合のインターネットを利用した販売を計画</p>	<p>・宣伝効果も大きく消費者層の拡大とともに固定客が増加、生産物の売上増加。</p>
<p>○グループによる共同販売</p>	<p>・利益の全てがグループに還元。個人ブランドでの販売等流通チャンネルの多様化により、生産意欲が向上。</p>
<p>○広域にわたっての共同出荷供給体制構築</p>	<p>・出荷時期や成長の時期が異なる養殖産地をつなぎ、消費地のニーズに見合った安定的な出荷供給体制を構築、養殖生産物の消費を拡大。</p>
<p>○出荷形態の多様化</p>	<p>・消費者のニーズに応えるため、個人宛て出荷等出荷形態に幅を持たせることで市場開拓がなされ、出荷数増。</p>
<p>○養殖生産物の共通規格の策定</p>	<p>・養殖生産物の肉質の成分や鮮度表示、餌料の種類等、育成に関する共通の規格を策定、高品質な製品の安定的な出荷システムを構築。</p>
<p>○製品の販売と関連情報の収集と発信</p>	<p>・消費動向等の収集分析と広範な宣伝活動の実施による販売拡大。</p>
<p>○市場調査・情報収集</p>	<p>・市場情報の分析により的確な量・品質の確保、販売計画による経営の効率化。</p>
<p>○付加価値向上、販売の研究開発の促進</p>	<p>・ニーズにあった品質・規格の製品を生産するため、生産設備の標準化等を進め、消費を拡大し売上単価の向上を図り、経営を安定化。</p>
<p>○出荷作業の共同化</p>	<p>・作業の効率化と労賃の削減。</p>
<p>&lt;その他の経営管理&gt;</p>	
<p>○協議会、研究会の実施</p>	<p>・課題解決に向けた取組が実施され、新たな養殖技術の導入や持続的な養殖生産が可能。</p>
<p>○生産資材の共同購入</p>	<p>・共同購入により飼料等の買入単価を抑え、生産コストを削減。</p>

団体としての取組	概要及び効果例
○養殖日誌の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品履歴の統一項目を策定した養殖日誌の導入を図り消費者に安全な食を提供することにより差別化・高付加価値化。</li> </ul>
○消費拡大対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費拡大キャンペーン実施や新用途の開発等により、消費を拡大。</li> </ul>

6. こんなとき、このような資金が使えます





このようなとき、このような資金が使えます

資金名 このよう 資金があります	主な貸付対象者	このようなとき			漁船	施設	機具等	漁具等	種苗	運転資金	資源管理・環境	借換
		利率(注3)	償還期限の上限	うち据置期間の上限								
漁業近代化資金	1号資金(漁船)	0.80	漁船20(機関換装等10)	3	●							
	2号資金(漁船漁具保管修理施設等)	0.80	漁業者15,漁協20	3		●						
	3号資金(漁場改良造成用器具等)	0.80	漁業者・漁協	2			●					
	4号資金(漁具等)	0.80	水産加工業者 ・水産加工協	2				●				
	5号資金(種苗購入又は育成)	0.80		2(特認3)					●			
	6号資金(漁村環境整備施設)	0.80	20	3								
	7号資金(上記以外で大臣指定施設)	0.80	5~15	2又は3								
漁業経営改善促進資金	経営改善漁業者(認定漁業者)(注1)	1.50	1	-						●		
漁業経営維持安定資金	中小漁業者(注2)	沿岸0.80 遠洋1.25	10(特認15)	3								●
漁業経営再建資金	漁業者	0.80	10(特認15)	特認2								●
漁業経営高度化促進支援資金	漁業者	0.80	5	1								●
沿岸漁業改善資金	漁業者・漁協	無利子	2~10	0~3								●
日本政策金融公庫資金	漁業経営改善支援資金	0.80~0.95	15	3	●							●
	農林漁業セーフティネット資金	0.30~0.65	15	3								
	農林漁業施設資金(注4)	0.30~1.35	共同利用施設20 主務大臣指定施設15	3								●
	水産加工資金	0.45~1.20	25	3								●

(注1)漁業経営の改善に関する計画の認定を受けた中小漁業者等 (注2)漁業経営の再建を認める計画の認定を受けた中小漁業者

(注3)利率は令和5年8月21日現在 (注4)主務大臣指定施設の場合は対象とならない設備がある。



## 7. リーフレット

# 設備投資や運転資金の借入時に活用できる融資制度について

## 金融機関からの借入れを検討するとき、このような資金が使えます！

- 漁船の購入・建造・改造等をしたい
- 水産物の生産・流通・加工・販売に必要な施設を作りたい
- 養殖用の種苗を購入したい …… 漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金等
- 運転資金(短期・長期)を調達したい …… 漁業経営改善促進資金、日本政策金融公庫資金等

### 低利な融資制度

#### 【漁業近代化資金】 金利：1.10%\*

- 法律に基づく融資制度で国や都道府県の利子補給等により低利な融資を受けることができます。
  - 施設資金から種苗・餌料購入資金まで融資メニューが充実しています。
- ※ 詳しくは、お近くのJFマリバンバンクへお問い合わせください。

#### 【日本政策金融公庫資金】 金利：0.60～1.60%\*

- 政府関係金融機関である日本政策金融公庫による低利な融資を受けることができます。
  - 施設資金や長期運転資金など融資メニューが充実しています。
- ※ 詳しくは、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

#### 【その他制度資金】 金利：無利子～1.55%\*

- 漁業経営改善促進資金やその他の制度資金(都道府県単独の資金含む)も活用できます。
- ※ 詳しくは、お近くの金融機関または都道府県へお問い合わせください。

\*：金利はR6.3.18現在。金利情勢等を反映して変動します。

(注)：融資を受けるにあたっては、審査があります。

経営改善漁業者に  
認定されると、

「漁業近代化資金」・  
「日本政策金融公庫資金  
(漁業経営改善支援資金)」は、

**実質無利子  
(5年または10年)**

となります。

お近くのJFマリバンバンクはこちら⇒



日本政策金融公庫HPはこちら⇒



制度資金の資金別用途一覧表はこちら⇒



# 皆様の資金繰りを公的保証でサポートします！

漁業信用保証制度は、漁業者・養殖業者の皆様が、金融機関から運転資金や設備資金の調達を円滑に行えるよう、漁業信用基金協会※1が公的な立場から保証人となる制度です。やむを得ない事情で金融機関に返済ができなくなったときには、皆様に代わって代位弁済をします。代位弁済後は、皆様とご相談しながら漁業信用基金協会に計画的にご返済していただくこととなります(図の⑥～⑧)。

## 漁業信用保証制度のメリットは？

### 1 融資判断の大きなポイントになります

公的制度により借入金を保証※2することで、信用力がアップ。金融機関が融資を行いやすくなり、皆様がスムーズにお借入れできます。

### 2 多様な借入期間を保証し経営をサポートします

漁期や魚種の違いなど事業サイクルに合わせた借入期間を保証することで、返済計画や事業計画が立てやすくなります。

### 3 担保・保証人・保証料の負担が軽減されます

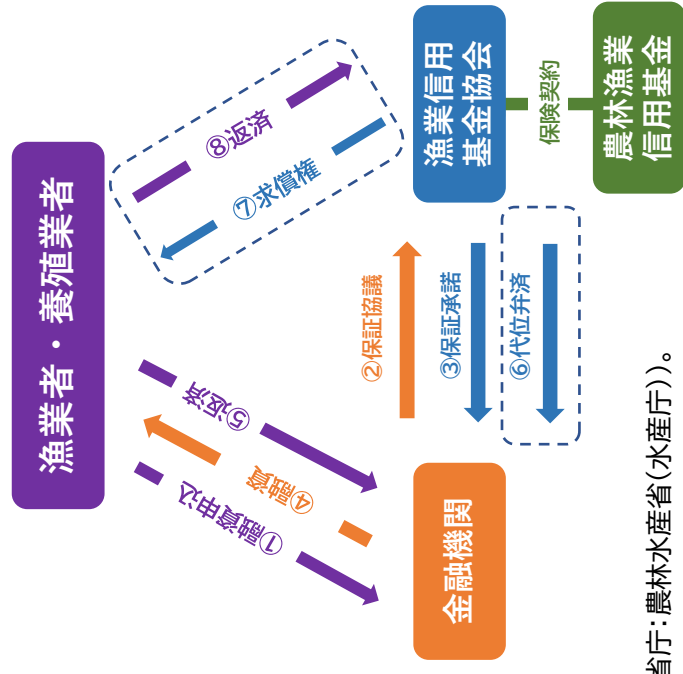
漁業者の皆様の負担を軽減できる国の支援策があります。

**経営改善漁業者に認定されれば、無担保・無保証人でのご利用が可能となったり、保証料負担が一定の期間(5年間)軽減されます(ただし、一定の枠があります。)**

※1 法律(中小漁業融資保証法)に基づき、皆様の債務保証を行っている公的保証機関です(監督省庁:農林水産省(水産庁))。

※2 保証のご利用にあたっては、財務状況等に関する、一定の審査をさせていただきます。

(注) 政府関係金融機関である(株)日本政策金融公庫が取り扱う資金は、原則、保証の対象外となります。



詳しくは、最寄りの漁業信用基金協会、もしくは農林漁業信用基金までお気軽にお問い合わせください。



最寄りの漁業信用基金協会はこちら⇒



農林漁業信用基金HPはこちら⇒

